

内閣府（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
13	B	地方に対する規制緩和	消防・防災 安全	災害救助法に規定する救助の種類への「福祉(介護を含む。)」の追加	【課題】 ・災害時においては、被災者に対し、医療のほか福祉的支援が行われているが、災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの、「福祉(介護を含む。)」に関する規定はなく、位置付けが不明確であることから、都道府県の相互応援体制の構築及び被災自治体の要請を受けて派遣された福祉・介護等の専門職員による支援について、経費負担等の具体的取扱いなどが課題。 【現状】 ・東日本大震災津波では被災者の避難所生活が長期的に及び、要配慮者に対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対応、避難所環境の改善など、様々な福祉的課題への対応の必要性が強く認められたところであり、熊本地震及び台風第10号災害、7月豪雨災害においても同様の状況。 ・熊本地震及び台風第10号災害、7月豪雨災害における本県災害派遣福祉チームの活動については、協議の結果、避難所設置に係る経費として未だに後付けで整理され、災害救助費の支弁対象とされたところ(熊本地震については旅費のみが対象)。	被災者に対する福祉・介護サービスの円滑な実施	・災害救助法第4条、第7条 ・平成23年4月15日付事務連絡「東日本大震災」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」 ・平成28年4月28日付事務連絡「平成28年熊本地震」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」	内閣府、厚生労働省	岩手県、青森県、群馬県、埼玉県、石川県、豊橋市、半田市、大阪府、奈良県、鳥取県、徳島県、福岡県、熊本県、熊本市、宮崎市	宮城県、栃木県、群馬県、埼玉県、石川県、豊橋市、半田市、大阪府、奈良県、鳥取県、徳島県、福岡県、熊本県、熊本市、宮崎市	○当県では、災害派遣福祉チームの派遣体制を構築済みであるが、その経費負担等について、災害救助法に規定がないことから、災害救助法に規定する救助の種類へ「福祉(介護を含む。)」を追加する必要性が生じている。 ○大規模災害時において人手不足となった福祉・介護施設(緊急入所や福祉避難所を受け入れた施設)等への災害派遣福祉チームの派遣について、経費負担等の具体的な取扱いについて、災害救助法による救助の種類に規定がなく、発災後の通知により対応することとなっている。そのため、災害派遣福祉チームの派遣制、受入側共に迅速な受援、派遣に支障が出ている。 ○医療チームにおいては、派遣費用が災害救助法の求償対象になっており、福祉チームについても、求償対象になることを要する。 ○経費負担率等の取扱及び派遣調整システム及び派遣する福祉・介護専門職の取扱を定めておくことは、各自治体にとっても被災自治体からの要請への迅速な対応に資するものと認められるため、共同提案を行うもの。 ○災害発生時には、被災者の健康管理及びこころのケア等を行う保健師などの役割が重要であるが、その業務については現在の救助項目の対象とならないものも多い。被災地のニーズ及び保健師等の業務の重要性を踏まえ、救助項目に「福祉」の項目を追加することで、保健師等の業務を災害救助法の対象とすべきである。 ○平成28年熊本地震では、福祉避難所の支援として他県から介護職員等の派遣を受けたが、費用負担等については法上の明確な規定がないことから、厚生労働省の平成28年4月28日付け事務連絡の発出を待つこととなった。 ○南海トラフ巨大地震発生時には、避難生活の中長期化が予想されることから、要配慮者の二次的避難所となる福祉避難所の確保が急務となっている。しかしながら、被災1週間後に予想される要配慮者避難者数20,000人に対して、確保している福祉避難所の最大収容可能人数は3,097人であり、引き続き福祉避難所の確保に努めるものの、今後は一次避難所である指定避難所における要配慮者スペースの拡充に取り組む必要があると認識している。今回の制度改正の提案内容は、指定避難所において要配慮者が中長期的な避難生活を送る上で必要となる支援であることから、当市としても提案すべき内容であると考え、 ○県内において、あるいは県域を越えて高齢者施設の入居者等の避難や介護職員等の派遣等を行う支援体制の早急な確立が求められているが、県域を越えた支援体制を速やかに構築するためには、その根拠法令や制度の整備のほか、厚生局など国による一定の関与が必要である。 ○当県においても災害派遣福祉チームなど支援体制の構築に取り組んでいるところであるが、災害救助法に福祉活動が規定されていないため、派遣経費など費用負担が課題となり体制整備に支障をきたしている。 ○当県においても災害派遣福祉チームを整備したところであり、今後、被災地への派遣に際して、派遣費用が災害救助費の支弁対象となるかどうか等、同様の問題が生じる可能性がある。 ○現状では、災害が起きることに被災県と協定を締結し、派遣に係る経費負担などについて協議した後介護人材を派遣することになっている。災害救助法に規定する救助の種類へ「福祉(介護を含む。)」が追加されることにより、協定を締結しなくても迅速に被災地に福祉人材を派遣することが可能になる。 ○熊本地震の際には、地震により機能停止に陥った市立病院の看護師(市職員)を避難所の巡回や仮設住宅等への訪問・見守りといった福祉的支援に投入できたため、大きな支障とはならなかったが、今後同様の災害が生じた場合に向け、整理しておく必要があると考える。	
45	B	地方に対する規制緩和	その他	地域再生計画に係る申請受付時期(期限)の見直し	地方創生推進交付金を活用する事業に係る地域再生計画の作成に当たっては、大部分が地方創生推進交付金に係る実施計画からの転記で作成することとなっているが、両計画の申請期限がほぼ同時であり、交付金実施計画作成後、短期間で地域再生計画の作成となるため、集中的な事務作業となり負担が大きい。(参考:交付金の実施計画は1月24日までメール提出、地域再生計画認定申請書は1月25日までメール提出(縦は知事印を押印の上、郵送提出が必要)) また、地域再生計画は地方創生推進交付金申請時点での作成のため、同交付金の採択状況(内示後)により修正や取り下げ処理が発生している。取り下げとなると、地域再生計画の作成・提出、また提出後に指摘を受けて行った修正に係る作業について、不要な作業を行ったことになる。	地方創生推進交付金内示(本決定前)後の地域再生計画認定申請受付とすることにより、地域再生計画を作成する期間が確保され、また修正や取り下げ事務が不要となるため、申請業務が簡素化される。	・2018年12月21日付け事務連絡「第51回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について」(内閣府地方創生推進事務局) ・平成30年12月21日付け事務連絡「2019年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出について」(内閣府地方創生推進事務局) ・地域再生計画認定申請マニュアル(総論)第1章1-2	内閣府	秋田県、岩手県、盛岡市、宮古市、一関市、陸前高田市、滝沢市、西和賀町、軽米町、一戸町、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、大仙市、小坂町、羽後町	福島県、群馬県、埼玉県、横浜市、多治見市、浜松市、豊橋市、津島市、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、奈良県、島根県、高松市、愛媛県、松山市、熊本市	○実施計画の事業が不採択となった結果、地域再生計画の申請取り下げとなり、地域再生計画の作成・提出など不要な作業となった事例がある。 ○地方創生推進交付金の変更申請を行ったが不採択となり、変更を踏まえて提出していた地域再生計画の取り下げ事業が発生し、結果的に不要な事務作業を行ったことがある。 ○複数の自治体が申請主体となる地域再生計画では、申請の代表自治体が他自治体の鑑文(押印の上、原本の提出が必要)を代表自治体で取りまとめる必要があるため、交付金とほぼ同じ期間であることは時間的余裕がなく、事務負担が大きい。また、交付金の実施計画で連携している自治体は、実施計画上のKPI等、地域再生計画に記載のある内容を変更するたびに連携自治体全てが地域再生計画の変更申請を提出する必要があるため、事務を一層煩雑化させている。 ○当市においても、継続事業について、実施計画側で修正内容が認められなかったため、それぞれ交付決定・計画認定された際に、両計画の内容に齟齬が生じてしまい、地域再生計画を次の認定回に元の状態に修正し、実施計画との整合をとったという事例があった。 ○地域再生計画は、大部分が地方創生推進交付金に係る実施計画からの転記で作成することとなっているが、両計画の申請期限がほぼ同時期であることから、当県でも大きな負担となっている。実施計画申請後、地域再生計画の作成期間(10日程度)について考慮いただきたい。 ○地域再生計画の作成に当たっては、地方創生交付金実施計画作成とほぼ同時進行での短期間での作業となるため、事務の負担が非常に大きい。加えて、地方創生交付金が不採択となった場合は地域再生計画取り下げ処理が、減額採択となった場合は地域再生計画修正処理が発生するため、非効率的かつ煩雑な事務処理状況となっている。地方創生推進交付金を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請の時期については、同交付金の内示後とするよう見直していただきたい。	
73	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバーカードに関する統一された事務処理マニュアルの作成及び一元管理	・通知カード及びマイナンバーカードに関する事務については、これまで事務処理要領などの各種通知や、質疑応答集の追加の中で補足的に示されているが、事務処理(例:市区町村が窓口で受付する手続(券面記載事項変更)に関する必要手順など)についての、個別具体的な内容について一体系的に示されたものがなく、対応に苦慮している。 ・事務に係る各種通知・質疑応答集について、総務省、内閣府、また地方公共団体情報システム機構等が、随時専用サイトを更新すること等で示しており、市区町村はそれぞれの確認が必要な状況となっている。 ・マイナンバー制度関連事務は、全国的に統一して行うべきものであると考えるが、事務処理内容の改正等について、各市区町村で確認し、蓄積している状況。市区町村において事務を円滑に行うため、統一的な事務処理マニュアルを作成し、各通知等の格納場所を一本化することとしたい。	・事務処理内容の改正について、市区町村で蓄積し確認している状況から、統一的な事務処理マニュアルの作成により、個別確認に必要な負担が軽減され、また、各市区町村の確認誤りなどによる、事務の遅滞等が発生する可能性をなくすることができる。	通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領	内閣府、総務省	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、西予市、四国中央市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、鬼北町、愛南町	大瀬渡市、秋田市、白河市、石岡市、ひたちなか市、桐生市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、西予市、四国中央市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、鬼北町、愛南町	大瀬渡市、秋田市、白河市、石岡市、ひたちなか市、桐生市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、西予市、四国中央市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、鬼北町、愛南町	○通知等が多岐に渡るため、職員の異動による事務の引き継ぎが困難である。 ○制度導入後、総務省、J-hisなど、それぞれの見直しや対応の変更点があったが、見落とすと重大な事故に繋がりがかねない。初任者でもわかりやすい一元的な事務処理マニュアルの作成を望む。 ○事務に係る各種通知・質疑応答集について、総務省、内閣府、また地方公共団体情報システム機構等が、それぞれ随時専用サイトを更新すること等で示す現状において、必要な情報をどのサイトから取り出せばいいのかわかりにくく、時間がかかる。統一的な事務処理マニュアルを作成することにより、各自治体の負担軽減となり、また各自治体間の対応の相違から起こるトラブルを防ぐことになると考える。 ○当市でも独自のマニュアルを作成しているが、事務処理要領の内容が改正されるたびに多々労力を割いている。新旧対照表が提示されるとはいえ、煩雑なマイナンバー関連事務の確認作業は膨大であり、全国で同じ事務を行うのであれば、国がマニュアルを作成するのは当然のことと思われる。 ○当市においても確認事項がある場合には様々な資料等を検索している状況であり、対応に苦慮している。 ○統一的なマニュアルが存在しないことから、当都道府県内市町村及び市町村からの問い合わせに対応する当都道府県においても同様の支障が生じている。 ○通知カード及びマイナンバーカード交付事務に関する事務処理要領が都度更新されているものの、事務処理要領に係る質疑応答集や、デジタルPMOに掲載されるQ&Aなど、事務処理に関する情報がまとめられておらず、索引がしづらい状況となっている。これにより、個別事例に対する迅速な判断が難しい場合がある。
74	B	地方に対する規制緩和	その他	番号法での情報連携対象に外国人生活保護情報を追加	・国の通知により生活保護事務で外国人のマイナンバーの取扱い、マイナンバーの利用範囲の対象外とされ、マイナンバーが紐付かないようにシステム改修でアクセス制御するか、独自利用条例で外国人のマイナンバー利用を規定する必要がある。独自利用条例を策定した場合は、生活保護法又は番号法が改正されるまで、当該条例を改正する必要がある。 ・外国人と日本人が婚姻している世帯の場合は、生活保護では世帯単位で保護を行うため、世帯単位で支給する生活保護費の情報や、世帯の保護決定情報(外国人のみの世帯となる、外国人と日本人が死亡してから情報連携の制御を行うまでの間は、違法に情報連携した状態が発生する。 ・日本人と外国人が混在する世帯の場合、日本人の生活保護関係情報は情報連携の対象となるが、外国人の生活保護関係情報は情報連携の対象外であるため、実務に支障が生じる。	・国が生活保護法及び番号法を改正した場合、施行後直ちに外国人のマイナンバー利用が可能となる。 ・外国人と日本人が混在する世帯の場合も、日本人のみの世帯と同様の対応が可能になる。	生活保護法、「生活」に困難する外国人に対する生活保護の措置について」(厚生労働省社会・援護局保護課通知 平成27年9月16日社保発第0916第1号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二	内閣府、厚生労働省	松山市、八幡浜市、西条市、西予市、東温市、久万高原町、内子町、伊方町	熊谷市、千葉市、長野県、美濃加茂市、京都府、高松市、久留米市、熊本市	○独自利用条例の制定・改正は自治体の負担が大きい。全国の自治体が同様に実施している事務は、法改正を行い対応すべきである。その最たるものが、外国人生活保護事務である。本場に各自治体独自で実施している事業だけを条例規定すればよいように改善すべきである。 ○国の通知により外国人のマイナンバーの取扱い、マイナンバーの利用範囲の対象外とされ、マイナンバーが紐付かないようにシステム改修をおこなっているが、当市システムでは担当職員がシステムに保護申請者(受給者)が外国人である旨の入力をおこなうことが必要であり、人為的なミスによるマイナンバーの情報連携がおこなわれないよう留意する必要がある。世帯類型も多様化しており、日本人と外国人が混在する世帯も増加していることから、同一世帯内に情報連携対象者と対象外者が混在し、業務に支障が生じている。 ○当県では独自利用条例を制定し、外国人マイナンバーの情報連携を行っているが、制度改正毎に条例改正が必要であり、番号法での情報連携対象に外国人生活保護を追加することで業務負担軽減が図れると考える。 ○国に対する申請事務が煩雑であること、また日本人と比べて照会に関するタイムロスが生じることから、同様の制度改正の必要性を感じている。	

内閣府（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
136	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金申請時の事務処理期間の確保	地方創生推進交付金申請時において、補助認定要件等について早期にその内容を示し、併せて実施計画の作成、地域再生計画の作成について地方自治体への通知を行うこと、また十分な事務処理期間を確保すること。	地方創生推進交付金申請には、実施計画及び地域再生計画を作成し提出する必要がある。補助認定要件は毎年変更されるため、その内容がわからないと調整に入ることができないが、国からの事務連絡は12月後半に発出され、県を経由して市に届くのは、年末ギリギリになる。申請期間が年末年始を挟むうえ、その間に事前相談を行うなど、非常にタイトなスケジュールになっているため、十分な検討期間が確保できず、また書類作成事務が負担となっている。 また申請にあたっては、実施計画と地域再生計画の両方を作成する必要があり、地域再生計画は実施計画と同様の記載をする項目が多く、実施計画が固まらないと地域再生計画も完成しないが、内閣府からの依頼や提出先も別になっており、それぞれ決裁を取り、市長名の鑑文をつけて送付するなど負担となっている。	早期の情報提供や事務連絡の発出により、検討期間や事務処理期間を確保することで、地方創生の推進、事務の円滑な執行による行政運営の効率化、働き方改革の推進に資する。	地域再生法	内閣府	川崎市		盛岡市、福島県、新座市、千葉市、横浜市、平塚市、十日町市、長野県、大連市、多治見市、浜松市、名古屋市、豊橋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、高松市、愛媛県、松山市、高知県、朝倉市、熊本市	○内部調整等で時間や手間がかかる事務であるため、十分な処理期間を設けるために、早めの周知に努めていただきたいと考える。また、地域再生計画と実施計画の担当部署が異なることで、手続きの方法やスケジュールなどが複雑になり、地方自治体にとりては分かりづらいとともに事務が煩雑になっている。 ○令和元年度から事業が始まった推進交付金の移住・起業・就業支援タイプについては、全国の自治体で事業構築・予算化が必要な事業であるにも関わらず国からの情報提供が遅く、自治体の予算編成スケジュールを考慮していないものであった。自治体の自由な発想の下で事業を進めるという観点から、今後は秋頃までに国における検討を終えて自治体へ通知するなど、制度の適切な運用が必要である。 ○今年度の交付申請書の提出においては、3/29(金)に都道府県に対して提出に係る事務連絡があり、提出期限は土日を含んで4月1日(月)の18時であった。処理時間が市町村への照会・取りまとめを含めて1日しかなく、適切な期限設定ではない。同じ内閣府の地域少子化対策重点推進交付金では、予算成立、予算執行が可能となることを条件として(準備行為として)、3月中旬の内示日以降で交付申請を受け付けていることから、同様の対応を取っていただきたい。 ○複数の自治体が申請主体となる地域再生計画では、申請の代表自治体が他自治体の鑑文(押印の上、原本の提出が必要)を代表自治体で取りまとめる必要があるため、交付金とほぼ同じ期限であることは時間的余裕がなく、事務負担が大きい。また、交付金の実施計画で連携している自治体は、実施計画上のKPI等、地域再生計画に記載のある内容を変更するたびに連携自治体全てが地域再生計画の変更申請を提出する必要がある、事務を一層煩雑化させている。 ○地方創生推進交付金を4月交付決定(早期の事業着手を可能)とするために、国から諸所の配慮があることは承知しているが、それでもなお、支障事例にあるとおり、十分な検討期間が確保されていない、交付金申請事業の熟度を一層高めるためには、補助認定要件等を確認した後の事前相談において、ある程度の検討時間を要する。地方創生の実現に向けた事業の効果を高めるためにも、早期の情報提供や事務連絡の発出をお願いしたい。 ○事前相談のコメントを受けてから本申請までの期間が短いほか、実施計画と同様の記載をする項目が多い地域再生計画においても、内閣府からの依頼や提出先も別になっていることから、それぞれ決裁を取り、市長名の鑑文をつけて送付するなど負担となっている。 ○地方創生推進交付金の申請は、事務連絡の発出から期限まで非常にタイトなスケジュールとなっている。 検討期間・事務処理期間を確保することができれば、地方創生の推進、事務の円滑な執行による行政運営の効率化、働き方改革の推進に資する。 更に、補助の認定要件が変更となる場合は、事前に提示があれば、事務のより円滑な執行が図られる。 ○地方創生推進交付金の実施計画書は、事前相談を経た上で、実施計画を提出することになっていることから、実質、公募開始から実施計画書を作成するまで、営業日ベースでは、9日間しかなく、非常にタイトなスケジュールとなっており、十分な検討期間が確保できず、職員の負担も大きくなっている等の支障が生じている。 また、実施計画書と地域再生計画について、同じ内閣府地方創生推進事務局であるにも関わらず、依頼や提出先、提出日が別々になっており、事務が煩雑になっている。
232	B 地方に対する規制緩和	その他	住民基本台帳ネットワークシステムにおける「同一住所検索」により取得する住民票情報を、検索対象者と同一世帯番号の情報のみが取得されるよう改善すること。	住民基本台帳ネットワークシステムにおける「同一住所検索」により取得する住民票情報を、検索対象者と同一世帯番号の情報のみが取得されるよう改善すること。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第19条第7号に基づく情報照会に際して行う、番号利用法別表第2の1の項第4欄に規定する住民票関係情報の照会による世帯構成の確認については、「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」(平成25年8月総務省公表)や「情報連携による世帯構成の確認方法について」(平成20年11月8日付け事務連絡)で示された方法(以下「ガイドラインに基づく確認方法」という。)により、次のとおり実施しているところである。 「ガイドラインに基づく確認方法」により行う「住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住民基本台帳NWS」という。)」の「同一住所検索」により取得する情報は、申請書に記載された者と異なる世帯番号の者の情報が含まれていることがあるため、情報提供ネットワークシステム(以下「情報提供NWS」という。)で情報照会を行い世帯番号の確認を行う必要がある。 【具体的な支障例】 ・情報提供NWSによる一括での情報照会とは、照会結果の取得に1日の時間を要している。 ・住民票関係情報の取得に、住基NWSと情報提供NWSの2つのシステムを使用しており、効率的でない。 ・申請者が多数入居可能な施設に居住している場合等、同一住所検索の結果、表示可能件数を超えた場合は、表示すらされない。	・情報提供NWSでの住民情報照会が不要となり、事務処理の効率化が図られる。 ・住基NWSで不必要な情報(世帯番号が異なる者の情報)を取得することがなくなり、個人情報の保護が図られる。	「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」(平成25年8月総務省公表) 「情報連携による世帯構成の確認方法について」(平成29年11月8日付け事務連絡)	内閣府、総務省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	石岡市、ひたちなか市、熊谷市、八王子市、川崎市、高山市、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市	○同一住所検索については、多数入居可能な施設等の居住者の場合に居住している場合等、表示可能件数(50件)を超えた場合にエラーとなり表示されないため、当市においても対応に苦慮している。
266	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助の特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意の廃止	災害救助法に基づく救助に関する、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確実に行うこと。	災害救助法に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、内閣府告示で定められており(いわゆる一般基準)、これと異なる基準を適用する場合には、施行令により、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で定める(いわゆる特別基準)こととされているが、気候、風土や生活習慣等の地域特性や、被害の規模・様相に柔軟に対応するためには、被災自治体の判断が尊重されるべきである。 また、災害時には被災者のニーズに可及的速やかに対応すべきであり、都度内閣総理大臣への協議を必要とする現行制度は、現場の実情を踏まえたものとは言えない。実際、協議に時間を要しているとの意見や、過去の災害で認められた事例であっても特別協議を要するなど、被災地域に数量の余地がなく、被災地の実情に応じた対応が困難であったとの意見もある。 したがって、災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確実に行うことを求める。 なお、これまでの事例などから範囲を限定して内閣総理大臣の協議、同意を廃止することで、法律の趣旨を逸脱しない範囲で迅速かつ的確な被災者支援が可能と考える。	被災地のニーズが迅速に救助内容に反映され、的確で十分な被災者支援が実現する。	災害救助法施行令第3条	内閣府	関西広域連合		高山市	○災害時には被災者ニーズに可及的速やかな対応が必須となり、過去の災害で認められた事例を参考に被災地の実情に応じた迅速な対応ができるよう協議同意の廃止を求める。

警察庁(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		
管理 番号	区分									分野	団体名	支障事例
297	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	自家用有償運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業者のバス停共用における規制緩和	鳥取県米子市淀江地区では一般乗合旅客自動車運送事業者が撤退し、米子市が自家用有償運送で代替交通を行うこととなったが、一部のバス停留所(14か所)において、他の一般乗合旅客自動車運送事業者のバス停留所と共用するものがあるため、道路交通法46条の特例で規定する公安委員会が行う道路標識の設置によって一般乗合旅客自動車運送事業者のバス停に停車しようとした。 鳥取県警察本部はバス停留所に自家用有償運送のバスを駐車可能とするための道路標識の設置箇所を現地で確認したが、路肩が狭く道路標識を設置することが物理的に難しいことやそもそも設置本数が多いことにより現地確認に時間がかかること等の問題により、道路標識設置手続きが進んでいない。これにより平成31年4月1日の運行開始に間に合わないため、止む無くバス停から10m以上離れた場所に停車しようとしているが、道幅が狭いことやカーブで見通しが悪い等により適当なバス停位置がないこともあり、現場は困惑している状況。 なお、鳥取市南部地域でも同様の事例(バス停留所共有数は110か所)が生じている。	制度改正により、一般乗合旅客自動車運送事業者が撤退し、自家用有償運送に切り替える際の手続きが円滑になり、地域におけるバス運行に支障がなくなる。 運行開始に道路標識設置が間に合わない場合に止む無く危険な箇所へバス停車を行うことを回避することができる。 道路標識設置コストが削減される。	道路交通法第44条、第45条の2、第46条	警察庁	鳥取県、鳥取市、米子市		川崎市、上越市、庄原市	○当市で実施している自家用有償運送では、他の一般乗合旅客自動車運送事業者のバス停と共用するところについては、道路標識の設置が困難なため、やむなく10メートル離れた場所に停車しているが、利用者の利便性が悪い。 ○当市においては、路線バスの利用者の減少やバスの運行に対する市の補助金の増加を背景に、主に支線区間の路線バスを廃止し、自家用有償旅客運送による輸送へ転換することを検討している。自家用有償旅客運送の運行に当たっては、幹線バス路線の停留所でバスに乗り換えることを想定しているが、提案団体の支障事例に記載のあるような状況が発生した場合、自家用有償旅客運送の円滑な導入に支障が生じる可能性がある。	

金融庁（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

提案区分			提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
管理 番号	区分	分野									団体名	支障事例
86	B 地方に対する 規制緩和	その他	埋火葬費用に 充当するため、 市町村担当 者による死 亡人の銀行 預金払戻し に関する権 限の明文化	行旅病人及 行旅死亡人 取扱法(行 旅法)にお いて、市町 村が繰り替 えた埋火葬 費用につい て死亡人の 遺留金銭を 充当できる ことと定め てあること から、銀行 貯金や有価 証券等につ いて、相続 財産管理人 を選任せず に充当が可 能であることを明確に すること。	【問題の所在】 墓地、埋葬等に関する法律第9条に該当する死亡人の遺留金銭として銀行貯金がある場合、行旅法の規定に基づき遺留金銭、有価証券を当該埋火葬費用に充当することとなるが、一般の銀行の場合、死亡人の相続財産管理人でなければ払い戻しができない。しかし、相続財産管理人の選任については1件、数十万円から数百万円と多額の費用がかかる。このため、貯金の額と比較して相続財産管理人の選任費用が多額である場合は相続財産管理人の選任を行えないことから、当該埋火葬費用を回収できず不納欠損をしている市町村が存在する。 なお、ゆうちょ銀行においては、市町村担当者が死亡人の預金を払い戻すことを可能としている。	【制度改革に係る効果】 行旅法の規定どおり市町村が負担した埋火葬費用に、死亡人の遺留金銭を充てることができるようになり、市町村の費用負担を少なくすることができる。	・墓地、埋葬等に関する法律第9条第1項、第2項 ・行旅病人及行旅死亡人取扱法	金融庁、厚生労働省	宮城県		青森県、ひたちなか市、群馬県、桶川市、江戸川区、長野県、美濃加茂市、豊橋市、京都市、徳島県、高松市、熊本市、宮崎県	○死亡人の遺留金銭が少額である場合、相続財産管理人の選任が行うことができないため、保管機関のないまま本市が遺留金銭を保管している場合がある。 ○死亡人への調査権限が明確に定められていないことから、死亡人が銀行口座等に資産を有している可能性がある場合においても、調査を行うことが出来ず、本来であれば遺留金品を充てることが出来た事例においても財政負担が生じており、改正が必要と考える。また、調査権と同時に銀行口座からの払戻しに係る権限を制定する必要があると考える。 ○当県においても相続財産管理人の選任に係る費用が、遺留金としての銀行貯金を上回る場合には、相続財産管理人の選任が行えず、本県が費用負担をしている事例があり、ゆうちょ銀行以外の銀行等においても市町村担当者が簡単に死亡人の預金を払い戻すことを可能とする運用を求めたい。 ○現状、相続財産管理人による手続き無しには遺留金銭たる預金の払戻し等に応じない金融機関もあり、費用充当の支障となるケースも存在する。相続財産管理人の選任が利害関係人等により行われるケースも限られており、事務の煩雑化を招いていることから、権限の明文化を望む。 ○当県においても、遺留金銭の調査・回収に苦慮している市町村の現状があることから、当該制度は必要と考える。 ○行旅法の規定どおり市町村が負担した埋火葬費用に、死亡人の遺留金銭を充てることができるようになり、市町村の費用負担を少なくすることができる。 ○一般銀行については、市が死亡人の預金の払い戻しを受けられないため、相続財産管理人選任の申立てを行うことになるが、申立て費用が預金額を上回る場合、結果的に申立てを行えない。そのため、埋火葬費用を回収できず、市の財政負担となっている。 ○現行の法律では親族調査・預金調査等する権限がなく、市町村が負担する費用は今後も増える見込みです。調査権限が付与されれば、遺留金の調査も合わせて行うことができ、葬祭費用等に充当することができると財政負担の軽減につながります。

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		
	区分	分野									団体名	支障事例	
16	B	地方に対する規制緩和	その他	住民基本台帳関係事務、戸籍事務及び地方税法関係事務に係る証明書等の交付に係る規制緩和	住民票の写しや戸籍等抄本、納税証明書などの証明書等の交付について、交付決定及び請求内容等の審査は公権力の行使にあたるため、民間事業者に行わせることはできないとされているが、自動交付機やコンビニ交付が普及している現状があり、民間事業者に行わせることができるようにしていただきたい。	平成27年度に支所の総合窓口業務、平成30年度には本庁舎の総合窓口業務を民間に委託したが、審査業務等のための職員を配置(職員が休暇を取得できるための職員数の配置)する必要がある。窓口業務を少人数の職員で行っていた規模の小さい自治体は、委託前と比較しても大幅な職員削減につながらず、民間委託の効果が薄い。	職員の削減につながり、民間委託による最大限の財政効果が発揮される。また、審査業務を民間が行うことができれば、請求から交付までの一連の事務を民間事業者で完結することができ、住民の待ち時間の縮減も期待できる。	「住民基本台帳関係の事務等」に係る市町村の窓口業務の民間委託に関する質疑応答について」(平成20年9月9日事務連絡総務省) 「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」(平成27年6月4日内閣府公共サービス改革推進室) 「戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について(通知)」(平成25年3月28日民一第317号法務省) 「戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について」(平成27年3月31日事務連絡法務省)	総務省、法務省	北栄町		苫小牧市、川崎市、高山市、豊橋市、南あわじ市、徳島市、糸島市	○証明発行等の審査業務が新たに発生し、職員削減できないため委託した効果がないのが現状である。 ○所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法による公用請求の増大などにより常に人員が不足している。請求の受付から証明書の発行→審査→交付まで民間業者に委託することにより住民の待ち時間等も縮減にもつながる。 ○課税、所得、納税証明でいえば、繁忙期になると担当職員では対応できず、賦課担当の職員の応援を得て行う場合もある。さらに、資産関係の証明にも対応しなくてはならず、一定数以上の職員を常駐させておく必要がある。職員の定数削減の折り、担当職員の数人は少なく、担当職員が休暇を取得することもはばかれる場合もあり、ワークライフバランスや働き方改革とは逆行すると思われる。 ○当市においても、ワンストップ窓口として「総合窓口センター」を設置し、住民の利便性の向上に努めているところ。公権力の行使の観点から、正規職員及び臨時職員であたっている。会計年度任用職員制度の導入も控えており、民間事業者への委託が可能となれば、職員の削減や業務改善の観点から導入に向けて積極的に検討を行うことができる。 ○出先機関等、人員が少ない場所は民間事業者への委託が困難なことから、証明書の交付にかかる交付決定及び請求内容等の審査を民間事業者に行わせることができるよう、規制緩和が必要である。
17	B	地方に対する規制緩和	その他	地方公営企業の出納事務等を会計管理者にも行わせることができる要件の緩和	地方公共団体が経営する企業における出納事務等については、管理者が行う事務となっている。(法第9条) 法第7条ただし書の規定により管理者を設置しないこととした公営企業においては、管理者の権限を行う地方公共団体の長が会計管理者に対して出納事務等が委任できるよう要件の緩和をいただきたい。	【根拠条文一部抜粋】 【財務規定等】適用される場合の管理者の権限 第34条の2 地方公共団体の経営する企業に財務規定等が適用される場合においては、当該企業の出納その他の会計事務及び決算に係るものについては、条例で定めるところにより、その全部又は一部を当該地方公共団体の会計管理者に行わせることができる。 【制度改正要求の内容】 財務適用企業は、地方公共団体の長が出納事務の責任者となるよりも、出納事務に習熟している会計管理者に行わせるのが事務処理の簡素化になるものと考えられていると考えるが、法の全部を適用する企業の中にも少人数で経営している企業もあり、本規定を財務適用企業に限らず、全部適用企業にも適用できるようにしていただきたい。 【支障事例】 本町では、特別会計(職員2名)で行っていた事業を平成31年4月から法全部適用の準備を進めてきた。 出納事務は、特別会計では普通会計と同様に会計管理者が行っていたが、法適用に伴う出納事務の独自処理が事務効率を悪化させると懸念された。そのため、普通会計において出納事務を行っている職員に対し公営企業への併任を発し出納業務を行わせることとした。 しかし、本町の普通会計部門では、会計管理者と事務職員の2名で分担して出納事務を行っており、事務職員のみに出納事務を行わせても、もう一方の者(会計管理者)が持つ出納事務のノウハウが活用できない。	【制度改正による効果】 普通会計、企業会計で行う同様の出納業務を一元的に行うことで、公営企業を含めた業務の効率化を図ることが出来る。 また、地方公共団体の持つ懸念を払拭することで、公営企業法適用への推進が図られることが期待できる。	地方公営企業法(第34条の2)	総務省	北栄町		—	—
40	B	地方に対する規制緩和	その他	JETプログラム参加者の会計年度任用職員制度への移行について、制度の特殊性を考慮し、会計管理者に移行するにつれ、任用手続きが1回で済むように、次のいずれかの運用手続きを定めること。 ①会計年度任用職員制度の例外とし、取扱いを地方の運用に任せること。 ②会計年度任用職員制度に適合させるため、特に、初めて任用された年度の翌年度以降も継続して任用する場合の任用期間については、来日日を基準とする任用期間ではなく、4月1日～3月31日とすることを認める等、事務の簡略化に繋がる運用手続きに変更すること。	JETプログラム参加者の会計年度任用職員制度への移行について、制度の特殊性を考慮し、会計管理者に移行するにつれ、任用手続きが1回で済むように、次のいずれかの運用手続きを定めること。 ①会計年度任用職員制度の例外とし、取扱いを地方の運用に任せること。 ②会計年度任用職員制度に適合させるため、特に、初めて任用された年度の翌年度以降も継続して任用する場合の任用期間については、来日日を基準とする任用期間ではなく、4月1日～3月31日とすることを認める等、事務の簡略化に繋がる運用手続きに変更すること。	JETプログラムの任用期間は、年度途中から1年間となることから、会計年度任用職員制度への移行により、年に2回の任用手続きとその度毎の条件付き採用及び正式採用の判断が必要となる。 例えば、春來日の場合、4月15日～3月31日、4月1日～4月14日の2回となり、同一職員を2年目以降任用する場合も同様に2回ずつの手続きが必要となる。こうした運用は非合理的であり、不要な事務負担である。 なお、制度の詳細は、次のとおり。 ・新地方公務員法第22条の2第2項により、会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で定めるとされているため、3月31日で一度任期を区切るなければならない。また、同条第7項により、採用から一月は条件付採用の期間となり、その間の職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となる。 ・ただし、JETプログラムは、年度途中で来日し、来日した翌日から1年間となっている。 ・JETプログラム参加者の報酬額は来日から1年ごとに期間に応じて変更しなければならない(平成30年8月24日付け総行国第140号「三省通知」が、クリアからは報酬額を変更した際は、「再度の任用」(新たな職への採用)手続きをしなければならないと考え方が示されている。 ・つまり、4月1日に新地公法に基づき「再度の任用」を行い、次に、来日から1年経過する時点で、報酬額の変更に伴い「再度の任用」手続きが必要となり、結果として任用期間が2回に分かれることになる。	任用の手続きを簡略化することにより、全国のプログラムを導入する自治体の事務負担を軽減することができる。	・新地方公務員法第22条の2第2項及び7項 ・平成30年8月24日付け総行国第140号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴うJETプログラム参加者の会計年度任用職員制度への移行等について(通知)」(総務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房人物交流室長、文部科学省初等中等教育局国際教育課長)	総務省	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村		旭川市、福島県、長野県、大阪市、岡山県、大村市、熊本市、宮崎県、宮崎市	○JETプログラムの制度に基づく任期開始日と、新年度(4月1日)の2回、人事通知書等の交付手続きを行う必要があり、事務量が増加する見込み。 ○「年度途中の7月もしくは8月から翌年の7月もしくは8月まで任用する」という実態は制度移行以前とほとんど変わらないが、単純に手続きが1回増えることになるため、任用団体の事務負担が増えることになる。 ○当市においても今年度プログラムを活用し、参加者へ任用規則の説明の際に、採用期間が1年なのに任用期間を前半・後半と分けることの説明に苦慮している。 ○自治体国際化協会より示されている勤務年数による報酬体系は、会計年度任用職員制度による給与体系の考え方にそぐわないことも懸念している。

総務省（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
42	B 地方に対する規制緩和	その他	総務省から市町村に対する調査・照会業務に係る県経由事務の廃止	総務省から市町村に対する下記のような調査・照会業務について、県の経由事務を廃止すること。 (平成30年度に実施した調査の例) ①平成28年度決算における自治体情報システム構造改革推進事業に関する調査 ②平成27年度及び平成28年度決算における市区町村情報システム経費に関する調査 ③改元に伴う情報システム改修等の対応状況調査	現在、総務省からの調査・照会は、各市町村の回答を県で一度取りまとめし、総務省へ報告する方法となっている。調査趣旨と齟齬がないよう、調査要領と市町村回答を県で一度突き合わせ、必要に応じて回答内容について問合せのうえ、回答修正を依頼する必要がある。このほか、市町村からの回答に係る問合せに対しては、県が判断することができず、国へ問合せを行う必要がある。回答取りまとめのみならず、各市町村からの質問事項や、提出期限から遅れる旨の連絡についても、県で取りまとめて総務省へ報告するよう定められている調査もある。 このため、県の担当職員が対応のために多大な時間を要することとなり、負担となっている。	各市町村から総務省へ直接報告することにより、県の担当職員の負担が軽減され、他の業務に時間を充てることが可能となる。 また、回答の確認についても、総務省自身で各市町村回答の趣旨を確認することにより、調査趣旨に適した、精度の高い調査が可能となる。	①平成30年6月7日付け事務連絡「平成28年度決算における自治体情報システム構造改革推進事業に関する調査について(依頼)」(総務省自治行政局地域情報政策室)及び同調査要領 ②平成30年8月14日付け事務連絡「平成27年度及び平成28年度決算における市区町村情報システム経費に関する調査について(依頼)」(総務省自治行政局地域情報政策室)及び同記入要領 ③平成31年2月4日付け総行情報第13号「改元に伴う情報システム改修等の対応状況調査について(照会)」及び同記入要領	総務省	秋田県、湯沢市、小坂町、羽後町		大分県	○各市町村回答の集約業務において、別様式へのコピー＆ペーストを繰り返す作業が発生しており、集約における間違い等のリスク回避、働き方改革の観点からも、調査・照会(一斉調査)システムの集計機能を強化するなど、調査・照会の方法を抜本的に見直し、業務の最適化を図るべきと考える。同様の支障事例として、以下も考えられる。 ④平成31年4月22日付け事務連絡「経営戦略の策定状況等に関する調査(照会)」 ⑤平成31年4月22日付け事務連絡「公営企業会計適用の取組状況調査(照会)」 ⑥平成31年4月26日付け事務連絡「地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況調査(照会)」
73	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバーカードに関する統一された事務処理マニュアルの作成及び一元管理	・通知カード及びマイナンバーカードに関する事務については、これまで事務処理要領などの各種通知や、質疑応答集の追加の中で補足的に示されているが、事務処理(例:市区町村が窓口で受付する手続き「券面記載事項変更」に関する必要手順など)についての、個別具体的な内容について一体的に示されたものがなく、対応に苦慮している。 ・事務に係る各種通知・質疑応答集について、総務省、内閣府、また地方公共団体情報システム機構等が、随時専用サイトを更新すること等で示しており、市区町村はそれぞれの確認が必要な状況となっている。 ・マイナンバー制度関連事務は、全国的に統一して行うべきものであると考えるが、事務処理内容の改正等について、各市区町村で確認し、蓄積している状況。市区町村において事務を円滑に行うため、統一的な事務処理マニュアルを作成し、各通知等の格納場所を一本化することとしてほしい。	・事務処理内容の改正について、市区町村で蓄積し確認している状況から、統一的な事務処理マニュアルの作成により、個別確認に必要な負担が軽減され、また、各市区町村の確認誤りなどによる、事務の遺漏等が発生する可能性をなくすることができる。	通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領	内閣府、総務省	松山市、今治市、白河市、石岡市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、盛部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町		大船渡市、秋田市、白河市、石岡市、ひたちなか市、桐生市、朝霞市、桶川市、相市、荒川区、川崎市、福井市、高山市、浜松市、豊橋市、豊明市、田原市、野洲市、京都市、大阪府、八尾市、島本町、神戸市、南あわじ市、串本町、倉敷市、岩国市、山陽小野田市、徳島市、高松市、糸島市、大村市、宮崎市	○通知等が多岐に渡るため、職員の異動による事務の引き継ぎが困難である。 ○制度導入後、総務省、J-1isなど、それぞれの見直しや対応の変更点があったが、見落としと重大な事故に繋がりがわかない。初任者でもわかりやすい一元的な事務処理マニュアルの作成を望む。 ○事務に係る各種通知・質疑応答集について、総務省、内閣府、また地方公共団体情報システム機構等が、それぞれ随時専用サイトを更新すること等で示す現状において、必要な情報をどのサイトから取り出せばいいのか非常に分かりにくく、時間がかかる。統一的な事務処理マニュアルを作成することにより、各自治体の負担軽減となり、また各自治体間の対応の相違から起こるトラブルを防ぐことになると考える。 ○マイナンバーカードの各種業務における申請受付方法(本人確認等)について不明確な点もあり窓口対応で苦慮することがある。 ○当市でも独自のマニュアルを作成しているが、事務処理要領の内容が改正されるたびに多々労力を割いている。新旧対照表が提示されるとはいえ、煩雑なマイナンバー関連事務の確認作業は膨大であり、全国で同じ事務を行うのであれば、国がマニュアルを作成するのは当然のことと思われる。 ○当市においても確認事項がある場合には様々な資料等を検索している状況であり、対応に苦慮している。 ○統一的なマニュアルが存在しないことから、当都道府県内市町村及び市町村からの問い合わせに対応する当都道府県においても同様の支障が生じている。 ○通知カード及びマイナンバーカード交付事務に関する事務処理要領が都度更新されているものの、事務処理要領に係る質疑応答集や、デジタルPMOIに掲載されるQ&Aなど、事務処理に関する情報がまとめられておらず、索引がしづらい状況となっている。これにより、個別事例に対する迅速な判断が難しい場合がある。	

総務省（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

管理 番号	提案区分		提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 （特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
143	B 地方に対する規制緩和	その他	利用者負担額に係る審査請求手続の統一化	利用者負担額に係る審査請求について、議会に諮問するのではなく、地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問するよう措置されることを求めます。その理由については、右欄の「その他（特記事項）」に記載のとおりです。	保育所及び幼稚園に係る保育料については、公立・私立を問わず、子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額に関する条例を定め、当該条例に定める利用者負担額を保護者から徴収する仕組みとしております。当該利用者負担額の決定については、公立保育所（公立幼稚園）にあっては、公の施設の使用料決定処分という性格を持つものであると考えています。なぜなら、内閣府のホームページに記載されている子ども・子育て支援新制度における自治体向けFAQ（別添）において、「公立施設の利用者負担額については、公の施設の使用料に該当する」との記載があるからです。そうすると、当該利用者負担額に不服がある者が、行政不服審査法に基づき不服申立てをした場合、公立保育所（公立幼稚園）に係る者である場合には、地方自治法第229条第2項に基づき議会に諮問しなければならず、また、同条第5項の規定により、不服申立前置の対象となるものと考えられます。一方で、私立保育所（幼稚園）に係る者である場合には、公の施設に該当しないことから、一般的には地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問されることとなり、また、不服申立前置の対象とはならないものと考えられます。以上のように公立・私立の違いをもって、利用者負担額決定処分に対する救済手続に相違が生じることは、保育所（幼稚園）の利用者にとって理解しづらく、また、合理的な説明が困難と考えております。	公立保育所（公立幼稚園）に通っている児童の保護者と、私立保育所（私立幼稚園）に通っている保護者が、利用者負担額に不服がある場合における救済手続の統一化を図ることができ、より公平性が保たれると考えられる。	子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、地方自治法229条	総務省、厚生労働省	松原市	措置を求める理由として次の2点が挙げられます。まず1点目として、議会の定例会については、地方自治法第102条第2項の規定に基づき各自治体の条例で招集回数を定められているところ、本市においては年4回としており、同様の自治体が多数であると考えられます。そうすると諮問の時期によっては、答申まで一定の期間が空くことが想定されます。一方、行政不服審査会に諮問された場合には、速やかに開催に向けた準備を進めることができるものであり、行政不服審査法の目的の一つである迅速な手続という観点からすると、行政不服審査会に諮問する形式が望ましいものです。次に2点目として、利用者負担額について使用料に該当するとして審査請求がなされた場合には、地方自治法第229条第4項の規定により、議会の諮問を経た後しか訴訟をできない不服申立前置制度が適用されます。行政不服審査制度の見直しにおいては、不服申立前置についても見直しがなされ、当該見直しにおいては、不服申立をするか、直ちに出席するかは、国民が選択できることが原則であるとされています。対象となる保育所（幼稚園）が、公立・私立であるかの違いのみをもって不服申立前置制度が適用されるか否か区分されることに合理的な理由がないと考えます。この趣旨からも、利用者負担額についての審査請求においては、不服申立前置制度が適用されない制度設計が望ましいものです。したがって、左欄の「求める措置の具体的内容」のとおり提案するものです。	鎌倉市、豊橋市、神戸市、熊本市、宮崎市	○当市において、審査請求手続に関する質問は年々増加傾向にある。公立施設の使用料に関する質問は現時点ではないが、今後審査請求手続があった場合、公立・私立の違いにより手続きに相違が生じることは、保護者への合理的な説明が難しいと考えている。 ○当市においては、行政不服審査会の調査審議の手続を非公開とし、答申書の個人情報をマスキングした上で公表するなど、個別の事案が特定されないよう配慮をしているが、それでもなお、答申の内容が公表されることに不安を覚えるとして、行政不服審査法第43条第1項第4号の規定に基づき行政不服審査会への諮問を希望しないとした事例や、審査請求を取り下げた事例があった。 地方自治法の規定により議会への諮問が要求される審査請求については、先般の改正により却下案件のみ議会への事後報告で足りるとされたところではあるが、これに該当しない場合は、裁決の結論（認容裁決）や、審査請求人の希望の有無を問わず、全て議会に諮問することとなる。議会においては、原則公開の場で審査され、近年はインターネットによる中継が行われるなど公にされる機会が増えている中、たとえ個人情報とは伏せた形であったとしても、事案の概要については知られることとなるため、上記の事例のように、審査請求をしようとする者が萎縮してしまうこととなる。 また、行政不服審査会への諮問に当たっては審理員意見書とともに事件記録の提出が必要とされる一方、議会への諮問では事件記録の提出は義務付けられておらず、一般的に議案その他の要約された資料のみをもって審査され、更に諮問から20日以内に意見を述べなければならないという制約がある中で、行政不服審査会と比較して、審査請求人が希望する十分な審議を行うことは難しいものと考えられる。 以上のことから、裁決の結論にかかわらず、審査請求をしようとする者の自己の情報についてのコントロールを可能とし、専門的見地から十分な審査を行うためにも、地方自治法において議会への諮問を要するとの規定を削除するか、又は新行政不服審査法で規定された第三者機関への諮問が省略できる旨の規定に倣って、議会への諮問を望まない（事後報告する）ものとして、不適法却下のほか、行政不服審査法第43条第1項各号（第5号を除く。）に規定する項目に相当するものを追加することが望まれる。 ○利用している施設により取り扱いが異なるのは、保護者に不利益を与えるため、手続きは統一されるべきと考える。
184	B 地方に対する規制緩和	その他	地方公共団体と民間企業との間の人事交流について、国と同様の仕組みを構築	「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同様の制度を、地方公務員において創設することを目的として、「地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律（仮称）」の制定を求める。	現在本市では、民間企業との間で研修派遣の形態による人事交流を行っているが、この場合は身分保障の問題はないものの、給与負担の面から交流の実現は容易ではなく、実現した場合の担当職務についても、身分を有さない研修生の立場に限定された職責の範囲にとどまらざるを得ず、十分な人事交流が図れていない。こうしたことから、手続きの透明性を担保した上で、民間企業と地方公共団体との相互理解を深め、双方の組織の活性化と人材育成を図るため、官民人事交流法と同等の制度の制定を求める。民間からの受け入れを考えたときに、任期付職員として採用しようとしても民間を退職することは必須であり、そうすると民間が入っている退職金共済組合を脱退することになる。勤続期間が短くなり、民間からの派遣者の退職金算定に対して不利益を生じることになるため、民間の身分を持ったまま地方自治体が受け入れることができるようになることが必要である。	国同様、透明性、公開性が確保された公正な手続きのもと、民間からの受け入れ職員に不利益を課すことなく、自治体正規職員同僚の職責を果たしつつ、民間企業との人事交流を通じて相互理解を深めるとともに、双方の組織の活性化と人材育成を図ることが可能となる。	地方公務員法第17条（国と民間企業との間の人事交流に関する法律と同様の制度整備）	総務省	尼崎市	山形市、千葉市、豊橋市、香川県、松山市、五島市、宮崎県	—	

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

提案番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
205	B 地方に対する規制緩和	その他	選挙運動用自動車に関する規格(公職選挙法施行令第109条の3第1項第1号に掲げられた各基準)の統一	現行の公職選挙法施行令第109条の3第1項第1号に規定されている不合理かつ実態に即していない選挙運動用自動車の規格制限について、「乗用定員10人以下で車両総重量5トン未満(上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの及び上面の全部又は一部が構造上閉鎖できるものを除く。)」に基準を統一すること。 また、合理的かつ簡素な統一基準に基づき、立候補者、選挙管理委員会及び警察本部における混乱軽減を図るため、選挙運動用自動車に関する問い合わせ先を明確にするとともに使用条件等の法令解釈を明示すること。	選挙運動用自動車に関する規格制限は、サンルーフ等の開閉できる天窓のある自動車や車両重量2トン未満の普通貨物車について、駆動方式(二輪駆動か四輪駆動)の違いのみにより使用可否が異なるなど、合理性を欠く基準となっている。とりわけ、四輪駆動車に限っては、車両重量2トン未満である場合であっても同基準を満たす車種が多く存在しているなかで、実態に即していないだけでなく、各基準間の整合すら保たれていない状態にある。 本市選管でも、市議会議員選挙の際には50名以上の候補者にこの規格制限について説明しているが、複雑でわかりにくい基準に関して多くの問い合わせがあり、選挙の都度、その対応に忙殺されている。また、立候補予定者説明会には、監視庁から警察官派遣の協力を得て、同規格制限に基づく使用可否を説明しているが、実際に使用できる自動車の車種や用途等の複雑さやわかりにくさに関して多くの苦情が寄せられている。 候補者にとって、違法な選挙運動用自動車を使用することは、公職選挙法違反となり選挙資格を失う恐れのある重要な問題である一方で、市選管においては、いかに公職選挙法施行令に定められた選挙運動用自動車の規格制限といえども、一般的な自動車の車種や用途等に関して専門性を有しておらず、交通関係法令を所管する警察署に使用可否の確認が必要である場合が多い。このため、即時的確な対応ができず、結果として不利益を候補者に与えてしまう場合がある。その他、その問い合わせ先についても市選管が警察署かで明確でないため、候補者において大きな混乱が生じているところである。	公職選挙法第141条第1項 公職選挙法第141条第6項 公職選挙法施行令第109条の3	総務省	八王子市		盛岡市、宮城県、小平市、川崎市、豊橋市、松原市、高松市、新居浜市、大村市、熊本市、中津市、宮崎市、鹿児島市	○市議会議員及び市長の選挙において立候補予定者への説明会を行う場合においても、本件については法律の規定が非常にわかりにくく、説明にも苦慮している。 ○選挙運動用自動車として認められていない軽トラックとしての登録のものを、選挙運動用自動車として貸し出す業者があり、その業者は選管もしくは警察に確認した上で業務を行っている事例があった。 ○制度が複雑で候補者が理解できないだけでなく、車輛規格の内容について警察当局から選管に対応をまわされるケースがある。	
209	B 地方に対する規制緩和	その他	犯罪人名簿の調製の法律上の明確化	現在、法令等の根拠がなく、市区町村の任意の自治事務として実施している(大正6年4月12日付け内務省訓令第1号を根拠にしているとの文献あり)「犯罪人名簿の調製」事務について、法律上の事務として位置付けること。	【支障事例】 平成30年4月に施行された「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」の施行に関する平成30年3月9日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知(子家発0309第1号)によると、市町村長は、都道府県等や民間あっせん機関からの「犯歴情報の照会」に対し、情報提供を行うこととされている。 静岡県内では、既に東京都内の民間あっせん機関から少なくとも2件の「犯歴情報の照会」が養親希望者の本籍地市町にきている。 しかしながら、「犯歴情報」は要配慮個人情報にあたり、実際に当該法に規定された事項を確認するために「犯歴情報の照会」があった場合、通知では各市町村の個人情報保護条例における第三者提供に関する規定の下で提供を行うものと示されているが、対応に苦慮している状況である。今のところ犯歴情報の提供が出来なかった実績はないが、犯歴情報の提供が出来なかった場合、養親希望者は養子縁組が出来ないため、時間的・金銭的な実害を被る。 市区町村において任意に「犯罪人名簿の調製」が行われているとの前提(選挙人名簿の調製に必要となるため)に立ち、当該法律の運用に、市区町村からの「犯歴情報の提供」を組み込んでいるが、任意の自治事務である以上、当該法律の運用が担保されていない状態であると考えられる。(当該法律に「欠格要件」を規定することで、市区町村に対し間接的に「犯罪人名簿の調製」を義務付けていると考えられる。)	「犯罪人名簿の調製」を市区町村に義務付けることで、上記法律の運用が担保され、また、「犯歴情報を提供できる場合」の要件を法律上で明確化する。	なし (上記法律で欠格要件を定めているのは民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第8条及び第26条)	総務省、法務省	静岡県、川崎市、行田市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、春日井市、西尾市、深谷市、越谷市、人間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、富士見市、鳩山町、奥里町、神川町、上里町、浜松市、沼津市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、下田市、裾野市、伊豆市、菊川市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、清水町、小山町、吉田町、森町		秋田市、ひたちなか市、朝霞市、柏市、福井市、豊橋市、春日井市、西尾市、深谷市、越谷市、出雲市、宮崎市	○犯罪人名簿の調整は法令上の根拠がなく、市町村の任意の自治事務として実施している。法律上の事務として位置付けることを要望する。 ○市区町村では犯歴事務に係る各台帳の管理に加え、欠格事項があるか照会を受けた際の回答も行っている。また、栄典のための刑罰等調査は市区町村が発行することになっているが、発行するには市区町村の所管している情報では足りず、照会を受けた市区町村は管轄検察庁への照会が必要になるなど、事務的に大きな負担となっている。犯歴事務における個人情報情報は慎重かつ厳格な取扱いが求められているにもかかわらず、大正6年4月12日付けの内務省訓令第1号のみを根拠としており、明確な法的根拠がないまま、市区町村の判断により上記の事務を執行している現状は大いに問題があり、早急な法整備が必要と考える。 ○犯歴事務における個人情報情報は慎重かつ厳格な取扱いを求めているにもかかわらず、確固たる法的根拠がないままに事務を執行することに対する担当者の負担についても、大いに問題意識を持つところである。また、管轄省庁が明らかに無いため、法改正などで取扱いが変わっても通知が入らず、各市区町村が手探りで事務を行っている。 ○犯歴事務の一つに刑罰調査の交付があるが、叙位・叙勲・褒章以外の目的による交付申請について、市区町村により取扱いが異なる場合があり、申請する側・交付する側の双方に無駄な事務負担を発生させていることから、根拠法令を整備するとともに統一的な取扱いとすべきである。 ○各自治体、警察署等からの犯歴情報の照会に対し、国からの通知では各市町村の個人情報保護条例における第三者提供に関する規定に基づき提供を行うものと示されているが、対応に苦慮している状況である。市区町村において任意に「犯罪人名簿の調製」を義務付けている(当該法律に「欠格要件」を規定することで、市区町村に対し間接的に「犯罪人名簿の調製」を義務付けている)状態にあるものと考えられる。 ○支障事例になるケースはこれまで発生していないが、任意の自治事務であり犯歴事務における個人情報情報は慎重かつ厳格な取扱いを求めているにもかかわらず法定根拠がないまま事務を行っている。 支障解消策のとおり要望したい。
232	B 地方に対する規制緩和	その他	住民基本台帳ネットワークシステムにおける「同一住所検索」により取得する住民票情報の改善	住民基本台帳ネットワークシステムにおける「同一住所検索」により取得する住民票情報と、検索対象者と同じ世帯番号の情報のみが取得されるよう改善すること。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。))第19条第7号に基づく情報照会に関して行う、番号利用法別表第2の1の項第4欄に規定する住民票関係情報の照会による世帯構成の確認については、「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」(平成25年8月総務省公表)や「情報連携による世帯構成の確認方法について」(平成29年11月8日付け事務連絡)で示された方法(以下「ガイドラインに基づく確認方法」という。))により、次のとおり実施しているところである。 「ガイドラインに基づく確認方法」により行う「住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住民基本台帳NWS」という。))の「同一住所検索」により取得する情報は、申請書に記載された者と異なる世帯番号の者の情報が含まれていることがあるため、情報提供ネットワークシステム(以下「情報提供NWS」という。))で情報照会を行い世帯番号の確認を行う必要がある。 【具体的な支障例】 ・情報提供NWSIによる一括での情報照会は、照会結果の取得に1日の時間を要している。 ・住民票関係情報の取得に、住民NWSと情報提供NWSの2つのシステムを使用しており、効率的でない。 ・申請者が多数入居可能な施設に居住している場合等、同一住所検索の結果、表示可能件数を超えた場合は、表示すらされない。	・情報提供NWSでの住民情報照会が不要となり、事務処理の効率化が図られる。 ・住民NWSで unnecessary な情報(世帯番号が異なる者の情報)を取得することがなくなり、個人情報の保護が図られる。	「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」(平成25年8月総務省公表) 「情報連携による世帯構成の確認方法について」(平成29年11月8日付け事務連絡)	内閣府、総務省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案 (事務局:大分県)	石岡市、ひたちなか市、熊谷市、八王子市、川崎市、高山市、京都府、大分県、兵庫県、神戸市	○同一住所検索については、多数入居可能な施設等の居住者の場合に居住している場合等、表示可能件数(50件)を超えた場合にエラーとなり表示されないため、当市においても対応に苦慮している。

法務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		
	区分	分野									団体名	支障事例	
16	B	地方に対する規制緩和	その他	住民基本台帳関係事務、戸籍事務及び地方税法関係事務に係る証明書等の交付に係る規制緩和	住民票の写しや戸籍等抄本、納税証明書などの証明書等の交付について、交付決定及び請求内容等の審査は公権力の行使にあたるため、民間事業者に行わせることはできないとされているが、自動交付機やコンビニ交付が普及している現状があり、民間事業者に行わせることができるようにしていただきたい。	平成27年度に支所の総合窓口業務、平成30年度には本庁舎の総合窓口業務を民間に委託したが、審査業務等のための職員を配置(職員が休暇を取得できるための職員数の配置)する必要がある、窓口業務を少人数の職員で行っていた規模の小さい自治体は、委託前と比較しても大幅な職員削減につながらず、民間委託の効果が薄い。	職員の削減につながり、民間委託による最大限の財政効果が発揮される。また、審査業務を民間が行うことができれば、請求から交付までの一連の事務を民間事業者で完結することができ、住民の待ち時間の縮減も期待できる。	「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務に關して民間事業者に委託することができうる範囲について」(平成20年3月31日総行市第79号ほか総務省)「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務の民間委託に關する質疑応答について」(平成20年9月9日事務連絡総務省)「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に關する官民競争入札又は民間競争入札により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」(平成27年6月4日内閣府公共サービス改革推進室)「戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について(通知)」(平成25年3月28日民一第317号法務省)「戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について」(平成27年3月31日事務連絡法務省)	総務省、法務省	北栄町		苫小牧市、川崎市、高山市、豊橋市、南あわじ市、徳島市、糸島市	○証明発行等の審査業務が新たに発生し、職員削減できないため委託した効果がないのが現状である。 ○所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法による公用請求の増大などにより常に人員が不足している。請求の受付から証明書の発行→審査→交付まで民間業者に委託することにより住民の待ち時間等も縮減にもつながる。 ○課税、所得、納税証明でいえば、繁忙期になると担当職員では対応できず、賦課担当の職員の応援を得て行う場合もある。さらに、資産関係の証明にも対応しなくてはならず、一定数以上の職員を常駐させておく必要がある。職員の定数削減の折り、担当職員の数人は少なく、担当職員が休暇を取得することもはばかれる場合もあり、ワークライフバランスや働き方改革とは逆行すると考える。 ○当市においても、ワンストップ窓口として「総合窓口センター」を設置し、住民の利便性の向上に努めているところ。公権力の行使の観点から、正規職員及び臨時職員であつたっている。会計年度任用職員制度の導入も控えており、民間事業者への委託が可能となれば、職員の削減や業務改善の観点から導入に向けて積極的に検討を行うことができる。 ○出先機関等、人員が少ない場所は民間事業者への委託が困難となることから、証明書等の交付にかかる交付決定及び請求内容等の審査を民間事業者に行わせることができるよう、規制緩和が必要である。
209	B	地方に対する規制緩和	その他	犯罪人名簿の調製の法律上の明確化	現在、法令等の根拠がなく、市区町村の任意の自治事務として実施している(大正6年4月12日付け内務省訓令第1号を根拠にしているとの文献あり)「犯罪人名簿の調製」事務について、法律上の事務として位置付けること。	【支障事例】平成30年4月に施行された「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」の施行に関する平成30年3月9日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知(子家発0309第1号)によると、市町村長は、都道府県等や民間あっせん機関からの「犯歴情報の照会」に対し、情報提供を行うこととされている。静岡県内では、既に東京都内の民間あっせん機関から少なくとも2件の「犯歴情報の照会」が養親希望者の本籍地市町にきている。しかしながら、「犯歴情報」は要配慮個人情報にあたり、実際に当該法に規定された事項を確認するために「犯歴情報の照会」があった場合、通知では各市町村の個人情報保護条例における第三者提供に関する規定の下で提供を行うものとして示されているが、対応に苦慮している状況である。今のところ犯歴情報の提供が出来なかった実績はないが、犯歴情報の提供が出来なかった場合、養親希望者は養子縁組が出来ないため、時間的・金銭的な被害を被る。市区町村において任意に「犯罪人名簿の調製」が行われているとの前提(選挙人名簿の調製に必要となるため)に立ち、当該法律の運用に、市区町村からの「犯歴情報の提供」を組み込んでいるが、任意の自治事務である以上、当該法律の運用が担保されていない状態であると考えられる。(当該法律に「欠格要件」を規定することで、市区町村に対し間接的に「犯罪人名簿の調製」を義務付けていると考えられる。)	「犯罪人名簿の調製」を市区町村に義務付けることで、上記法律の運用が担保され、また、「犯歴情報を提供できる場合」の要件を法律上で明らかにすることで、市区町村における円滑な事務の執行が図られる。	なし (上記法律で欠格要件を定めているのは民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第8条及び第26条)	総務省、法務省	静岡県、川越市、行田市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、越谷市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、富士見市、鳩山町、美里町、神川町、上里町、沼津市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、下田市、裾野市、伊豆市、菊川市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、清水町、小山町、吉田町、森町		秋田市、ひたちなか市、朝霞市、柏市、福井市、豊橋市、春日井市、西尾市、島本町、出雲市、宮崎市	○犯罪人名簿の調整は法令上の根拠がなく、市町村の任意の自治事務として実施している。法律上の事務として位置付けることを要望する。 ○市区町村では犯歴事務に係る各台帳の管理に加え、欠格条項があるか照会を受けた際の回答も行っている。また、栄典のための刑罰等調査は市区町村が発行することになっているが、発行するには市区町村の所管している情報では不十分、照会を受けた市区町村は管轄検察庁への照会が必要になるなど、事務的に大きな負担となっている。犯歴事務における個人情報は慎重かつ厳格な取扱いが求められているにもかかわらず、大正6年4月12日付けの内務省訓令第1号のみを根拠としており、明確な法的根拠がないまま、市区町村の判断により上記の事務を執行している現状は大いに問題があり、早急な法整備が必要と考える。 ○犯歴事務における個人情報は慎重かつ厳格な取扱いを求められているにもかかわらず、確固たる法的根拠がないままに事務を執行することに対する担当者の負担についても、大いに問題意識を持つところである。また、管轄省庁が明らかでないため、法改正などで取扱いが変わっても通知が入らず、各市区町村が手探りで事務を行っている。 ○犯歴事務の一つに刑罰調査の交付があるが、叙位・叙勲・褒章以外の目的による交付申請について、市区町村により取扱いが異なる場合があり、申請する側・交付する側の双方に無駄な事務負担を発生させていることから、根拠法令を整備するとともに統一した取扱いとすべきである。 ○各自治体、警察署等からの犯歴情報の照会に対し、国からの通知では各市町村の個人情報保護条例における第三者提供に関する規定に基づき提供を行うものとして示されているが、対応に苦慮している状況である。市区町村において任意に「犯罪人名簿の調法律の運用が担保されていない(当該法律に「欠格要件」を規定することで、市区町村に対し間接的に「犯罪人名簿の調製」を義務付けている)状態にあるものと考えられる。 ○支障事例になるケースはこれまで発生していないが、任意の自治事務であり犯歴事務における個人情報は慎重かつ厳格な取扱いを求めているにも関わらず法定根拠がないまま事務を行っている。支障解消策のとおり要望したい。

財務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
171	B 地方に対する規制緩和	土地利用 (農地除く)	地盤国有公園における利用計画変更手続きの改善	国有土地無償貸付を受けている土地にある公園について、都市公園法の下、公園の適切な管理を行うため、公園の管理権限を委譲してもらうこと。 もしくは、事前の利用計画の変更申請を廃止し、年度末に行なっている利用状況報告に取り込む形式とすること。	利用計画を変更する場合は事前に、変更となった利用計画を近畿財務局に申請し、その承認を受けなければならない。そのため、公園内でイベントを行なう場合でも、事前の承認が必要となっている。 利用計画の変更申請は、約1ヶ月前の提出を求められており、イベント企画者との直前の打ち合わせが難しく、修正も難しい。	事前の利用計画の変更申請を省略することができれば公園の活性化につながる。イベント等の許可であればSNS等で告知をいち早く発信できるためイベントの周知をより多くの人にできる。設置物の許可は早く許可を出すことで公園施設の充実に繋がる。	財務省理財局長通知 (平成13年3月30日 財理第1308号)	財務省、国土交通省	神戸市		宮城県、京都市、高知県	○これまで支障事例は生じていないが、今後、当県においてもPark-PFI等の官民連携にも取り組んでいく予定であり、公園の利用計画の変更手続きが改善されることで、公園の活性化や事務の簡素化にもつながるもの と考える。 ○占用許可時には財務局からの事前承認が必要となるが、無償貸付を受けている土地の形状が複雑であり、占用許可などに占用物件が無償貸付土地上に存在するの か等の判断が煩雑である。

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
59	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	栄養教諭等の配置基準の一本化	国が定める栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準について、民設の共同調理場を対象とした上で、公設及び民設の共同調理場に係る配置基準の算定方法を、自校調理校と同様の学校単位に改めるよう求める。	義務教育の内容・水準が自治体の財政規模等に関係なく等しく確保されるよう、国がその責務を負うべきであり、学校給食に関しても、国は、自治体が全ての児童生徒に等しい教育環境を提供できる体制を整える必要があると考える。 教育等に関して非常に重要な役割を果たす栄養教諭及び学校栄養職員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」により標準数が定められている中で、その配置基準の対象は、教育を受ける児童生徒数とは関係なく、単に学校給食が自校調理であるか共同調理であるかによって算定方法が大きく異なり、著しく均衡を欠くものとなっている。 平成17年度に食育基本法が施行されるとともに栄養教諭制度が創設され、従前の学校栄養職員に加え新たに栄養教諭が設けられ、栄養教諭は、従来は学校栄養職員が担っていた給食管理に加え、児童生徒の発達段階等に配慮した授業などを通じた食に関する指導を行うことが必須となったにもかかわらず、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準は、従前の学校栄養職員の配置基準を踏襲することとされた。 学校給食を活用した食に関する実践的な指導や食育の推進、食物アレルギーへの対応など、児童生徒1人1人に対応した業務の重要性は高まっており、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準が実態に即していないため、学校における役割を十分に果たせるものとなっておらず、改善が必要である。 【栄養教諭・学校栄養職員の配置基準】 ①自校調理校：児童生徒数 550人以上の学校に1人 550人未満の学校には4校に1人 ②公設共同調理場：児童生徒数 1,500人以下が1人 1,501人～6,000人が2人 6,001人以上が3人 ③民設共同調理場：基準対象外	給食の提供方式等にかかわらず、全ての学校に等しく栄養教諭等が配置されることで、学校における食育の推進や食物アレルギーを持つ児童生徒への対応の強化等を図ることができる。	・学校教育法第37条第2項、第13項 ・公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2 ・学校給食法第6条、第7条、第10条	文部科学省	広島市、広島県	別紙あり	川崎市、長野県、浜松市、豊川市、豊田市、京都市、京都市、大阪府、寝屋川市、兵庫県、周南市、山陽小野田市、高松市、熊本市、宮崎県	○1給食センターあたり1,500人以下であっても5校以上に給食を提供している共同調理場があるが、自校給食の場合と比べて学校を訪問できる回数に制限がでている状況であり、どこかの学校に通学しても、同様の教育を受けることができるよう、定数の改善が望まれる。 ○当市も、共同調理場により学校給食を小中学校に提供しているが、平成30年度より児童生徒数が6,001人を下回り、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」により栄養教諭・学校栄養職員の配置が3人から2人に減少したため、給食指導等の食育活動を見直さざるをえなくなった。アレルギー対応食実施者も当初から3倍に増えて、毎月のアレルギー対応食予定献立表等の書類作りの事務量も負担となっている。 ○当市においても、自校方式及び親子方式の学校給食調理場が昨年度センター化され、栄養教諭及び栄養職員の配置定数が7名から3名へと減少した。定数減に対応するため市単独で1名の栄養職員を任用している。 ○当市では、老朽化の著しい2箇所の学校給食センターを統合・新設し、令和2年4月から新たな学校給食センターの供用を開始する予定である。現在の2箇所の給食センター(以下の①②)では、それぞれ①調理食数:1,700食、受配校数:小・中3、栄養教諭等:2名(令和元年9月から、調理食数:1,300食、受配校数:小・中2に変更)、②調理食数:2,500食、受配校数:小・中3、栄養教諭等:2名という状況であるが、統合後の新センターでは、現行の配置基準を適用すると、栄養教諭等の配置は2名ということになる。平成17年度以降、従来の給食献立作成、食材調達等の業務に加え、食育指導や学校行事参加等が求められている中で、現行どおりの配置基準が適用されると、栄養教諭等の負担は著しく増大する。今年度中は栄養教諭等4名で小中学校14校の給食管理・食育等に対応するが、共同調理場の新設統合により、来年度以降は栄養教諭等2名で従来どおりの小中学校14校の対応をすることとなり、学校における役割を十分に果たせなくなる状況が想定される。「学校における働き方改革」、「教職員の負担軽減」が急務となっている社会情勢において、栄養教諭等の負担を軽減するとともに、児童生徒への着実な食育推進に資するため、現行の共同調理場に係る基準を自校調理校と同様の学校単位に改めるよう求めるものである。 ○栄養教諭の配置基準が見直されないまま、食に関する指導や個別指導など学校に係わる業務が純増しており、共同調理場に配置された栄養教諭は複数校を掛け持ちしながら対応している状況。給食を生きた教材としているため栄養教諭と給食現場を切り離すことはできないが、配置基準の見直しは必要だと考える。市町村や共同調理場の規模等により状況が異なるため、配食数に加えて受配校数も考慮し配置すべきではない。 ○義務教育の内容・水準が自治体の財政規模等に関係なく等しく確保されるよう、国がその責務を負うべきであり、学校給食に関しても、国は、自治体が全ての児童生徒に等しい教育環境を提供できる体制を整える必要があると考える。学校給食を活用した食に関する実践的な指導や食育の推進、食物アレルギー等における個別対応についての業務の重要性は高まっており、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準が実態に即していないため、学校における役割を十分に果たせるものとなっておらず、改善が必要である。 ○当市においても、2献立を調理する調理場の設置や、アレルギー対応給食の実施など、給食管理に係る業務が増大する一方、食育活動の一層の推進も図る必要がある。現状の配置基準による人数では、栄養教諭に求められる役割を果たすためには不十分であると認識している。ただし、栄養教諭の配置基準の算定方法は、自校調理場と同様の学校単位を全国一律に適用するのではなく、地域の特性に応じた柔軟な基準を設定することが望ましいと考える。 ○当県でも、児童生徒数の減少に伴い各市町村において共同調理場化が進み、現在の配置基準では学校数に対して栄養教諭等が少なく、食育の推進の妨げとなっている。 ○当市の共同調理場においても、受配校と距離があるところや、1人の栄養教諭が複数校受け持つところもあり、給食管理の業務に加え、各受配校での職に関する指導や食物アレルギー等の個別相談指導、それに付随する各校との連携調整に係る時間の確保が課題となっている。 ○栄養教諭には、学校給食実施校での食物アレルギー対応をはじめ、教育に関する資質と栄養に関する専門性を生かして教職員・関係機関・専門家・家庭・地域との密接な連携を図り、子どもたちの健康の保持増進に向け、健全な食生活の実現に取り組んでいくことが求められている。特に食育や、食物アレルギーをはじめとする個別的な相談指導の場面において、共同調理場方式を実施する市町村など、各校配置となっていない学校・市町村から、日常的な児童生徒の状況を把握することが難しく、指導が困難であるとの声がある。
104	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	スクールカウンセラー等活用事業の補助事業者の見直し	「スクールカウンセラー等活用事業」について、事業主体は都道府県・政令市のみとなっており、学校の実態に応じた、より機動的な配置を可能とするため、実施主体に市町村を加えること	スクールカウンセラーについては、文部科学省の方針と同様、本県においては県内の全公立小中学校(指定都市を除く)に配置している。しかしながら、県事業の予算規模を基に配置しているため、複数校を兼務させることで、全校配置を達成している。そのため、学校によって配置頻度が週1回～月1回と幅がある上、市町村が本来要望している頻度とも乖離があるのが現状である。 県としても、市町村に対して、スクールカウンセラーと連携した対応の徹底を働きかけているが、補助事業者が都道府県・指定都市に限定されていることから、各学校の現状に応じた、市町村による機動的な教育相談体制の構築に支障が生じている。	補助事業者を、市町村にも拡大することができれば、県の予算規模に関わらず、市町村が自らの課題に応じてスクールカウンセラーの配置校や配置頻度等を決定し、より学校の実態に即した重点的な対応が可能となる。	教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策・不登校等支援等総合推進事業)交付要綱第20条に基づく、スクールカウンセラー等活用事業実施要項の2	文部科学省	岡山県		新潟市、春日井市、徳島県、久留米市	○県の配置で不足する部分について、市の単独事業として追加配置しているが、限られた予算の中で実施するため、十分行き届かないケースが存在する。市町村を補助事業の実施主体に加え、財源とすることで、配置時間の増加等につなげることが考えられるが、県の配置を現状維持することが前提でなければ、市町村の負担が増えることになりかねないことが懸念されるため、制度改革にあっては、その面の考慮をいただきたい。 ○当市においては、全ての市立小学校・特別支援学校・高等学校及び一部の中学校に対して市費配置のスクールカウンセラーを派遣している。いじめの深刻化や不登校児童生徒の増加に伴い、カウンセラーの派遣回数を増やすなど、学校におけるカウンセリング機能の充実を積極的に図る必要がある。しかし市町村で実施する事業は、補助事業対象に認められていないことから、市の財政上、スクールカウンセラーの増員が難しく、現状では十分な体制が構築出来ていない。 ○当県においては、中学校を拠点校に、小学校を対象校として県内の全公立小中学校に配置する体制を整備しているが、複数校を兼務するなど、スクールカウンセラー一人当たりの担当校数が多く、学校によって配置頻度が週1回～月1回となっており、全ての事業に対応することが困難である。また、スクールカウンセラーへの相談件数が年々増加するなど、相談需要が高まっており、スクールカウンセラーの配置拡充が市町村等から求められている。しかしながら、県事業の予算規模を基に配置しているため、市町村が本来要望している頻度とも乖離があるのが現状である。そのため、学校の実態に応じた、より機動的な配置を可能とするため、実施主体に市町村を加えることが必要である。 ○当市では、県派遣のスクールカウンセラーを中学校全校に配置している。中学校区の各小学校も派遣対象校となっているが、現状としては小学校への派遣は難しい状況である。緊急派遣等が必要な事案が生じた場合も同様であり、その際は市派遣のスクールカウンセラーのみで対応せざるを得ないのが現状である。
153	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	標準授業時数の廃止	学習指導要領に定める学習内容を維持しつつ、標準授業時数の廃止を提案するもの。	児童生徒の学習の進度や興味・関心はそれぞれ異なり、全員が同一の授業時数を同一の時間帯に履修することで、同一の学習内容が身につくわけではない。学習指導要領に定める学習内容を真に定着させるためには、個別化・柔軟化した教育課程の編成を可能にする必要がある。 現行法では、教育課程の教科、時数等が定められており、より柔軟に個別化した教育課程を編成するためには支障がある。	学校教育法施行規則第51条(小学校)、第73条(中学校)に各学年における各教科ごとの授業時数が標準授業時数として規定され、各学校はこれに準じて教育課程を編成している。 標準授業時数については、各教科の指導内容や目標を重視し、履行内容の確実な実施を前提に、学校の判断の下、教科間の授業時数のやり取りができれば、児童生徒の学習進度に応じたカリキュラム編成が可能となり、個別学習と協同的学習を柔軟に組み合わせた系統的な学習や、課題の発見や解決能力を育成するプロジェクト型の学習が可能となる。 このことは、児童生徒一人ひとりに応じた学びの実現の支援につながるものである。 また本市では、令和2年度にはタブレット、電子黒板等が全校に整備される予定で、ICT活用やプログラミング教育を生かした特色ある教育課程を編成するなど、学校の特色を活かした教育課程が実現できる。	学校教育法施行規則第51条 学校教育法施行規則第73条	文部科学省	熊本市		—	—

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
154	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等の定額支給化	特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等は、購入に要した実費を支給対象としているが、これを支弁区分に応じた定額支給することにより、事務処理の簡素化及び保護者の負担軽減を図る。	特別支援教育就学奨励費(小中学校分)の学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費については、購入に要した実費を支給対象としている。その実費確認の方法として、保護者にレシートの提出等を求め、それを学校職員が確認後、教育委員会で支給金額を決定している。そのため職員は、レシートの内容及び金額を確認するなど、大変煩雑な事務処理を行っている。 また、保護者は学用品等購入時のレシートの保存及び提出が負担となっている。	定額支給することにより、支給金額の確認にかかる事務作業が軽減され、事務負担が大きく減る。 また、保護者においては、レシート等の保存及び提出の必要がなくなり、負担が減るとともに、手続きの煩雑さから申請をしないといった世帯にも支給が可能となり、制度の趣旨に沿った支給となる。	特別支援学校への就学奨励に関する法律	文部科学省	熊本市		福島県、埼玉県、所沢市、入間市、神奈川県、平塚市、鎌倉市、新潟市、大野市、多治見市、浜松市、豊橋市、京都府、京都市、大阪市、兵庫県、川西市、南あわじ市、鳥取県、岡山県、高松市、愛媛県、宇和島市、久留米市、大村市、宮崎市	○保護者が提出したレシートの確認作業が煩雑であり、時間を要している。また、レシートの紛失や用品名の確認が取れないため、購入したと思われるが支給できない事例も発生している。 ○学用品購入費では、購入に要した費用の実費をレシート等で確認しているが、インターネットでの購入については確認が難しく、一部支給が認められない事例もある。また、学校でレシートの内容や限度額を見据えて支給状況を常に確認しておかなければならず、事務の負担となっている。 ○特別支援教育就学奨励費(小中学校分)の学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費については、購入に要した実費を支給対象としている。その実費確認の方法として、学校幹旋分の金額を学校事務員が確認、記入したものを保護者へ配布し、保護者にレシートの提出等を求め、それを学校職員が確認後、教育委員会で支給金額を決定している。そのため職員は、レシートの内容及び金額を確認するなど、大変煩雑な事務処理を行っている。また、学校は対象児童生徒が学校幹旋で購入したものの金額の管理、保護者は学用品等購入時のレシートの保存及び提出が負担となっている。主要保護児童生徒扶助費については定額になっている。制服、ランドセル等購入準備を考えるとほとんどの対象者が上限に達していると思われる。レシートの提出及び確認に係る保護者、学校、教育委員会それぞれの事務負担を少しでも実費確認する必要性があまりないと思う。 ○特に新1年生のレシートの保存・提出等については、保護者より無した等の相談を受けることが多く、また、無した分の申請をしないという選択をする事例もある。申請の見込みのある者に早めに周知を行うなどしているが限界がある。 ○レシート記載の品が、対象品であるかどうかの基準も曖昧で、判断が難しいこともあり事務負担が大きい。学校の事務負担軽減の面からも、制度改革が望まれる。 ○定額支給することにより、支給金額の確認にかかる事務作業が軽減され、事務負担が大きく減る。また、保護者においては、レシート等の保存及び提出の必要がなくなり、負担が減るとともに、手続きの煩雑さから申請をしないといった世帯にも支給が可能となり、制度の趣旨に沿った支給となる。 ○平成30年度行政事業レビューにおける有識者の意見にも定額支給等の必要性が挙げられており、現場・保護者等の負担軽減のためにも定額支給を提案する。 ○用品購入時のレシートの保存及び提出がなくなり、負担が大きく減り、手続きの煩雑さから申請をしないといった世帯にも支給されるようになり、より法の趣旨に対応した制度となる等、住民の利便性が向上することが予想される。 ○当市においても同様に、実費確認の方法として、保護者に「学用品等購入明細書」の提出を求め、学校には一括購入している学用品費等の徴収明細書の提出を求めており、負担となっている。 ○特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等は、文部科学省が発行する「特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料」に対象物品を大まかに示しているのみであるため、学校は保護者から提出されたレシートを整理するとともに、購入物品が補助対象物品か逐一確認することにも時間を要する。 ○提案団体と同様、定額支給することにより、支給金額の確認にかかる作業が軽減されるとともに、購入した内容が支給対象となるのか是非について対応が分かれることも避けられる。また、制度対象者である特別支援学級の生徒の保護者は、他の課においても申請する機会が多く、可能な限り保護者の負担を軽減することは重要である。 ○学用品等の購入方法が多岐にわたり、インターネットショッピングを利用した際には、レシートが出ない場合や、注文履歴とクレジットカードの明細の2種類を確認しなければならぬなど、レシート等の確認方法が複雑で、困難となっており、事務処理がさらに煩雑となっている。 ○当市では、保護者に学用品等購入申告書及び領収書等の提出を求め、申告書と領収書等の内容を確認して支給金額を決定している。対象品目や購入金額の確認は非常に煩雑であり、定額支給に改正されれば事務負担は大きく軽減される。また、領収書を紛失した保護者については、保護者の署名・押印により申告書のみで確認を行っているが、家計簿等により購入金額を確認できない保護者は申告を断念する事例も生じている。制度の公平性・公正性を確保する観点からも定額支給への改正の必要性は高い。 ○当県でもレシートごとに内容や金額を確認し、集計する必要があるため、この作業が学校での負担となっている。また、保護者は、用品購入時のレシートの保存及び提出が大きな負担となっている。 ○市町村が所管する小中学校の特別支援学級だけではなく、都道府県が所管する特別支援学校も同様であり、定額支給にすることにより、職員と保護者の負担軽減となる。また、定額支給にすることに加え、事前支給とすることにより、経済的に立替えられず購入できなかった世帯に支給が可能となり、法律等の趣旨に沿った支給となる。 ○特別支援学級及び通級指導教室の増加に伴い、経験の少ない職員が支給事務にかかわっている現状がある。働き方改革による勤務軽減と個人情報の取り扱いに関する情報セキュリティの観点から、支弁区分に基づく、定額支給が望ましい。 ○事務負担だけでなく、レシート等の保存及び申請時の提出は保護者の負担が大きい。 ○レシート等の場合、品目が必ずしもはっきりと記載されていない場合もあり、認定に苦慮することが、多数ある。
155	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	日本スポーツ振興センター災害共済給金支給事務の自治体からセンターへの委譲	学校・園等の管理下における児童生徒等の災害に対し、給付される災害共済給付金の支給方法について、見直しを提案するもの。	現在、災害共済給付金は、日本スポーツ振興センターから設置者(各教育委員会等)及び園・学校を経由して、保護者へ支給することとなっている。学校が保護者へ受渡しする際、各個人ごとに現金化し、受取り日を約束した上で受渡しを行っており、各学校の負担が大きい。	日本スポーツ振興センターから、直接保護者へ支給することにより設置者(各教育委員会)及び園・学校の事務を軽減し、保護者への確実な給付を図ることができる。	独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第4条第5項	文部科学省	熊本市		宮城県、神奈川県、川崎市、新潟市、田原市、京都市、岡山市、徳島市、高知県、久留米市、大村市、宮崎県、宮崎市	○現在、災害共済給付金は、日本スポーツ振興センターから設置者(各教育委員会等)及び園・学校を経由して、保護者へ支給することとなっている。学校から保護者へ受渡しする際、基本的に、口座から現金で引き落とし、各保護者ごとに封筒等に分けて渡しているため、各学校の負担が大きい。また、設置者及び園・学校を経由することで、支給決定時点から保護者が給付金を受け取る時点までタイムラグが生じてしまう。 ○災害共済給付金は、日本スポーツ振興センターから設置者(各教育委員会)を経由して、保護者等へ支給することとなっている。市が保護者へ受渡しをしているため、経由する間の時間がかかっており、また、一部銀行では手数料の負担を求められることもある。災害共済給付金が日本スポーツ振興センターから保護者へ支給されれば、設置者及び園・学校の事務を軽減し、保護者への確実な給付も図ることができる。 ○当市では、日本スポーツセンターから設置者(当市教育委員会)に振り込まれた給付金を、各校の養護教諭から連絡のあった児童保護者の口座に振り込む方法で支給していますが、口座の管理を養護教諭が行わなくてはならず負担が大きい。 ○現在、災害共済給付金は、日本スポーツ振興センターから設置者(各教育委員会等)及び学校を経由して、保護者へ支給することとなっている。そのため、設置者は日本スポーツ振興センターから給付金の受け入れや学校への予算令連などの事務が発生し、また学校は、設置者からの予算令連後、給付金の支給事務(口座振替)を行うこととなり、事務が繁雑である。また、給付決定より給付金が保護者に支払われるまでに時間がかかる。日本スポーツ振興センターより直接保護者へ支給することになれば、給付決定の段階で確実に支払いが行われるため、メリットが大きい。 ○現在、災害共済給付金は、日本スポーツ振興センターから設置者(各教育委員会等)及び園・学校を経由して、保護者へ支給することとなっている。学校が保護者へ受渡しする際、各個人ごとに現金化し、受取り日を約束した上で受渡しを行っており、各学校の負担が大きい。 ○現在、保護者から災害共済給付の申請と一緒に振込口座届出書を提出してもらい、当市から直接その口座に振込みをしている。学校から保護者へ口座届出書の提出依頼や、市での支払い処理件数が多く、負担となっている。 ○当市においては、養護教諭の現金化による保護者への支給ではなく、当市教委から各保護者の口座への振込という手段をとっている。 そのため養護教諭の負担が多少は軽減されているが、日本スポーツ振興センターから直接保護者へ支給することにより、当市教委の負担も軽減できる。 ○当県では、1件1千万円以上の見舞金等については、本課から直接、それ以外については、各学校への予算を再配当し、学校から保護者の指定した口座に振込をしている。事故防止の観点からも事務職員、保護者ともに負担のない方法ではあるが、毎月の支給件数を考慮すると、日本スポーツ振興センターから、直接保護者へ支給するほうが、日本スポーツ振興センター担当職員、学校の職員の負担の軽減になる。 ○災害共済給付金は、日本スポーツ振興センターから教育委員会、学校を経由して、保護者へ支給することとなっている。学校が保護者へ受渡しする際、各個人ごとに現金化し、受取り日を約束した上で受渡しを行っており、各学校の負担が大きい。 ○現在、保護者から災害共済給付の申請と一緒に振込口座届出書を提出してもらい、当市から直接その口座に振込みをしている。学校から保護者へ口座届出書の提出依頼や、市での支払い処理件数が多く、負担となっている。 ○当市では、センターから決定された給付金を市教委で受け、市教委から直接保護者の口座に振り込んでおり、学校は経由しておりません。毎月の申請数は膨大で、振り込み等に要する作業は設置者の負担となっています。センターから保護者へ直接給付金が支払われることで、設置者の負担軽減が見込まれるので本提案に同意します。 ○現在、災害共済給付金は、日本スポーツ振興センターから設置者(各教育委員会等)及び園・学校を経由して、保護者へ支給することとなっている。学校から保護者へは、各保護者の口座へ振り込む必要があり、現金で受け渡しの場合は、受取り日を約束した上で受渡しを行っているため、各学校の負担が大きい。
221	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	職業能力開発短期大学校から大学への編入学	職業能力開発短期大学校生の能力向上や進路の幅を広げるため、現在は認められていない文部科学省系4年制大学への編入学が可能となるよう制度の見直しを求めるもの。 現状では、学校教育法に定められている次の学校のみ編入学の対象とされているが、職業能力開発短期大学校も対象に含めてもらいたい。 ・短期大学(同法108条) ・高等専門学校(同法第122条) ・専修学校(同法第132条) ・高等学校専攻科(同法施行規則第100条)	職業能力開発短期大学校で履修した単位については、平成26年9月1日付文科省高等教育局長通知により、大学での単位として認められるようになったが、編入学については認められておらず、単位互換の実績をみて判断するとされている。 しかしながら、時間割に余裕が無いうえ、大学への移動に相当の時間を要するため、他校へ通学して単位を取得することは物理的に不可能である。このため、単位互換の実績ではなく、専修学校と同等以上の水準を有している(専修学校の要件) ・修業2年以上 ・総授業時間数1700時間以上 ・単位数62単位 (熊本県立技術短期大学校) ・修業2年 ・総授業時間数2808時間 ・単位数78単位(大学設置基準ベース)	大学への3年次への編入が認められれば、学位取得が可能になるだけでなく、卒業先の選択幅が大きく広がることによって、志願者増につながり、若年者の県外流出を防ぐことが出来る。 また、在学生の学修意欲の向上、地域における産業人材及び実践技術者の供給につながり、ものづくりや地域産業の活性化に大きく寄与することが期待される。	学校教育法	文部科学省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県) ・H15 特区提案(熊本県・長野県) ・H21 特区提案(山形県) ・H26 60単位まで単位認定可能(文科省高等教育局長通知) ・H29 政府の対応方針(単位互換の結果を見て検討)	長野県	○職業能力開発短期大学校から大学への編入学の一環として、平成26年9月1日付文科省高等教育局長通知により、大学側で60単位までの単位の認定が可能になった。一方で、編入学については、単位互換の実績が必要との見解を示されている。これらを踏まえ、当県では単位互換の実施に向けて検討を行ってきた。しかしながら、職業能力開発促進法で定められている訓練時間の確保及び他大学へ進学しての単位取得を両立することは物理的に不可能である。制度改革により、意欲ある学生の進路選択の幅を広げることができ、高度な技術者の養成が期待できる。また、工科短期大学校の進学先としての魅力の向上により、地元で学び、地元企業を知り、地元で就職する「郷土郷就の産業人材」が増えることが期待される。

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		
	区分	分野									団体名	支障事例	
231	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	宗教法人法を改正し暴力団排除規定を追加	宗教法人から暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。(以下同じ。))を排除することができるよう、宗教法人法を以下のように改正し、暴力団排除規定の追加を行うこと。 【改正案】 法人の欠格事由として (1)役員に暴力団員等が含まれていること (2)暴力団員等がその事業活動を支配するものを規定すること。 ※「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第6条と同様の内容	【現状】 法定受託事務として各都道府県知事は宗教法人の設立認証や規則変更認証などを所管している。宗教法人法には、暴力団員等についての欠格要件が規定されていないため排除することができない。 【支障事例】 【1】宗教法人は、宗教法人法第6条に基づき、公益事業等を行うことができ、税制優遇が認められている一方で、暴力団員等の強い関与を受けている宗教法人がこれを利用して、暴力団の資金とする事業が過去に発生している。 【2】現在においても、暴力団員等と疑われる者が支配している宗教法人についての情報が寄せられている。 【3】既存の宗教法人に暴力団員等の関与が疑われる場合にも警察への照会を行うこともできず、暴力団員等であるかを確認することができない。 【4】暴力団員等と関わりのある団体の認証を拒否したいが、宗教法人法に暴力団排除規定がないため、団体の役員に暴力団員等の疑いがあっても認証せざるを得ない。 このような法人に、適切な法人運営を期待することは困難である。 【類似法人の状況】 なお、宗教法人と同様に公益事業を行うことを目的とする法人のうち、学校法人、社会福祉法人、NPO法人、公益財団法人及び公益社団法人があるが、これらは既に所管法等に暴力団排除規定があるため警察への照会や認定の取消し等が可能となっている。	宗教法人を資金源とした暴力団活動を無くし、安全で平穏な住民生活と社会経済活動の確保に資する。 ※「求める措置の具体的内容」に記載の改正案のほか、次の改正内容においても同様の効果が得られると考える。 【改正案2】 宗教法人から暴力団の関与を排除するために 【1】宗教法人法第22条の役員欠格事由に「暴力団員等」を追加すること 【2】宗教法人法第81条の解散命令事由に「暴力団員等がその事業活動を支配するもの」を追加すること	宗教法人法第6条(公益事業その他の事業)、同法第14条(規則の認証)、同法第22条(役員欠格)、同法第81条(解散命令)、同法第87条の2(事務の区分)	文部科学省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案 (事務局:大分県) ①福岡市内の宗教法人乗っ取り事例 ②宗教法人から暴力団に資金が流出した事例 ③暴力団の関与が疑われる宗教団体からの宗教法人設立相談への対応	石川県、愛知県、大阪府、兵庫県、岡山県	○当県においても暴力団の活動は活発であり、暴力団が宗教法人の税制優遇措置を利用することで、その税制優遇の趣旨に反し、暴力団の活動のための資金となる蓋然性がある。 ○当県においても、反社会的勢力と思しき者から法人設立の相談が寄せられたことがある。 ○暴力団員にも信教の自由はあるが、宗教法人は税制上の優遇が認められているので、暴力団の関与は排除すべきと考える。(なお、当県には支障事例はない。) ○当都道府県では、「暴力団排除条例」の施行のもと、事務事業から暴力団を排除する方針を打ち立てているなど、全庁をあげて暴力団対策に取り組んでいる。宗教法人の組織運営において、特に事業活動を展開するうえで、反社会的勢力である暴力団を排除することは、宗教活動の適正な運営に資することから、制度改正が望ましいものと考えている。
267	A	権限移譲	教育・文化	大学の認可等の権限移譲	関西広域連合区域内に設置する大学に関する認可等の権限移譲を求める。	関西はひとつの経済圏及び生活圏であるとともに、環境・エネルギーやライフサイエンス分野において世界トップクラスの研究機関や企業の集積を活かしたオープンイノベーションの取組も進んでおり、研究開発や高等教育のグランドデザインを描くには最適な規模と環境を有している。 関西広域連合及び広域連合の構成府県市においては、経済団体や業界団体と連携しており、産業界が求める人材ニーズや研究成果の実用化ニーズなどを把握することが可能である。 広域連合の構成府県市では高校までの学校教育及び中堅人材を輩出する専門学校を所管しており、生徒の進学動向や学びのニーズを把握することが可能である。 関西広域連合においては、これらを活かした総合的な観点からの審査や、関係機関のネットワークを活かした大学の振興に取り組むことが可能である。	少子化が進み、社会資源の先細りが懸念される中、地方に拠点を置く大学が、地方のフィールドやネットワークを活かし、産業界で求められる研究や人材育成を行なっていくことで、大学の存在感の発揮を図ることができる。 このため、関西広域連合に実証実験的に大学に係る権限移譲を求めるものである。	学校教育法第4条、第95条 私立学校法第4条、第8条 大学設置基準	文部科学省	関西広域連合	—	—	
268	A	権限移譲	教育・文化	専門職大学の認可等の権限移譲	関西広域連合区域内に設置する専門職大学に関する認可等の権限移譲を求める。	今後の地方創生推進に向け、それぞれの地域特性に応じた人材育成のニーズが高まる中、そのための専門人材育成機関の認可等の事務は地域の将来像を描く自治体が担うことが望ましい。 関西広域連合は関西の自治体で構成されており、既存の専門学校設置者が専門職大学の設置を目指すことも想定される中、現在専門学校を所轄している府県で構成する関西広域連合が審査者として適格である。 関西広域連合は関西の経済団体などとのつながりも深いことから、設置(予定)者の人材育成方針の妥当性や将来性を的確に評価できるとともに、適切な実習フィールドや卒業後の進路等についての助言も可能である。 関西広域連合においては、これらを活かした総合的な観点からの審査や、関係機関のネットワークを活かした大学の振興に取り組むことが可能である。 所管の窓口が関西にあることで、学校の設置(予定)者からの事務相談や事前相談に円滑に対応することも可能となり、より実現性の高い申請につながる。	関西には多様な産業、歴史や文化、高度な医療関係施設の集積、クールジャパンなどの強みがあり、関西広域連合ではこれらを活かした政策を推進している。当該認可等の権限を移譲することにより、関西の強みを活用した、高い能力を持った人材育成を進めることが可能となる。また、学生の地元就職・定着、人材循環の促進・継続につながり、地方創生に資する。 地域におけるこのような好循環を創出するため、関西広域連合に実証実験的に専門職大学に係る権限移譲を求めるものである。	学校教育法第4条、第95条 私立学校法第4条、第8条 専門職大学設置基準	文部科学省	関西広域連合	—	—	

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
280	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	栄養教諭等の配置基準の本化	国が定める栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準について、民設の共同調理場を対象とした上で、公設及び民設の共同調理場に係る配置基準の算定方法を、自校調理校と同様の学校単位に改めるよう求める。	義務教育の内容・水準が自治体の財政規模等に関係なく等しく確保されるよう、国がその責務を負うべきであり、学校給食に関しても、国は、自治体が全ての児童生徒に等しい教育環境を提供できる体制を整える必要があると考える。 食育等に関して非常に重要な役割を果たす栄養教諭及び学校栄養職員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」により標準数が定められている中で、その配置基準の対象は、教育を受ける児童生徒数とは関係なく、単に学校給食が自校調理であるか共同調理であるかによって算定方法が大きく異なり、著しく均衡を欠くものとなっている。 平成17年度に食育基本法が施行されるとともに栄養教諭制度が創設され、従前の学校栄養職員に加え新たに栄養教諭が設けられ、栄養教諭は、従来は学校栄養職員が担っていた給食管理に加え、児童生徒の発達段階等に配慮した授業などを通じた食に関する指導を行うことが必須となったにもかかわらず、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準は、従前の学校栄養職員の配置基準を踏襲することとされた。 学校給食を活用した食に関する実践的な指導や食育の推進、食物アレルギーへの対応など、児童生徒1人1人に対応した業務の重要性は高まっており、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準が実態に即していないため、学校における役割を十分に果たせるものとなっておらず、改善が必要である。 【栄養教諭・学校栄養職員の配置基準】 ①自校調理校：児童生徒数 550人以上の学校に1人 550人未満の学校には4校に1人 ②公設共同調理場：児童生徒数 1,500人以下が1人 1,501人～6,000人が2人 6,001人以上が3人 ③民設共同調理場：基準対象外	給食の提供方式等にかかわらず、全ての学校に等しく栄養教諭等が配置されることで、学校における食育の推進や食物アレルギーを持つ児童生徒への対応の強化等を図ることができる。	・学校教育法第37条第2項、第13項 ・公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2 ・学校給食法第6条、第7条、第10条	文部科学省	指定都市市長会	別紙あり	長野県、豊田市、京都府、大阪府、寝屋川市、兵庫県、山陽小野田市、高松市、熊本市、宮崎県	○1給食センターあたり1,500人以下であっても5校以上に給食を提供している共同調理場があるが、自校給食の場合と比べて学校を訪問できる回数に制限がでている状況であり、どこかの学校に通学しても、同様の教育を受けることができるよう、定数の改善が望まれる。 ○当市においても、自校方式及び親子方式の学校給食調理場が昨年度センター化され、栄養教諭及び栄養職員の配置定数が7名から3名へと減少した。定数減に対応するため市単独で1名の栄養職員を任用している。児童生徒に対する食育の推進、アレルギーへの対応等の重要性は高まっており、国による配置基準を改めていただきたい。 ○栄養教諭の配置基準が見直されないまま、食に関する指導や個別指導など学校に係わる業務が純増しており、共同調理場に配置された栄養教諭は複数校を掛け持ちしながら対応している状況。給食を生きた教材としているため栄養教諭と給食現場を切り離すことはできないが、配置基準の見直しは必要だと考える。市町村や共同調理場の規模等により状況が異なるため、配食数に加えて受配校数も考慮し配置すべきではないか。 ○当市においても、2就立を調理する調理場の設置や、アレルギー対応給食の実施など、給食管理に係る業務が増大する一方、食育活動の一層の推進も図る必要がある。現状の配置基準による人数では、栄養教諭に求められる役割を果たすためには不十分であると認識している。ただし、栄養教諭の配置基準の算定方法は、自校調理場と同様の学校単位を全国一律に適用するのではなく、地域の特性に応じた柔軟な基準を設定することが望ましいと考える。 ○当県でも、児童生徒数の減少に伴い各市町村において共同調理場化が進み、現在の配置基準では学校数に対して栄養教諭等が少なく、食育の推進の妨げとなっている。食に関する指導と学校給食の一層の充実を図るため、給食の実施方法に関わらず、栄養教諭及び学校栄養職員を各校1名配置とするよう定数改善を推進するほか、栄養教諭配置促進のための財政支援等必要な措置を講じる必要があると考える。 ○当市の共同調理場においても、受配校と距離があるところや、1人の栄養教諭が複数校受け持つところもあり、給食管理の業務に加え、各受配校での職に関する指導や食物アレルギー等の個別相談指導、それに付随する各校との連携調整に係る時間の確保が課題となっている。 ○栄養教諭には、学校給食実施校での食物アレルギー対応をはじめ、教育に関する資質と栄養に関する専門性を生かして教職員・関係機関・専門家・家庭・地域との密接な連携を図り、子どもたちの健康の保持増進特に食育や、食物アレルギーをはじめとする個別的な相談指導の場面において、共同調理場方式を実施する市町村など、各校配置となっていない学校・市町村から、日常的な児童生徒の状況を把握することが難しく、指導が困難であるとの声がある。

厚生労働省（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

提案区分				提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
管理 番号	区分	分野	団体名									支障事例	
13	B	地方に対する 規制緩和	消防・防災・ 安全	災害救助法に 規定する救助の 種類への「福祉 (介護を含む。)」 の追加	災害救助法第4条の救助の種類 に「福祉(介護を含む。)」を、同法 第7条の「救助に従事させること ができるもの」に「福祉(介護)関 係者(社会福祉士、介護福祉士、 介護支援専門員等の専門職員)」 を規定し、災害時における高齢 者、障がい者等の要配慮者への 福祉的支援が災害救助の基本 施策の一つであることを明確化	【課題】 ・災害時においては、被災者に対し、医療のほか福祉的支援が行われている が、災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの の、「福祉(介護を含む。)」に関する規定はなく、位置付けが不明確であること から、都道府県の相互応援体制の構築及び被災自治体の要請を受けて派遣 された福祉・介護等の専門職員による支援について、経費負担等の具体的取 扱いなどが課題。 【現状】 ・東日本大震災以降では被災者の避難所生活が長期的に及び、要配慮者に 対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対応、避難所環境 の改善など、様々な福祉的課題への対応の必要性が強く認められたところであ り、熊本地震及び台風第10号災害、7月豪雨災害においても同様の状況。 ・熊本地震及び台風第10号災害、7月豪雨災害における本県災害派遣福祉 チームの活動については、協議の結果、避難所設置に係る経費として未だに 後付けで整理され、災害救助費の支弁対象とされたところ(熊本地震について は旅費のみが対象)。	・被災者に対する福祉・介護サービスの円滑な実施 ・災害救助法第4条、第 7条 ・平成23年4月15日付事 務連絡「東日本大震 災」による社会福祉施設 等に対する介護職員等 の派遣に係る費用の取 扱いについて」 ・平成28年4月28日付事 務連絡「平成28年熊本 地震」による社会福祉施 設等に対する介護職員 等の派遣に係る費用の 取扱いについて」	内閣府、厚生労働省	岩手県、青森 県、盛岡市、 花巻市、北上市、 遠野市、 一関市、陸前 高田市、西和 賀町、軽米 町、一戸町、 秋田県	宮城県、栃木 県、群馬県、埼 玉県、石川県、 豊橋市、半田 市、大府市、奈良 県、鳥取県、徳 島県、福岡県、 熊本県、熊本 市、宮崎市	○当県では、災害派遣福祉チームの派遣体制を構築済みであるが、その経費負担等について、災害救助法に規定する救助の種類へ「福祉(介護を含む。)」を追加する必要性が生じている。 ○大規模災害時において人手不足となった福祉・介護施設(緊急入所や福祉避難所を受け入れた施設)等への災害派遣福祉チームの派遣について、経費負担等の具体的な取り扱いについて、災害救助法による救助の種類に規定無く、発災後の通知により対応することとなっている。そのため、災害派遣福祉チームの派遣側、受入側共に迅速な受援、派遣に支障が出ている。 ○医療チームにおいては、派遣費用が災害救助法の求償対象になっており、福祉チームについても、求償対象になることを要望する。 ○経費負担率等の取扱及び派遣調整システム及び派遣する福祉・介護専門職の取扱を定めておくことは、各自治体にとっても被災自治体からの要請への迅速な対応に資するものと認められるため、共同提案を行うもの。 ○災害発生時には、被災者の健康管理及びこころのケア等を行う保健師などの役割が重要であるが、その業務については現在の救助項目の対象とならないものも多い。被災地のニーズ及び保健師等の業務の重要性を踏まえ、救助項目に「福祉」の項目を追加することで、保健師等の業務を災害救助法の対象とすべきである。 ○平成28年熊本地震では、福祉避難所の支援として他県から介護職員等の派遣を受けたが、費用負担等については法上の明確な規定がないことから、厚生労働省の平成28年4月28日付け事務連絡の発出を待つこととなった。 ○南海トラフ巨大地震発生時には、避難生活の中長期化が予想されることから、要配慮者の二次的避難所となる福祉避難所の確保が急務となっている。しかしながら、被災1週間後に予想される要配慮者避難者数20,000人に対して、確保している福祉避難所の最大収容可能人数は3,097人であり、引き続き福祉避難所の確保に努めるものの、今後は一次避難所である指定避難所における要配慮者スペースの拡充に取り組む必要があると認識している。今回の制度改正の提案内容は、指定避難所において要配慮者が中長期的な避難生活を送る上で必要となる支援であることから、当市としても提案すべき内容であると考える。 ○県内において、あるいは県域を越えて高齢者施設の入居者等の避難や介護職員等の派遣等を行う支援体制の早急な確立が求められているが、県域を越えた支援体制を速やかに構築するためには、その根拠法令や制度の整備のほか、厚生局など国による一定の関与が必要である。 ○当県においても災害派遣福祉チームなど支援体制の構築に取り組んでいるところであるが、災害救助法に福祉活動が規定されていないため、派遣経費など費用負担が課題となり体制整備に支障をきたしている。 ○県内においても災害派遣福祉チームを整備したところであり、今後、被災地への派遣に際して、派遣費用が災害救助費の支弁対象となるかどうか等、同様の問題が生じる可能性がある。 ○現状では、災害が起きることに被災者と協定を締結し、派遣に係る経費負担などについて協議した後には介護人材を派遣することになっている。災害救助法に規定する救助の種類へ「福祉(介護を含む。)」が追加されることにより、協定を締結しなくても迅速に被災地に福祉人材を派遣することが可能になる。 ○熊本地震の際には、地震により機能停止に陥った市立病院の看護師(市職員)を避難所の巡回や仮設住宅等への訪問・見守りといった福祉的支援に投入できたため、大きな支障とはならなかったが、今後同様の災害が生じた場合に向け、整理しておく必要があると考える。		
14	B	地方に対する 規制緩和	消防・防災・ 安全	「災害派遣福祉 チーム」の制度 化及び派遣・調 整システムの構 築	災害時に避難所や福祉避難所 において、要配慮者個々の状態 に合わせた介護など、緊急に必要な 支援の把握・調整を行い、要 配慮者にとって良好な避難環境 の整備・調整や介護、相談援助 などを担う「災害派遣福祉チ ーム」(社会福祉士、介護福祉士、 介護支援専門員等の専門職員 で構成を制度化するとともに、全 ての都道府県において当該チ ームと派遣・調整するシステムを 早急に構築	【課題】 ・災害時においては、被災者に対し、医療のほか福祉的支援が行われている が、災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるもの の、「福祉(介護を含む。)」に関する規定はなく、位置付けが不明確であること から、都道府県の相互応援体制の構築及び被災自治体の要請を受けて派遣 された福祉・介護等の専門職員による支援について、経費負担等の具体的取 扱いなどが課題。 【現状】 ・東日本大震災以降では被災者の避難所生活が長期的に及び、要配慮者に 対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対応、避難所環境 の改善など、様々な福祉的課題への対応の必要性が強く認められたところであ り、熊本地震及び台風第10号災害、7月豪雨災害においても同様の状況。 ・熊本地震及び台風第10号災害、7月豪雨災害における本県災害派遣福祉 チームの活動については、協議の結果、避難所設置に係る経費として未だに 後付けで整理され、災害救助費の支弁対象とされたところ(熊本地震について は旅費のみが対象)。	・被災者に対する福祉・介護サービスの円滑な実施 ・災害救助法第4条、第 7条 ・平成31年2月7日付厚 生労働事務次官通知 「生活困窮者就労準備 支援事業費等の国庫補 助について」(生活困窮 者就労準備支援事業費 等補助金交付要綱)	厚生労働省	岩手県、青森 県、盛岡市、 花巻市、北上市、 遠野市、 一関市、陸前 高田市、西和 賀町、軽米 町、一戸町、 秋田県	宮城県、栃木 県、群馬県、埼 玉県、石川県、 豊橋市、半田 市、大府市、奈良 県、鳥取県、徳 島県、福岡県、 熊本県、熊本 市、宮崎市	○当県では、災害派遣福祉チームの派遣体制を構築済みであるが、都道府県ごとに取組に差が見られる。そして、大規模災害時には、多くの地域で福祉的支援が必要になることから、全ての都道府県において当該チームを派遣・調整するシステムを早急に構築する必要がある。 ○災害派遣福祉チームの他県への派遣や他県からの受援について、派遣調整する仕組みが無い。そのため、災害派遣福祉チームの派遣側、受入側共に迅速な受援、派遣に支障が出ている。 ○現在、各都道府県がおのおのの仕組みで制度構築を図っており、都道府県間の連携が取れていないこともあり、「災害派遣福祉チーム」の制度化により、都道府県間で連携しやすくなることが重要と考える。 ○長期的な避難所生活における要配慮者に関する様々な福祉的課題に対応するためには、「災害派遣福祉チーム」の制度化及び派遣・調整システムの構築が必要である。 ○経費負担率等の取扱及び派遣調整システム及び派遣する福祉・介護専門職の取扱を定めておくことは、各自治体にとっても被災自治体からの要請への迅速な対応に資するものと認められるため、共同提案を行うもの。 ○平成28年熊本地震では、県内全域が被災し、当県の災害派遣福祉チーム(DCAT)の協力団体7団体のうち、活動できたのは1団体だけであった。そのため、他県の災害派遣福祉チーム等の支援により対応したが、その調整等に苦慮した。 ○当県及び当市においては、現在、「災害福祉支援チーム」を組織・調整する仕組みは構築されていないが、今後の南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時の中長期的な避難生活を考慮する上では、今回の制度改正の提案内容は当然必要になってくるものと思われることから、当市としても提案すべき内容であると考える。 ○県内においても、あるいは県域を越えて高齢者施設の入居者等の避難や介護職員等の派遣等を行う支援体制の早急な確立が求められているが、県域を越えた支援体制を速やかに構築するためには、その根拠法令や制度の整備のほか、厚生局など国による一定の関与が必要である。 ○当県においても災害派遣福祉チームなど支援体制の構築に取り組んでいるところであるが、災害救助法に福祉活動が規定されていないため、派遣経費など費用負担が課題となり体制整備に支障をきたしている。 ○災害派遣医療チーム(DMAT)や保健師チームについては、全国的にチームの派遣・調整をするシステムが構築されているところであり、災害派遣福祉チームにおいても、同様の派遣・調整システムを早急に構築する必要がある。 ○災害派遣福祉チームについては、各都道府県で整備が進められているものの、その整備内容にはばらつきが見られる。国において全国統一した制度化を求める。 ○熊本地震の際には、地震により機能停止に陥った市立病院の看護師(市職員)を避難所の巡回や仮設住宅等への訪問・見守りといった福祉的支援に投入できたため、大きな支障とはならなかったが、今後同様の災害が生じた場合に向け、整理しておく必要があると考える。		

厚生労働省（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
60	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	有料道路における障害者割引制度の改善 有料道路における障害者割引制度については、「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成15年11月6日付障発1106002号各都道府県知事・各指定都市市長、各中核市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部庁通知)」等により市町村福祉事務所等における事務の実施について規定され、「有料道路における障害者割引措置実施要領(平成15年7月30日付日本道路公団等策定)」により運用されているが、身体障害者手帳等の提示のみで割引を受けるJRなど多くの公共交通機関と異なり、割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されていることや、申請日以降2回目の誕生日まで市町村福祉事務所等で更新手続が必要であることなど、障害者支援の多様化や障害の重度化など、現代の障害者を取り巻く状況にそぐわず、利用者の利便性を損ない大きな負担となっており、本割引制度の趣旨である障害者の自立と社会経済活動への参加の支援の妨げとなっている。 また、ETC割引の手続では、「ETC利用対象者証明書」を省略し、既定の申請書に身体障害者手帳等のコピーを添付し、高速道路事業者等が設置する窓口へ送付すれば利用手続が行える方法に改めるよう求める。	有料道路における障害者割引制度については、「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成15年11月6日付障発1106002号各都道府県知事・各指定都市市長、各中核市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部庁通知)」等により市町村福祉事務所等における事務の実施について規定され、「有料道路における障害者割引措置実施要領(平成15年7月30日付日本道路公団等策定)」により運用されているが、身体障害者手帳等の提示のみで割引を受けられるJRなど多くの公共交通機関と異なり、割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されていることや、申請日以降2回目の誕生日まで市町村福祉事務所等で更新手続が必要であることなど、障害者支援の多様化や障害の重度化など、現代の障害者を取り巻く状況にそぐわず、利用者の利便性を損ない大きな負担となっており、本割引制度の趣旨である障害者の自立と社会経済活動への参加の支援の妨げとなっている。 また、ETC割引の手続については、現在、申請者が市町村福祉事務所等で「ETC利用対象者証明書」の交付を受け、高速道路事業者等が設置する窓口へ送付する必要があるが、市町村福祉事務所等へ出向くことが負担となっている。	車両ごとの指定を撤廃することで、カーシェアやリース等で車両の所有者が本人や家族でない場合や、複数の介護者がそれぞれの車両で重度障害者を移動させる場合なども割引の適用を受けることができる。 更新手続又は「ETC利用対象者証明書」の交付手続きのために市町村福祉事務所等に出向く必要がなくなり、申請者への負担が軽減される。	・障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成15年11月6日付障発1106002号各都道府県知事・各指定都市市長、各中核市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部庁通知) ・有料道路における障害者割引措置実施要領(平成15年7月30日付日本道路公団等策定)	厚生労働省、国土交通省	広島市		札幌市、旭川市、苫小牧市、米沢市、白河市、日立市、石岡市、高崎市、岡崎市、千葉市、江戸川区、横浜市、川崎市、平塚市、上越市、大垣市、浜松市、豊橋市、西尾市、知多市、京都市、堺市、高槻市、茨木市、南あわじ市、出雲市、防府市、徳島市、高松市、宮若市、佐世保市、大村市、熊本市、宮崎市	○本市の有料道路割引申請は「1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。」 ○障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することとなっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。また、市町村の事務量も削減できる。 ○障害者の通院の際、やむを得ず登録されていない車両を使用、障害者に必要な通院に高速の割引が受けられず、自立や社会経済活動の妨げとなっている。 ○有料道路における障害者割引制度については、ETC利用者には「更新案内通知」が発送されるが、料金所走行の場合は特にお知らせがないため更新を忘れてしまう場合も多いこと、また、ETC利用者では証明書に不備があれば有料道路事業者からの問合せが市町村にあり、市町村が本人確認を行うことなど、業務が煩雑になっている状況であることから、提案市と同様、更新手続きの撤廃や道路事業者への直接申請など、制度見直しの必要性を感じている。 ○本市においても、同様の状況である。JRなど他の公共交通機関と同様に手帳の提示により障害者割引制度が利用できるようになることで、市町村の窓口へ申請に来る必要がなくなるため申請者への負担が軽減され、また事務の削減にもつながると考えられる。 ○本市においては、年間約2,000件の申請がある。概ね2年に一度、市役所に来て手続きが必要であり、また、手続きも複雑であり、必要書類の不足も少なくなく、申請者及び福祉事務所職員の負担が大きいため手続きの改善を求める。 ○障害者の有料道路の割引制度手続きは、申請者が多く、窓口対応の件数増加の原因の一つにもなっている。また、利用者にとって、2年ごとの更新の手間がかかることに加え、ETC利用者に対しては更新案内があるが、有人窓口での手帳提示による利用者に対しては更新案内の通知がないため、有効期限が切れて割引されなかったとのクレーム等を市職員が受ける場合がある。よって、有効期限の延長や道路管理事業者への郵送による受付の検討を望む。また、更新対象者に対しては、既登録内容を基に氏名や住所等を印刷したものを発送し、手続きの簡素化を検討してもらいたい。 ○提案団体同様、申請手続が申請者の負担となっている。また、その対応に要する事務量や他の業務を圧迫している。 ○有料道路障害者割引の手続きについては、申請件数や問い合わせも多く対応に時間を要するため、利用者及び市窓口の負担が大きい。有料道路事業者への直接の申請が可能となれば、障害者の負担軽減と窓口の事務負担の削減につながることを考える。 ○身体障害者手帳等の提示のみで割引を受けられるJRなど多くの公共交通機関と異なり、割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されていることや、申請日以降2回目の誕生日まで市町村福祉事務所等で更新手続が必要であることなど、障害者支援の多様化や障害の重度化など、現代の障害者を取り巻く状況にそぐわず、利用者の利便性を損ない大きな負担となっており、本割引制度の趣旨である障害者の自立と社会経済活動への参加の支援の妨げとなっている。また、ETC割引の手続については、現在、申請者が市町村福祉事務所等で「ETC利用対象者証明書」の交付を受け、高速道路事業者等が設置する窓口へ送付する必要があるが、市町村福祉事務所等へ出向くことが負担となっている。また、窓口での証明手続き終了後、申請者自らが有料道路ETC割引登録係あて、封筒に切手を貼って郵送する必要があるなど、出向く負担に加え事務が煩雑である。 ○提案事項のとおり、本市においても定期的に市役所で手続きを行う必要があることは、申請者の負担となっている。実際に、その声もあがっている。郵送やWEBで完結する仕組みにより申請者の負担軽減が必要と考えられる。 ○他の割引制度はその割引を行う機関に直接申請するものが多く、利用するタイミングで申請できる。利便性を高めるために高速道路会社と直接手続きできるよう求める。当市でも同様の申請が年間約1,500件あり、問い合わせや申請時の必要書類等の説明、申請受付に係る事務量も増加傾向にあり、負担となっている。 ○市町村福祉事務所での定期的な更新申請手続きを要する現行の制度では、障害者にとって負担が重く、また、本来有料道路事業者が事務手続きを行うべきものであるにも関わらず、事務的経費としての財源措置も無い中で現在行っている市町村福祉事務所にとっても負担となっている。 ○本市においては、複数の介護者が、有料道路を利用して、文代で通院介助等を行いたいと希望される方がいるが、1人の障がい者につき登録できる車が1台に限定されているため、障がい者の利便性が損なわれていると感じる。また、福祉事務所への有料道路・ETC割引の申請については、仕事の都合で平日に受付が難しくたり、障がい者・保護者共に高齢のため窓口に来ることが困難な方もおられる。身体障害者手帳の提示のみで割引が適用になり、ETCの利用手続きの方法が改善されれば、利用者の利便性を高めるとともに、福祉事務所等での事務量の軽減にもつながることができる。 ○新規申請や更新・変更の度に福祉事務所での手続きが必要な申請者の負担は大きく、有料道路事業者への直接申請を希望する声がある。また、対象者が多いことから、窓口混雑の一因ともなっている。加えて「本来有料道路事業者が自ら行うべき事務を、市職員が代行していることに違和感を覚える」という市民感覚から、福祉事務所が手続きを行うことは是非に関する問い合わせ、苦情も毎年複数件発生している。 ○ETCを利用しない場合「車両を1台に限定する必要性はなく、事前の福祉事務所による証明なしに、手帳の提示のみを持って、料金所の支払機やスタッフによって確認するべきである。 ○ETCを利用する場合「不正利用防止の観点から車両を特定する必要性は認められるが、要件の緩和は障がい者の利便性を向上させ社会参加の機会等の増大につながる。郵送やインターネット申請の方法により、有料道路事業者が直接申請を受け付けるべきである。 ○申請の都度、手帳への記載や「ETC利用対象者証明書」の交付を受けるため、窓口へ出向く必要があり、利用者にとって負担となっている。割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されているが、本市は世帯辺りの保有台数が全国でも上位で、複数台所有している世帯が多く、地域の実情にそぐわない。また、市制としても、年々、問い合わせや窓口への来所者が増えており、職員の対応時間や事務量が非常に多くなっている。 ○本市においては、有料道路における障害者割引制度について、身体障害者手帳等の提示のみで割引を受けられるJRなど多くの公共交通機関と異なり、割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されていることや、申請日以降2回目の誕生日まで市町村福祉事務所等で更新手続が必要であることなど、障害者支援の多様化や障害の重度化など、現代の障害者を取り巻く状況にそぐわず、利用者の利便性を損ない大きな負担となっており、本割引制度の趣旨である障害者の自立と社会経済活動への参加の支援の妨げとなっている点について、利用者からの苦情や改善要望が多く寄せられているところ。 ○提案市と同様の意図。補正として、対象自動車についても改めて検討いただきたい。自家用の貨物の場合、要件が細かく設定されている。軽トラック(2人乗り)は対象にならないが、当時の地域では、軽トラックのみで自宅の車として使用している場合もあり、その場合対象とならず、窓口で苦情の申し出を受けたことも少なくない。障がい者の社会参加という点で対象車についても検討願いたい。 ○本市も同様に、有料道路の割引は障害者手帳の提示のみで適用するようにすべきと思う。また、ETCの割引についても、手帳のコピー等を添付したうえで、現行どおり郵送するようにすれば、市に来所する必要はなくなる。障がい福祉制度においてははからぬ事で市への業務が必要で、障がい者の負担になっている。可能限り、来所せずに済む対応を検討すべきを考える。 ○本市においても、他の交通機関の割引と異なり、身体障害者手帳等を見せるだけでは割引にならない取扱いについて、市民からの苦情がある。また、身体障害者手帳については、状態の変更が容易得ず、有効期限が特に設定されていないことも多いが、高速道路の割引については、約2年に一度更新をしなければならないという意見が、窓口に多く寄せられている。特に重度の障害者については、窓口へ出向くこと自体が困難な場合がある。なお、当該証明事務は窓口担当課において非常に大きな事務負担となっている。また、上記のような要望や苦情については、本市のみでは改善が不可能なものでありながら、窓口担当者一旦は受け付けざるを得ないため、負担となっている。 ○有料道路の障害者割引については1人1台の自動車に限定されているが、この限定が撤廃されることにより、家庭で複数の車両を所有している場合やリースの場合などでも割引の適用を受けることができるようになり、障害者の移動の利便性向上につながる。また、利用申請や更新手続きについて、利用者から高速道路事業者に直接行えるようにすることで、利用者が福祉事務所へ出向く必要がなくなり、利用者の負担軽減となる。 ○提案に賛同する。本市でも有料道路料金の割引処理については年間約3,000件ある。 ○当市においても、車両ごとの指定の撤廃は市民からの要望も根強く、利用者にとっては様々な福祉サービスにつながることで期待される。また、障がい当事者団体より要望があり、外出の利便性向上のため、車両ごとの指定の撤廃を求められている状況である。 ○市民の申請手続きの負担軽減及び市町村職員の事務負担軽減につながることから、制度改革の必要性があると考えられる。 ○福祉事務所へ出向くことが困難であるという相談は多数寄せられており、高速道路事業者等と直接のやりとりを望む声は多い。受給者の利便性を高めるためにも、郵送で利用手続が行えることが望ましい。 ○有料道路事業者への直接の申請が可能となれば、障害者の負担軽減とワンストップサービスに繋がる。また、福祉事務所の事務量の削減につながる。車両ごとの指定を撤廃することで、カーシェアやリース等で車両の所有者が本人や家族でない場合や、複数の介護者がそれぞれの車両で重度障害者を移動させる場合なども割引の適用を受けることができる。更新手続又は「ETC利用対象者証明書」の交付手続きのために市町村福祉事務所等へ出向く必要がなくなり、申請者への負担が軽減される。 ○当市においても、同様の支障事例があり、提案に賛同する。加えて、有料道路における障害者割引制度の手続では、対象自動車の所有者要件(個人名義に限る)に合わせるため、名義変更(ディーラーから個人名に変更)手続きが必要となるときがあり、利用者の負担になるとともに、利用者の理解が得られず、窓口でトラブルになることもある。車両を指定するのではなく、障害者が利用(手帳を提示)することで割引を受けられるように合わせる必要を要する。
74	B	地方に対する規制緩和	その他	番号法での情報連携対象に外国人生活保護情報を追加 生活保護法において外国人生活保護を法定化し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する生活保護関係情報(「外国人生活保護情報(「生活」に因る外国人に対する生活保護を行うため、世帯単位で支給する生活保護費の情報や、世帯の保護決定情報が外国人の情報も含むことから、情報連携ができず支障が生じている。」「外国人と日本人が混在する世帯のみ法定化した場合は、日本人が死亡すると外国人のみの世帯となり、日本人が死亡してから情報連携の制御を行うまでの間は、違法に情報連携した状態が発生する。」「日本人と外国人が混在する世帯の場合、日本人の生活保護関係情報は情報連携の対象となるが、外国人の生活保護関係情報は情報連携の対象外であるため、実務に支障が生じる。))」を含めることを求める。	・国の通知により生活保護事務での外国人のマイナンバーの取扱いは、マイナンバーの利用範囲の対象外とされ、マイナンバーが紐付かないようにシステム改修でアクセス制御するか、独自利用条例で外国人のマイナンバー利用を規定する必要がある。独自利用条例を策定した場合は、生活保護法又は番号法が改正される旨に、当該条例を改正する必要がある。 ・外国人と日本人が帰属している世帯の場合は、生活保護では世帯単位で保護を行うため、世帯単位で支給する生活保護費の情報や、世帯の保護決定情報が外国人の情報も含むことから、情報連携ができず支障が生じている。 ・外国人と日本人が混在する世帯のみ法定化した場合は、日本人が死亡すると外国人のみの世帯となり、日本人が死亡してから情報連携の制御を行うまでの間は、違法に情報連携した状態が発生する。 ・日本人と外国人が混在する世帯の場合、日本人の生活保護関係情報は情報連携の対象となるが、外国人の生活保護関係情報は情報連携の対象外であるため、実務に支障が生じる。	・国が生活保護法及び番号法を改正した場合、施行後直ちに外国人のマイナンバー利用が可能となる。 ・外国人と日本人が混在する世帯の場合も、日本人のみの世帯と同様の対応が可能になる。	生活保護法、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(厚生省社会局長通知、昭和29年5月6日社発第382号)、「生活保護事務におけるマイナンバー導入に関する留意事項について」(厚生労働省社会・援護局保護課長通知、平成27年9月16日社援保費0916第1号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二	内閣府、厚生労働省	松山市、八幡浜市、西条市、西予市、東温市、久高町、内子町、伊方町	熊谷市、千葉市、長野県、美濃加茂市、京都府、高松市、久留米市、熊本市	○独自利用条例の制定・改正は自治体の負担が大きい。全国の自治体が同様に実施している事務は、法改正を行い対応すべきである。その最たるものが、外国人生活保護事務である。本当に各自治体独自で実施している事業だけを条例規定すればよいように改善すべきである。 ○国の通知により外国人のマイナンバーの取扱いは、マイナンバーの利用範囲の対象外とされ、マイナンバーが紐付かないようにシステム改修をおこなっているが、当市システムでは担当職員がシステムに保護申請者(受給者)が外国人である旨の入力をおこなうことが必要であり、人為的なミスによるマイナンバーの情報連携がおこなわれないよう留意する必要がある。事務上で負担となっている。世帯類型も多様化しており、日本人と外国人が混在する世帯も増加していることから、同一世帯内に情報連携対象者と対象外者が混在し、実務に支障が生じている。 ○当県では独自利用条例を制定し、外国人マイナンバーの情報連携を行っているが、制度改正毎に条例改正が必要であり、番号法での情報連携対象に外国人生活保護を追加することで業務負担軽減が図れると考えられる。 ○国に対する申請事務が煩雑であること、また日本人と比べて照会に関するタイムロスが生じることから、同様の制度改革の必要性を感じている。	

厚生労働省（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

管理 番号	提案区分		提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 （特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		
	区分	分野									団体名	支障事例	
82	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護法による医療機関の指定更新に係る手続きの簡素化	生活保護法（以下「法」という。）による医療機関（以下「指定医療機関」という。）の指定更新手続きにおいて、健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）の指定更新があったときは、その保険医療機関等は指定医療機関としての指定更新があったものとみなす措置。	医療機関の指定は、平成25年の「生活保護法の一部を改正する法律」により、健康保険法による保険医療機関等と同様、6年間の更新制となり、従来の指定申請の手続きに加え、6年毎に指定更新手続きを要することとなった。一方、法第49条の2第2項第1号において、「当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、保健医療機関等でないとき」は、指定をしなければならないと規定し、また、法第52条第1項において、「指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。」と規定している。さらに、生活保護受給者の中には、健康保険に加入している者もあり、健康保険加入者は、健康保険と生活保護法による医療扶助を併用している。このことから、指定医療機関における診療が生活保護特有の規定ではないことは明らかである。現行法上は、一部を除く指定更新の手続きは、指定医療機関からの申請により行われるものであるため、自治体及び指定医療機関の双方に事務負担が生じている状況がある。 【参考（千葉市）】 ・平成30年度の指定等件数：243件（内訳）指定：48件、更新：195件 ・令和元年5月末時点の市内保険医療機関の指定率：90.1％ （内訳）市内保険医療機関数1,718 うち指定医療機関数1,549	自治体及び医療機関双方の事務負担の軽減が図れる。	生活保護法第49条、第49の2、第49条の3等	厚生労働省	千葉市		旭川市、宮城県、群馬県、埼玉県、千葉県、石川県、福井市、長野県、島田市、名古屋市中、豊橋市、京都市、大阪府、八尾市、南あわじ市、奈良県、高松市、八幡浜市、熊本市、宮崎市	○市町村では、県への進達業務を実施するのみであるが、医療機関から申請書の記入方法の問い合わせ等が多く事務負担が生じている。 ○本市では毎月、翌月に指定期間満了となる生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局に該当しない指定医療機関に対し、指定更新の通知を行っている。また、提出された指定更新申請書には不備があることが多く、健康保険の登録内容による確認作業が生じているのが現状である。もし提案どおり制度が改正されれば、これらの事務作業が不要となり本市の事務負担が軽減される。また、指定更新申請書の作成及び提出の必要がなくなるため、指定医療機関の事務負担も軽減される。 【参考】本市における平成30年度の指定等件数：131件（内訳）指定：24件、更新：107件 ○本市において、更新忘れを防ぐため更新案内を送っているが、みなし措置が行われれば、この事務負担も減少する。平成30年度指定等件数：163件（内）更新85件 ○健康保険法による保険医療機関等が指定更新手続きの際に指定辞退等の事例は無いため、業務上支障は生じず、事務負担軽減が可能である。 ○指定医療機関における診療が生活保護特有の規定ではないことは明らかであるにもかかわらず、現行法上は、一部を除く指定更新の手続きは、指定医療機関からの申請により行われるものであるため、自治体及び指定医療機関の双方に事務負担が生じている状況があります。 ○提案内容と同じ支障事例あり。当市においても、指定更新の際には、指定更新手続きの更新依頼文書及び書類一式を送付し、医療機関に申請を依頼している。ほぼ同様の事務を行っている介護機関については、平成26年7月1日以降介護保険法で指定を受けた介護機関はみなし指定として運用され、生活保護法による指定を辞退したい場合のみ申し出をいただいているが、特に支障は出ていない。医療に関しても介護機関と同様、健康保険法による更新手続きがなされた場合は、みなし指定をしていただくと行政手続きの簡素化が図れ、双方の事務負担が軽減されると考える。 【参考】 ・平成30年度指定等件数：745件（内訳）指定：199件、更新295件、変更158件、廃止・休止・辞退等93件 ・平成30年4月1日時点での指定医療機関数：2,050 ○指定更新事務は、自治体及び医療機関双方の事務負担となっているが、指定更新事務を通じなくても、生活保護の指定医療機関に対する個別指導や検査等により、指定更新事務の趣旨は担保できていると考えられる。保健医療機関の指定更新を受けついでに、生活保護の指定医療機関の更新もみなされることで支障はないと考える。 ○指定更新の手続きを一本化することで、事務の効率化を図ることができる。 ○有効期限が6年のせいから、医療機関自体が更新を失念している場合もあり、こちらから関係書類提出の提出を促すこともある。同時更新となれば事務負担の軽減が図れる。 ○当県においても提案団体と同様の支障が毎年のように生じているため、現行制度を見直ししてほしい。なお、当該見直しは更新に限らず、当初の指定についても適用できるよう見直ししてほしい。（※参考…申請受理件数180件（更新133件、指定47件）） ○厚生局への保険医療機関等の更新申請時に、知事への生活保護法の指定の更新申請も必要のため、期限が切れる前に、生活保護指定医療機関等に対し、申請書類を提出するよう県から連絡をしており、事務の負担となっている。 ○更新手続き漏れや更新案内の観点からすると、みなし措置は病院側及び自治体にとって事務負担の軽減につながるかと考えられる。ただし、自治体としては、病院等がきちんと健康保険法の更新手続きをしたかどうか、何らかの方法で確認する必要があると思う。 ○本市でも同様の支障事例が発生している。制度改正により本市及び医療機関双方の事務負担の軽減を図ることができる。 ○当県における指定件数（平成30年度）合計：855件（内訳）指定：338件、更新：517件 生活保護法指定医療機関となるためには保険医療機関でなければならない。このため、指定更新を行う際は結局保健医療機関の指定更新がなされているかを確認している。仮に医療機関が指定更新の際に生活保護指定医療機関のみについて指定を受けようとしない場合は、辞退届を提出することで足りるため、生活保護法独自に指定更新手続きを行う必要性は少ないものと考えられる。
83	B	地方に対する規制緩和	その他	老朽管更新事業及び水道管緊急改善事業の採択基準の変更	老朽管更新事業及び水道管緊急改善事業の採択基準である平均水道料金は、直近に行われた水道統計を基にしているため、例年11月頃に見直しされているが、前年度に行われた水道統計を基とするよう運用を見直し、予算編成時期前である8月等できるだけ早い時期に公表すること。	A市においては、平成25年度から老朽管更新事業を実施している。平成30年11月に次年度の採択基準（平均水道料金）が見直され、A市は採択基準を満たせず、平成31年度は老朽管更新事業を実施することができなくなり、次年度の事業予定を急ぎ見直す必要に迫られた。	各市町の予算案策定作業前に、次年度の採択基準が分かると、各市町が、次年度の事業予定を計画的に立てることができる。	生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱	厚生労働省	三重県		山形市、春日部市、千葉県、福井市、長野県、島田市、豊橋市、京都府、大阪府、徳島市、大村市、熊本市、宮崎県	○当市においても平成24年度より当該交付金により事業を行っている。平成30年度まで全体計画の45％が更新できていたため、今後も事業継続は要望する。よって、採択基準の変更は、提案にあるように予算案策定作業前、もしくは前々年度に通知していただきたい。 ○当団体においても、市町村の次年度の予算要求に向けての事業計画を行う時期が、採択基準の発表時期（例年11月頃）より前になるため、早い時期での公表は必要である。 ○予算案策定作業前に、次年度の採択基準が分かると事業予定を計画的に立てることができる。 ○老朽管更新は急務であり、各市が計画をもって進めているものの、財源には非難に苦慮している。補助金については、当市においても対象か否かが微妙なところに見えており、予算時期に当該年度の水準で検討している状況である。当該年度で検討した結果として予算措置しなければ、補正予算となり、事務負担が増え、補正であるため発注も遅れることになる。計画的に事業を進めるためにも、是非、善処していただきたい。 ○当市においては、平成27年度から老朽管更新事業を実施している。令和元年度は、平均水道料金がわずかに上回ったことにより採択基準を満たしたが、次年度の平均水道料金の見直しにより、当市は採択基準を満たせなくなる可能性が高くなっている。そのため、令和2年度以降の老朽管更新事業の事業計画を立てることに苦慮している。 ○採択基準は、市町村が事業計画を策定する際に必要な情報の一つなので、早い時期に示されることに賛同する。
86	B	地方に対する規制緩和	その他	埋火葬費用に充当するため、市町村担当者による死亡人の銀行預金払戻しに関する権限の明文化	行旅病人及行旅死亡人取扱法（行旅法）において、市町村が繰り替えた埋火葬費用について死亡人の遺留金銭を充当できるところと定めるところから、銀行前金や有価証券等について、相続財産管理人を選任せずに充当が可能であることを明確にすること。	【問題の所在】 墓地、埋葬等に関する法律第9条に該当する死亡人の遺留金銭として銀行貯金がある場合、行旅法の規定に基づき遺留金銭、有価証券を当該埋火葬費用に充当することとなるが、一般の銀行の場合、死亡人の相続財産管理人でなければ払い戻しができない。しかし、相続財産管理人の選任については1件、数十万円から数百万円と多額の費用がかかる。このため、貯金の額と比較して相続財産管理人の選任費用が多額である場合は相続財産管理人の選任を行えないことから、当該埋火葬費用を回収できず不納欠損をしている市町村が存在する。 なお、ゆうちょ銀行においては、市町村担当者が死亡人の預金を払い戻すことを可能としている。	【制度改善に係る効果】 行旅法の規定どおり市町村が負担した埋火葬費用に、死亡人の遺留金銭を充てることができるようになり、市町村の費用負担を少なくすることができる。	・墓地、埋葬等に関する法律第9条第1項、第2項 ・行旅病人及行旅死亡人取扱法	金融庁、厚生労働省	宮城県		青森県、ひたちなか市、群馬県、横浜市、江戸川区、長野県、愛知県、豊橋市、京都市、徳島県、高松市、熊本市、宮崎県	○死亡人の遺留金銭が少額である場合、相続財産管理人の選任が行うことができないため、保管根拠のないまま本市が遺留金銭を保管している場合がある。 ○死亡人への調査権限が明確に定められていないことから、死亡人が銀行口座等に資産を有している可能性がある場合においても、調査を行うことが出来ず、本来であれば遺留金品を充てることが出来た事例においても財政負担が生じており、改正が必要と考える。また、調査権と同時に銀行口座からの払戻しに係る権限を制定する必要があると考える。 ○当県においても相続財産管理人の選任に係る費用が、遺留金としての銀行貯金を上回る場合には、相続財産管理人の選任が行えず、本来が費用負担をしている事例があり、ゆうちょ銀行以外の銀行等においても市町村担当者が簡単に死亡人の預金を払い戻すことができるとする運用を求めたい。 ○現状、相続財産管理人による手続き無しには遺留金銭たる預金の払戻し等に応じない金融機関もあり、費用充当の支障となるケースも存在する。相続財産管理人の選任が利害関係人等により行われるケースも限られており、事務の煩雑化を招いていることから、権限の明文化を望む。 ○当県においても、遺留金銭の調査・回収に苦慮している市町村の現状があることから、当該制度は必要と考える。 ○行旅法の規定どおり市町村が負担した埋火葬費用に、死亡人の遺留金銭を充てることができるようになり、市町村の費用負担を少なくすることができる。 ○一般銀行については、市が死亡人の預金の払い戻しを受けられないため、相続財産管理人選任の申立てを行うことになるが、申立て費用が預金額を上回る場合、結果的に申立てを行えない。そのため、埋火葬費用を回収できず、市の財政負担となっている。 ○現行の法律では親族調査・預金調査等する権限がなく、市町村が負担する費用は今後も増える見込みです。調査権限が付与されれば、遺留金の調査も合わせて行うことができ、葬祭費用等に充当することができるかと考えます。

厚生労働省（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

提案区分			提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
管理 番号	区分	分野									団体名	支障事例
106	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	特別障害者手当等所得状況届処理事務の簡素化	特別障害者手当及び障害児福祉手当において、受給者及び実施機関の負担軽減の観点から、個々に所得状況届を提出させるのではなく、実施機関による定時所得状況届関係連名簿の作成による事務処理を原則とするよう、省令を改正すべきである。	障害児福祉手当受給者は、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)第5条の規定により、毎年8月12日から9月11日までの間に所得状況届を提出する必要がある。受給者にとって負担となっている。また、提出された所得状況届を処理する実施機関にとっても負担となっている。なお、特別障害者手当についても同様である。	定時の所得状況届について「改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き」では、受給者から個々に届を提出させることを原則とする述べながらも、受給者の負担の軽減を図り、事務処理の効率化を図る観点から、実施機関において定時所得状況届関係連名簿を作成し、課税台帳等により確認した事項を記入することにより、届の提出のあったものとして取扱って差支えないとされている。この件につき、現在、当該事務処理に係る地方税情報については情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携の対象となれていないことも踏まえ、個々に所得状況届を提出させるのではなく、実施機関による定時所得状況届関係連名簿の作成による事務処理を原則とするよう、省令を改正すべきであり、それにより、受給者及び実施機関の負担軽減が図られる。	障害児福祉手当及び特別障害者手当等支給事務に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)	厚生労働省	茨木市	石岡市、江戸川区、八王子市、浜松市、豊橋市、半田市、西尾市、京都市、南あわじ市、高松市、大村市、宮崎市	○所得状況届の提出はあるが、所得金額を市で確認の上で報告している。そのため、市で確認に要する作業は変わらず、対象者からの書類提出を簡素化できれば事務の削減につながる。 ○障害児福祉手当、特別障害者手当ともに所得状況届の事務量は多く、受給者及び担当者に負担がかかっている為、提示所得状況届関係連名簿の作成による事務処理を原則として頂きたい。 ○定時所得状況届関係連名簿の作成による事務処理を原則とすることで、所得状況届未提出による手当の支払い停止を防ぐことができる。また、所得状況届の受付事務がなくなることによる事務量の削減及び印刷が無くなることによる事務費の削減を図ることができる。 ○障害児福祉手当・特別障害者手当受給者が、毎年8月12日から9月11日までの間に所得状況届を提出する必要がある。一度で必要な書類がそろわないこともあり、市役所の窓口へ提出に来ることは、障害のある受給者や家族にとって負担となっている。個々に所得状況届を提出させるのではなく、実施機関による定時所得状況届関係連名簿の作成による事務処理を原則とするよう、省令を改正すべきであり、それにより、受給者及び実施機関の負担軽減が図られる。 ○市役所に訪問する利用者の負担は、提案事項の内容とおりである。加えて、受付の始期がお盆の期間になるため、利用者、実施機関双方の負担がある。 ○特別障害者手当等の所得状況届については、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携の対象とされていることから、個々に所得状況届を提出させるのではなく、実施機関で確認して提出することにより、受給者及び実施機関の負担軽減が図られると考える。同時期に実施される、特別児童扶養手当の所得状況届提出に係る事務量も膨大なので、特別障害者手当等の所得状況届処理事務の簡素化を希望する。 ○本市においても、障害児福祉手当受給者は、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)第5条の規定により、毎年8月12日から9月11日までの間に所得状況届を提出する必要がある。受給者にとって負担となっている。また、提出された所得状況届を処理する実施機関にとっても負担となっている。なお、特別障害者手当についても同様である。 ○所得状況届の提出にあたっては、重度の障害者及びその家族の負担になっており、提出についての相談もある。情報提供ネットワークシステムの導入など状況が変化してきていることから、実態に合わせた省令改正を検討してほしい。
107	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	特別障害者手当及び障害児福祉手当認定基準の明確化	特別障害者手当及び障害児福祉手当認定基準について、『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』を参照して行うこととされているが、『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』は発行されてから久しく改訂が行われていないばかりか出版もされておらず、入手困難な状況である。昭和60年12月28日付厚生社会局長通知には『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』を参照して事務を進めるようには明記されていないが、『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』には事務を行う上で必要な実務上の疑義解釈が掲載されており、それを参照しなければ、実質的には実務を行うことは困難であるため、仮に『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』を用いないのであれば、事務処理は困難なものになると考える。	特別障害者手当及び障害児福祉手当の認定に当たっては、『障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について』(昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知)及び『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』を参照する運用をやめ、厚生労働省の通知を詳述するか、省令等で認定基準を規定すべきである。それにより、公正な認定審査が可能となるとともに、迅速な認定審査にも資すると考える。	認定基準については、手当の支給の可否を決定するための重要な事項であることから、入手困難となっている『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』を参照する運用をやめ、厚生労働省の通知を詳述するか、省令等で認定基準を規定すべきである。それにより、公正な認定審査が可能となるとともに、迅速な認定審査にも資すると考える。	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)	厚生労働省	茨木市	白河市、日立市、石岡市、高萩市、千葉市、江戸川区、八王子市、横浜市、海老名市、大田市、浜松市、豊橋市、豊田市、西尾市、京都市、大阪府、高槻市、南あわじ市、奈良市、山口市、高松市、八幡平市、大村市、熊本	○本市においても、『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』を用いて事務処理を行っており、手引き上の疑義解釈を参照しなくては認定審査に支障をきたす状況である。しかし、手引き発行後の所要要件の変更等、通知で変更や解釈が知られていないものも多く、手引きと通知を見比べながら処理を行っており事務が煩雑である。省令等で認定基準を規定することにより、公正な認定審査が可能となるとともに、迅速な認定審査にも資すると考える。 ○現在の事務として、入手困難な『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』と併でも使用している「法令通知集」を見比べながら行っている。『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』は出版されていないため、現在入手することができず、明確な認定基準等を明確化していただければ、迅速な事務を円滑に行うことができる。 ○認定基準が明確化されていないことで、認定審査に困難が生じている。また、自治体により判断に差異が生じていないか不安がある。よって、公正で迅速な認定審査を行うため、基準となる省令等の施行を望む。 ○提案理由同様、認定基準には『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』を用いなければ、事務処理は困難なものであるにもかかわらず、改定が行われていない期間に多数の通知の改廃が行われており、認定事務において煩雑な状況にある。改訂版の発行は必要である。 ○特別障害者手当及び障害児福祉手当は、判定基準等の専門性が高いため、『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』を参照する運用に加え、通知及び省令等により運用基準等を明確にする必要があると考える。 ○特別障害者手当及び障害児福祉手当の認定に当たった最新の基準は、『障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について』(昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知)であるが、この「認定基準」は重要なことしか記載されていないため、それぞれの詳細な考え方については『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』を用いるようにと、県に確認している。認定基準については、手当の支給の可否を決定するための重要な事項であることから、久しく改定が行われていない『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』を参照する運用をやめ、厚生労働省の通知を詳述するか、省令等で認定基準を規定すべきである。それにより、公正な認定審査が可能となるとともに、迅速な認定審査にも資すると考える。 ○認定基準については、『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』発行以降、必要に応じて改正されているが、改正についての通知と手引きをそれぞれ確認する必要があるが、当市においても現行の認定基準を正しく把握することに困難が生じている。 ○当市においても若年性認知症を事由とした認定請求が増えているが、現行の手引きでは認定可否の解釈が明記されておらず、都道府県の確認作業を要している。このほかにも、時流に即していないと思われる点が見受けられる。 ○本市においても、『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』を参照して、特別障害者手当及び障害児福祉手当の認定を実施している。認定基準については、手当の支給の可否を決定するための重要な事項であることから、入手困難となっている『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』を参照する運用をやめ、厚生労働省の通知を詳述するか、省令等で認定基準を規定すべきである。それにより、公正な認定審査が可能となるとともに、迅速な認定審査にも資すると考える。 ○実務上『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』を参照することが必須でありながら、新たに入手することが不可能である現状は早急に改善を要する。省令や新たな通知等によって整理しなおすことが、適正で効率的な審査が可能になると考える。 ○事務の手引きの入手困難さの問題のほか、認定基準についても複雑であり、利用者が理解しづらいといった問題があり、含わせて改善を求めたい。 ○本市においても同様の状況にある。また、省令等の法令的根拠がない場合、審査請求等に対する対応が困難となるケースがあることが想定される。 ○提案のとおり省令等で規定されれば、基準が明確化するものと思われるが、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度基準について」と改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』を用いて事務を行うこと自体には問題はないと思われる。ただし、「手引き」が平成10年4月以降改訂されておらず、「基準」が改正されていることに対応できていないこと、さらに、各自治体からの疑義に対する厚生労働省の解釈回答が平成10年以降更新されていないことは問題である。本市も平成27年度に1件、平成28年度に2件、県を通じ疑義解釈回答を受けているが、他の自治体には共有されていない。「手引き」を改訂し全国自治体との疑義解釈を共有する仕組みが必要であると考えられる。 ○認定基準には『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』発行以降、第9次改正まで行われており、医学的見地も含め、手引の内容と合わない部分が多く、疑義も個別基準の全てを揃うとはいえない。ただし、省令にすこで改正等の事務手続きが煩雑になり、見直しの妨げにもなりかねないことから、次回改正の認定基準から、個別基準に加えて障害ごとに手引にあるような疑義と見解を添えることで、審査の精度の向上と統一を図ることが可能になると考える。さらに、認定基準だけでなく制度に関することも含め、国に寄せられた各自治体からの疑義とそれに対する国からの見解を、電話や文書で照会した自治体のみに回答するのではなく、例えば蓄積された疑義と回答をデータベース化し、ネットワークを利用した掲示板のようなたちでいつでも照会・検索・回答の閲覧が可能になれば、全国の担当者が情報を共有し、手引きに替えることが可能ではないか。 ○同様の支障事例がある。審査請求事業の際にも、昭和60年から改定されていない『特別障害者手当等支給事務の手引き』にしか明記されていないことを根拠にせざるを得ないことがある。 ○当市でも、手当の等級認定実務を行う各市区役所に『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』が入手困難であることから配布できておらず、独自のマニュアルで判定等を行っている。厚生労働省通知や法令等で基準を定めることで、全国の市町村で統一基準を確認可能となる。 ○事務処理では、どの法が最新かを確認しつつ手引きをみて事務を行うため、事務の煩雑や間違いを起こす可能性がある。①最新版の「特別障害者手当等支給事務の手引き」を発行していただければ、問題が解決できると思われる。②または、最新版の「特別障害者手当等支給事務の手引き」を発行できないのであれば、同様のものを、国の自治体専用ホームページなどで、現在有効な通知、事務処理例、判断基準などを掲載し、各自治体がそれらを見て、事務を行うことができればよい。全国一律の事務のため、自治体ごとに判断が違うことがなくなると思われる。 ○改訂 特別障害者手当等支給事務の手引』について改訂されていないことにより、手引とともに最新の通知を確認しながら作業することになり手間である。認定基準についても公平性を期すために明確に規定されることが望ましいと考える。
109	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	移動支援事業について国が支給基準を定めた上で介護給付費に含めるよう法改正	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律では、移動支援事業は市町村が行うべき事業である地域生活支援事業とされているが、生活保護法で保障する「健康で文化的な最低限度の生活」に余暇活動が含まれるというのが通説であり、厚生労働大臣が定める保護基準においても余暇活動に必要な費用も含めて算定されており、移動支援事業を市町村の裁量に委ねる現行制度では、外出困難な障害者等が最低限の余暇活動の外出支援を受けられない可能性があり矛盾を感じるを得ない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律上、視覚障害者の同行援護を介護給付としている点も考慮すると、移動支援事業については国が支給基準を定めた上で介護給付費に含めるよう法改正を行うべきであり、それにより公正な支給審査が可能となるとともに、迅速な支給審査にも資すると考える。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）	厚生労働省	茨木市	宮城県、白河市、千葉市、美濃加茂市、豊橋市、大阪市、南あわじ市、山口市、徳島市、佐世保市、大村市、熊本	○移動支援については各市町村で利用できる範囲が異なり、視覚障害者の同行援護との差について苦情もあることから、障害の種類にとらわれない制度に改める必要があると考えられる。 ○提案市と同一矛盾を感じているところであり、障害者の日常生活及び社会生活の総合的な支援の観点からも、法改正が望ましいと考えられる。 ○本市についても、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律上、視覚障害者の同行援護を介護給付としている点も考慮すると、移動支援事業については国が支給基準を定めた上で介護給付費に含めるよう法改正を行うべきであり、それにより公正な支給審査が可能となるとともに、迅速な支給審査にも資すると考えられる。 ○提案理由と同様に、地域生活支援事業については、予算の範囲内で100分の以内を市町村に補助となっているが、実際の補助は、100分の30前後であり、市町村の負担が大きいため、移動支援事業を負担率が100分の50である介護給付費に含めることは財政負担を考えると良いことと考える。 ○当市では、視覚障害者団体より同行援護と移動支援を併用して利用できるように要望がある。同行援護は国の制度で、移動支援は市の制度のため、両方利用できることと主張であるが、移動支援事業についても国が支給基準を定めた上で介護給付費に含めるよう法改正を行えば、それにより公正な支給審査が可能となると、利用者の混乱も生じないと考えられる。 ○本市においては、独自の移動支援事業を実施しており、市町村からの転入者等は制度の変更による不利益を被ることも考えられる。また、各市町村に裁量を委ねている現行制度では、要件や事務処理手順が異なることもあり、複数の市町村から委託されている事業所では事業実施や請求事務等において混乱が生じている。 ○本市の移動支援の身体障害者については、全身性障害（1級かつ、両上肢2級及び両下肢2級以上）に限定されている。また、グループ型の移動支援も対象外となっている。自治体によってサービスの対象者や内容が相違することについての苦情が寄せられることはしばしばある。地域生活支援事業とされている移動支援事業について、国が支給基準を定めた上で介護給付費に含めるよう法改正を行うことで、「健康で文化的な最低限度の生活」が保障されるとともに、合理的な理由のない地域差がなくなり、自治体の事務負担の軽減も期待できるため、提案に賛同する。 ○移動支援事業は地域生活支援事業の必須事業で必要性が認識されているにもかかわらず、事業所数が少ないのが現状で利用したくても出来ないという家族からの声を耳にします。支給基準や運用の地域格差が本市周辺でもあるため、基準の統一化を図ることは良いと思います。 ○移動支援事業は、単独での外出が困難な障がい者には必ず必要となるサービスであり、今後も大きな需要が見込まれると考えられることから、本市としても移動支援事業については、個別給付化することが望ましいと考えている。 ○本市においても、移動支援事業における支給決定が自治体によって差が生じていることが問題と捉えている。支給基準を設けることで公正な支給審査が可能になると考える。	

厚生労働省（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

管理 番号	提案区分		提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 （特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
121	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	住宅宿泊事業（民泊）届出時の法定提出書類に「消防法令適合通知書」を追加	住宅宿泊事業法では、住宅宿泊事業（民泊）を行うに当たり、事業者は住宅宿泊事業法施行規則に定める書類を提出することとしている。その提出書類に「消防法令適合通知書」を追加すること。	【現行制度】 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業（民泊）を行うに当たり、事業者は住宅宿泊事業法施行規則第4条第4項に定める書類を提出する必要がある。しかし、当該条項で定める書類には、事業を始める建物が消防法令に適合している場合に消防署等から交付される「消防法令適合通知書」が含まれておらず、ガイドライン（住宅宿泊事業法施行要領）において、届出時に併せて提出を求めることとしているに過ぎない。 【支障事例】 ガイドラインには法的拘束力はないため、消防法令適合通知書の添付がなくても届出を受理せざるを得ない。本県では現時点での事例はないが、他自治体では発生している事例である。 消防法令に適合しているか否かは、宿泊料を取って他人を泊める施設を運営するに当たり非常に重大な要件（特に、家主が不在の住宅に宿泊させる施設の届出の場合）であり、提出を受けなければ、地方自治体として最低限の安全性を確保することが困難である。現行法上では問題がなくても、一般的観点からは、安全性を担保できない民泊施設の運営を容認していると捉えられかねない。安全性確保は全国とどこも必要であり、このような重要書類は、ガイドラインや各自治体の条例に任せるのではなく、法令に基づいた添付書類として明確に提出を求めるべきである。	消防法令への適合を確認することで、一定の安全性を担保することができ、利用者及び地域住民にとっての安全・安心に繋がる。	住宅宿泊事業法、住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）	厚生労働省、国土交通省	埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、川口市、神奈川県		北海道、札幌市、青森県、仙台市、千代田区、横浜市、川崎市、豊橋市、西尾市、三重県、京都市、大阪市、高知県、福岡県、宮崎県、沖縄県	○当団体において、平成30年度における民泊の届出のうち、消防法令適合通知書の提出がなかったものが49件あった。宿泊者の安全を確保する上で、消防法令の遵守は欠かすことのできない要素であり、道では各地の消防本部と連携して立入検査を実施し、是正を指導したが、営業を開始した事業者に対して、設備の改善を指導するのは営業行為の規制にあたる恐れもあり、施設の是正までおよそ半年程度かかるなど、対応に支障があった。 ○還付を行うにあたり必要な口座情報を把握していない場合は、対象者へ通知と合わせて口座振込依頼書を送り返信を求めているが、対象者の記載誤りによる振込エラーが多発する等、事務が煩雑になっている。また、返信ない場合は還付ができず還付未済金となってしまうことも大きな課題の一つとなっている。 ○本市における支障事例はない。しかし、今後、住宅宿泊事業が一般化した際、住宅宿泊事業（民泊）届出時の法定提出書類に「消防法令適合通知書」を追加することは、住宅宿泊施設の安全確保に必要である。 ○住宅宿泊事業法の届出の必要な提出書類に消防法令適合通知書を追加することで、消防法令への適合を確認でき、一定の安全性を担保することができるため、当該通知書の追加の必要があると考える。 ○消防法令適合通知書により事業者は施設の最新の法的順守状況が確認でき、事業開始の際の不備の改善が可能となる。消防法令に適合しない施設の受付を受理するとすると、宿泊者の財産や生命への危害リスクを生じるだけでなく、費用をかけた開始した事業を断念するリスクを事業者側に負わせることになる。 ○消防法に適合しない住宅で民泊事業を実施した場合、火災等により利用者の生命に危険が及ぶことも考えられる。 ○「消防法令適合通知書」がない届出の場合、消防と連携を取り対応をしているものの、届出書類として「消防法令適合通知書」をガイドラインで求めるのであれば、法令に基づくものと整理することが望ましい。 ○本市では、制度開始当初より、法的拘束力がないことを理由に、消防法令適合通知書を添付せずに届出を受理するよう求める要請が相次ぎ、消防法令への適合状況が確認できないまま受理せざるを得ない状況が続いている。このため、届出の受理後に後追いで届出者への是正指導を行っているところであるが、令和元年5月末時点で、本市の届出住宅における消防法令の適合率は6割程度に過ぎない。消防法令不適合の届出がある共同住宅において火災が発生する事例（火元は住宅宿泊事業の届出住宅ではない部屋）も生じており、この際は怪我人等もなかったが、早急に対処しなければ、いつか重大な事態が発生しかねない。 ○当市も「消防法令適合通知書」が必要と考えているが、法令に記載されていないことから、「京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例」において、独自に書類の提出を求めている。住宅宿泊事業の適正な運営のために、提出が必要な書類と考える。 ○住宅宿泊事業法施行要領に基づき、「住宅宿泊事業の適正な運営を確保する目的」で、届出受付時に消防法令適合通知書の添付を求めているが、当該通知書を添付せずに届出を行う事業者が増加しているため、消防法令の適合状況が届出時点で確認できない。加えて、住宅宿泊事業法施行規則第4条第1項により、事業者は、事業を開始しようとする前日までに届出をすればよいと定められており、届出を受けてから事業を開始するまでの間に、消防法令の適合状況を確認することは困難であり、安全性を担保できない民泊施設の運営を容認していると捉えられかねない。 ○左記支障事例のとおり「消防法令適合通知書」が法令で規定する添付書類に含まれておらず、ガイドライン（住宅宿泊事業法施行要領）において、届出時に併せて提出を求めることとしているに過ぎないため、添付が無くても届出を受理せざるを得ない。当団体においても、適合通知の添付が無くても受理しているため、受理された事業者は、速やかに営業を開始する。そのため、実際に消防法令に適合していなくても営業しているケースが見受けられ、営業開始後に指導を行うため、その間営業が続けられ、当該施設に宿泊客が宿泊することとなる。火事が起こった際に宿泊客の生命に係る重大なことであるにも関わらず、消防法令に適合していない状態でも営業可能な期間が存するとは、利用者及び地域住民にとっての安全・安心を脅かすものである。 ○届出住宅の安全性確保のために望ましい措置であるが、当区は法施行時、都道府県及び消防署と協議を行い、「事業者が所轄消防署と事前相談を行い届出書に相談記録を添付する」とこととしているため、参画には再協議が必要である。
123	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険法及び老人福祉法に基づく重複する申請等の一本化	介護保険法及び老人福祉法に基づく重複する申請等の一本化（平成26年大府等複数県からの提案事項と同様に、介護保険法上の申請があった際、老人福祉法の届出があったとする「みなし規定」を設ける。）	平成26年の提案募集において「介護保険法及び老人福祉法に基づく重複する申請等の一本化」が提案され、申請書の一本化や重複する書類の省略等が示されたところだが、介護保険法上の申請があった際、老人福祉法の届出があったとする「みなし規定」は認められなかった。しかし、法の趣旨は異なるものの、実態として介護サービス事業者と居宅サービス事業者は同一であり、分けて申請等をする必要性に乏しい。近年の働き方改革の流れからも事務の効率化、負担軽減を進める必要があり、また、届出忘れや届出先の間違いが頻発していることから、介護保険法上の申請があった際、老人福祉法の届出があったとする「みなし規定」を設ける。	事業者、自治体の双方にとって、事務手続きの負担が軽減する。また、届出忘れや届出先間違いの発生がなくなる。	・介護保険法70条、75条、86条、89条、91条 ・介護保険法施行規則 ・老人福祉法14条、14条の2、14条の3、15条、15条の2、16条 ・老人福祉法施行規則	厚生労働省	新潟県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県		川崎市、千葉県、千葉市、八王子市、石川県、長野県、浜松市、名古屋市、大阪府、堺市、八尾市、岡山県、山口県、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、福岡県、宮崎県	○介護保険法上の申請があった際、老人福祉法の届出があったとする「みなし規定」を設けることにより、事業者、自治体の双方にとって、事務手続きの負担も軽減すると考える。 ○事業者及び自治体の双方にとって、事務手続きの負担が軽減する。また、変更届出についても、老人福祉法に規定がある届出事項が介護保険と異なるため、変更内容によって老人福祉法の届出の有無が異なり、事務を更に煩雑にしまっているため、事業者及び自治体の業務負担を減らすことができる。具体的には、新規指定では50件のうち32件、廃止届出は53件のうち40件及び変更届出1,255件のうち941件が二重の届出となっている。老人福祉法の届出が簡素化されれば、事業者と自治体で約2,000枚の文書量及びこれらに基づく書類審査や事務手続きが削減・軽減できる。 ○事業所は介護保険法の申請をすれば事業運営が可能となるため、老人福祉法の届出の必要性を感じず、届出忘れがよくある。また、介護保険法の申請をすれば、老人福祉法の届出があったとみなすことで、事業所の手続きが統一的なものとなるよう国による簡素化を求める。
137	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	老人福祉法の届出規定の見直し	老人福祉法に定められている施設のうち、介護保険法上の地域密着型サービスに該当する事業に係るものについては、届出先を都道府県知事から市町村長とする法改正を求める。	介護保険法上の申請があった場合には老人福祉法上の届出があったとみなす「みなし規定」の創設が、平成26年の提案募集においてなされ、これを受け、国の対応方針として、申請書の一本化や重複書類の省略等を周知する事務連絡が発出されたところであるが、老人福祉法第34条に規定されている大都市特例の適用を受けない一般市及び町村においては、両法の申請・届出先は依然として都道府県と市町村に分かれたままであり、両法の所管が異なる以上、申請書の一本化や重複する書類の省略は現実的に不可能な状況である。そのため、地域密着型共同生活介護等の介護サービス事業者は、介護保険法上の申請等とは別に、老人福祉法上の届出を行う必要があるが、両法の所管は都道府県と市町村に分かれており、事業者にとっては届出事務が繁雑・非効率となっている。	介護保険法が施行され、特に地域密着型サービスが創設されて以降、老人福祉法に基づく届出の必要性が介護サービス事業者に十分理解されておらず、届出がなされていないケースが散見される。このため、介護保険法の地域密着型サービスに該当する事業については、老人福祉法上の届出先を都道府県知事から市町村長とすることにより、介護保険法の指定権者が同時に処理することが可能となれば、両法の一体的な運用を推進することができる。	老人福祉法第14条、第14条の2、第14条の3、第15条、第15条の2、第16条	厚生労働省	玉野市		千葉県、八尾市、愛媛県、宮崎県	○事業所の事務手続きの負担軽減になる。 ○地域密着型サービス事業者は、当市への介護保険法上の申請等とは別に、県に老人福祉法上の届出を行う必要があるため、事業者にとっては届出事務が繁雑・非効率となっている。また、老人福祉法に基づく届出の必要性が事業者には十分理解されておらず、両法に基づく県への届出がなされていない事例が多い。

厚生労働省（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
139	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域包括支援センターの職員配置基準(主任介護支援専門員)の見直し	市町村直営の場合(第1号被保険者数3,000人未満を除く。)は、一定の知識・経験を有する介護支援専門員を配置することとする見直しをお願いしたい。	市町村直営のセンターの主任介護支援専門員に求められる、介護支援専門員に対する日常的な個別指導・相談については、事業所内の主任介護支援専門員が対応するほうが効果的・効率的であるし、事業所内で解決できない場合は、地域ケア会議のネットワークを構築する機能を生かして、このネットワークにより地域の(主任)介護支援専門員の知識・経験を活用した指導・相談体制の構築は可能と考えるし、実際にそのような相互支援が行われている。(地域ケア会議は事業所の介護支援専門員を構成員とすることとされているが、事業所によっては主任介護支援専門員が構成員となっているところもある。) また、2021年3月までに居宅介護支援事業所の管理者には主任介護支援専門員の配置が必須となるため、事業所内において、より相談しやすい環境ができるものと考えられる。 更に、市町村においては、主任介護支援専門員を採用することは困難であること、職員が資格を取得する場合は長期間を要するがゆえに、いったん主任介護支援専門員として配置した場合は人事配置が固定化し、後任者の育成が困難となっている。	市町村直営の地域包括支援センターにおいて、地域の人材や行政としての組織的マネジメントを活かして、持続的かつ効果的な運営が可能となる。	介護保険法第115条の45第2項、第115条の46 介護保険法施行規則第140条の66 地域包括支援センターの設置運営について(平成18年10月18日厚生労働省通知)	厚生労働省	むつ市、黒石市、五所川原市、三沢市、平内町、今別町、蓬田村、郷々沢町、深浦町、西目屋村、中泊町、野辺地町、六戸町、東北町、六ヶ所村、風間浦村、三戸町、五戸町、南部町、階上町、新郷村		中野市、南あわじ市、高松市、うきは市、熊本市 ○当市においても、資格保有者の確保に苦慮しているため、主任介護支援専門員の資格要件の緩和によりと人材の確保が比較的容易となり安定した運営となる。 ○市町村直営の地域包括支援センターについては、以下のことなどが考えられる。 ・業務量に応じた柔軟な人員異動・体制の変更が難しい。 ・夜間・休日等の対応や予防給付ケアマネジメント等、緊急対応以外の夜間・休日にサービス事業の対応ができない。 ・業務経験を積んだ専門職が難しい。 ○当市においても、直営で地域包括支援センターを運営しているが、主任介護支援専門員の確保が困難な状況である。市で直営の居宅介護支援事業所を持たない自治体においては、主任介護支援専門員の養成ができる、民間からの出向についても、居宅介護支援事業所の管理者の要件に主任介護支援専門員が求められていることから、非常に難しい。 ○当市においても主任介護支援専門員の育成、確保に苦慮しており人員配置も固定化してしまい、計画的な採用も難しい。 ○当市(直営)に於いても、主任介護支援専門員の定数に満たない状況です。プランチの老人介護支援センターからの出向も、主任介護支援専門員のみならず、介護支援専門員の派遣すら難しい状況です。また、主任および介護支援専門員を募集しても、応募がない状況です。直営で育成した主任介護支援専門員も、居宅介護支援事業所に転職したり、60歳を目途に離職される方もおり、今年度は、主任介護支援専門員が極端に不足した状態が続いています。昨年度も、県の開催する主任介護支援専門員研修に応募しても、他事業所優先にて、受けてもらえず計画的な人材育成すらできない状況にあります。このような状況でも、県の養成枠は昨年度も今年度も変わらず、今後もこの状況の悪い改善は見込めず、直営での地域包括支援センターの存続すら危ふれます。現在当市では委託率が60%を超えようとしており、地域包括支援センターに主任介護支援専門員を養成し、配置することだけで、自立支援に向けたケアマネジメントの質の向上に確実に繋がるとは限らないとの危機があります。当市では、地域ケア会議やレベル別介護支援専門員研修の開催、継続的・包括的ケアマネジメントの強化など、介護支援専門員の底上げを行っています。地域の実情を考慮した上で、直営の地域包括支援センターが存続できるよう、一律の配置基準ではなく、弾力的な運用に向けた基準の緩和を認めていただくことは喫緊の課題です。 ○当町のほとんどの事業所には主任介護支援専門員が配置されており、日常的な個別支援・相談を事業所内で行っている。また、主任介護支援専門員が配置されていない事業所や事業所内で解決できない場合は、介護支援専門員間のネットワークや地域ケア会議等の機能を活用することが可能と考えられる。更に当町では主任介護支援専門員を採用することは困難であること、資格取得のためには長期間を要することから、いったん主任介護支援専門員として配置した場合は人事配置が固定した後任の育成が困難である。	
143	B	地方に対する規制緩和	その他	利用者負担額に係る審査請求手続の統一化	利用者負担額に係る審査請求について、議会に諮問するのではなく、地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問するよう措置されることを求めます。その理由については、右欄の「その他(特記事項)」に記載のとおりです。	保育所及び幼稚園に係る保育料については、公立・私立を問わず、子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額に関する条例を定め、当該条例に定める利用者負担額を保護者から徴収する仕組みとしております。 当該利用者負担額の決定については、公立保育所(公立幼稚園)にあっては、公の施設の使用料決定処分という性格を持つものであると考えています。なぜなら、内閣府のホームページに記載されている子ども・子育て支援新制度における自治体向けFAQ(別添)において、「公立施設の利用者負担額については、公の施設の使用料に該当する」との記載があるからです。 そうすると、当該利用者負担額に不服がある者が、行政不服審査法に基づき不服申立てをした場合、公立保育所(公立幼稚園)に係る者である場合には、地方自治法第229条第2項に基づき議会に諮問しなければならず、また、同条第5項の規定により、不服申立前置の対象となるものと考えられます。一方で、私立保育所(幼稚園)に係る者である場合には、公の施設に該当しないことから、一般的には地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問されることとなり、また、不服申立前置の対象とはならないものと考えられます。 以上のように公立・私立の違いをもって、利用者負担額決定処分に対する救済手続に相違が生じることは、保育所(幼稚園)の利用者にとって理解しづらく、また、合理的な説明が困難と考えております。	公立保育所(公立幼稚園)に通っている児童の保護者と、私立保育所(私立幼稚園)に通っている保護者が、利用者負担額に不服がある場合における救済手続の統一化を図ることができ、より公平性が保たれると考えられる。	子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、地方自治法229条	総務省、厚生労働省	松原市	措置を求める理由として次の2点が挙げられます。 まず1点目として、議会の定例会については、地方自治法第102条第2項の規定に基づき各自治体の条例で招集回数を定めているところ、本市においては毎年4回としており、同様の自治体が多数であると考えられます。そうすると諮問の時期によっては、答申まで一定の期間が空くことが想定されます。一方、行政不服審査会に諮問された場合には、速やかに開催に向けた準備を進めることができるものであり、行政不服審査法の目的の一つである迅速な手続という観点からすると、行政不服審査会に諮問する形式が望ましいものです。 次に2点目として、利用者負担額について使用料に該当するとして審査請求がなされた場合には、地方自治法第229条第4項の規定により、議会の諮問を経た後しか訴訟できない不服申立前置制度が適用されます。行政不服審査制度の見直しにおいては、不服申立前置についても見直しが行なわれ、当該見直しにおいては、不服申立てをするか、直ちに訴訟するか、国民が選択できることが原則であるとされています。対象となる保育所(幼稚園)が、公立・私立であるかの違いのみをもって不服申立前置制度が適用されるか否か区分されることに合理的な理由がないと考えます。この趣旨から、利用者負担額についての審査請求においては、不服申立前置制度が適用されない制度設計が望ましいものです。 したがって、左欄の「求める措置の具体的内容」のとおり提案するもので。	鎌倉市、豊橋市、神戸市、熊本市、宮崎市	○当市において、審査請求手続に関する質問は年々増加傾向にある。公立施設の使用料に関する質問は現時点ではないが、今後審査請求手続があった場合、公立・私立の違いにより手続きに相違が生じることは、保護者への合理的な説明が難しいと考えている。 ○当市においては、行政不服審査会の調査審議の手続を非公開とし、答申書の個人情報等をマスキングした上で公表するなど、個別の事案が特定されないよう配慮をしているが、それでもなお、答申の内容が公表されることに不安を覚えるとして、行政不服審査法第43条第1項第4号の規定に基づき行政不服審査会への諮問を希望しないとした事例や、審査請求を取り下げた事例があった。 地方自治法の規定により議会への諮問が要求される審査請求については、先般の改正により却下案件のみ議会への事後報告で足りるところではあるが、これに該当しない場合は、裁決の結論(認容裁決)や、審査請求人の希望の有無を問わず、全て議会に諮問することとなる。議会においては、原則公開の場で審査され、近年はインターネットによる中継が行われるなど公にされる機会が増えている中、たとえ個人情報保護法は伏せた形であったとしても、事案の概要については知られることとなるため、上記の事例のように、審査請求をしようとする者が萎縮してしまうこととなる。 また、行政不服審査会への諮問に当たっては審判員意見書とともに事件記録の提出が必要とされる一方、議会への諮問では事件記録の提出は義務付けられておらず、一般的に議案その他の要約された資料のみをもって審査され、更に諮問から20日以内に意見を述べなければならないという制約がある中で、行政不服審査会と比較して、審査請求人が希望する十分な審議を行うことは難しいものと考えられる。 以上のことから、裁決の結論にかかわらず、審査請求をしようとする者の自己の情報についてのコントロールを可能とし、専門的見地から十分な審査を行うためにも、地方自治法において議会への諮問を要するとの規定を削除するか、又は新行政不服審査法で規定された第三者機関への諮問が省略できる旨の規定に倣って、議会への諮問を要しない(事後報告する)ものとして、不適法却下のほか、行政不服審査法第43条第1項各号(第5号を除く。)に規定する項目に相当するものを追加することが望まれる。 ○利用している施設により取り扱いが異なるのは、保護者に不利益を与えるため、手続きは統一されるべきと考ええる。

厚生労働省（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

管理 番号	提案区分		提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 （特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
146	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	看護職員業務従事者届における届出の提出を、オンライン上入力・提出が可能とし、都道府県を経由して国への届出を可能とするシステムの構築	看護職員業務従事者届（保健師・助産師・看護師・准看護師調査）のオンライン化を希望する。 籍登録番号をIDとし、氏名、生年月日を利用してログインし、そこから様式に定められている届出事項を回答する形とし、回答されたデータは、まずは各都道府県へデータ送信され、チェック後国に送信するシステムの構築を希望する。なお、准看護師も同様に届出報告できるシステムを望む。ただし、インターネット環境がない方の為に紙での届出は継続すること及び届出用紙にQRコードを掲載しシステムへリンクできる仕様を希望する。	都道府県は法令の規定により、2年ごとの年の12月31日現在における厚生労働省令で定める事項について、保健師・助産師・看護師・准看護師に対して従事状況届出を規則第3号様式により実施している。 都道府県では、従事者から提出された届出を、衛生行政報告例に定められている様式の内容ごとに集計し、集計結果を既定様式に記載してを厚生労働省へ提出している。このほか、届出内容を正確に報告するための作業（対象者への電話連絡等）に労力がかかっており、特に対象者が就労している場合、電話等の確認作業は時間的な制約を受けることになり、業務効率が悪く支障がある。 オンライン入力が可能で、集計が自動でできるシステム構築により、都道府県職員の労力の軽減が図られることが期待できる。	届出を看護師免許等の登録番号を利用したオンラインシステムにすることにより、申請者に係る届出提出作業が容易になる他、都道府県におけるデータ集計の事務負担が大幅に軽減することが見込まれる。 また、紙ベースでの届出ではエラーが多く、チェック作業に多大な時間を要しているが、自動チェックが働くオンラインシステムの導入により、申請者が入力時自ら修正項目に気付くことができ、正確な届出が可能となる。 その他、郵送という手間がなくなるため、利用者にとっても便利であり、より正確な届出数（従事者）となることが期待される。	・保健師助産師看護師法33条 ・保健師助産師看護師法施行規則33条	厚生労働省	千葉県		宮城県、仙台市、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、川崎市、茅ヶ崎市、新潟県、新潟市、富山県、石川県、小松市、福井市、長野県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、高松市、愛媛県、福岡県、久留米市、熊本市、大分県	○当該においても、看護職員数が400人弱分を紙媒体での事務処理に苦慮している。前回提出データを活用できるオンラインもしくは電子媒体での対応できるようになれば、効率的に業務が遂行できる。 ○当該でも同様の支障が生じている。届出票への記入内容が間違っているケースやすべての項目に回答していないケースが非常に多く、内容の確認作業（電話等）の負担が非常に大きい。集計作業においては、当県では独自に開発したシステムにて集計を行っているが、届出票の内容を1枚1枚手作業で入力しており、この作業も大変な労力を費やしている。オンライン上での入力が可能になることにより、届出票の届け出枚数が減少し、職員の負担軽減が期待できる。 ○本市においても同様の支障が生じている。調査用紙の送付作業や回収作業及び回収後の確認作業（対象者への電話連絡等）に相当な作業時間を費やしている。特に対象者が就労している場合、電話等の確認作業は時間的な制約を受けることになり、業務効率が悪く支障がある。また、調査項目に關しても細かいミスが多いため、集計作業段階での入力間違いも生ずる可能性が高く、調査の信用性を損なう可能性がある。 ○本市においても、看護職員業務従事者届（保健師・助産師・看護師・准看護師調査）を 約14,000人を対象としており、病院への調査票の送付のほか、高齢者施設へも郵送を行うとともに、回収した調査票は、記載事項の確認や 空白の項目の確認を行うなど多大な労力をかけている状況である。オンライン入力が可能になれば、事務作業の軽減のほか、郵送料の節減が図れる。 ○当該職員の業務負担の軽減が図れるとともに、発生源（届出者）の利便性も高まるものと考えられる。 ○当該においても、紙ベースの届出票は、記入漏れや誤り（特に、特定行為研修修了の有無：10倍以上の間違い）が多く、チェック作業及び修正・確認作業に多大な時間を要し、業務効率が悪い。又、郵送に伴う時間と経費の負担がかかる。 ○看護従事者届のチェックは対象者に連絡がつかないこともあり、多くの時間を要する。記入漏れ等エラーチェックができるシステムにより誤りも少なくなり正確なデータとなる。オンラインが使用できない場合のみ現在の紙による届け出にすることにより看護従事者の利便性も上がると考える。 ○支障事例は同じであるが、調査票を予測数で送付するしかないため、従事者の増減で不足調査票の追加送付や各設問への質問回答など調査票配布～回収までに大量の問い合わせに対応する必要がある。また、回収後の未記入欄の電話での問い合わせや重複届出の確認作業、提出期限を大幅に超過し提出された調査票の処理など、業務効率が悪く支障がある。特に保健所は複数事業所で非常勤で働いているなど届出の重複が多発している。オンライン化することで事前に未記入欄のエラー表示など上記支障事例を解消できる。 ○調査用紙の送付・回収作業及び回収後の確認作業（対象者への電話連絡等）や集計に労力がかかり、残業せざるを得ない状況である。該記入や未記入等も多く、その照会に時間がかかるため、エラーチェック機能があるオンラインシステムの導入を望む。 ○当該では、各保健所が従事者届をとりまとめたの上、入力作業及び届出内容を正確に報告するための確認作業（対象者への電話連絡等）を行っており、さらに県庁において、各保健所でとりまとめた従事者届の入力内容の確認及び衛生行政報告例に定められた内容ごととの集計作業を実施した上で、厚生労働省へ提出している。様式改正（項目の追加）に伴う対応や入力作業にはかなりの労力を要するとともに、提案県と同様、電話等での確認作業は時間的な制約を受けることになり、担当職員の事務負担は大きい。このことから、オンライン入力と、集計が自動でできるシステム構築により、一連の作業に係る事務負担が軽減されるものと考ええる。 ○届出を看護師免許等の登録番号を利用したオンラインシステムにすることにより、申請者に係る届出提出作業が容易になる他、都道府県におけるデータ集計の事務負担が軽減することが見込まれる。（※参考…平成30年届出件数：約18,500件） ○県では、従事者から提出された届出を衛生行政報告例に定められている様式の内容ごとに集計し、集計結果を既定様式に記載してを厚生労働省へ提出している。また、届出内容を正確に報告するための作業に多くの労力がかかっており、業務効率が悪く支障があることから、オンライン入力などの方法が必要である。 ○現在は紙ベースの調査のため、調査票の配布、回収、記入内容の確認等に労力を要している。 チェック機能も備えたオンラインシステムを導入すれば、郵送が不要となることや、集計が自動になることに加え、記入誤りの縮減などの効果が期待できることから、事務の効率化や統計結果の利便性向上につながる。 ○本市（保健所）でも、調査用紙の送付作業、回収作業、県への送付作業等に労力をかけており、他の業務にも支障がある。 また、複数の対象者から、オンライン調査を希望する問い合わせを受け付けた。 ※なお、本市では、約5,000件の届出を処理した。 ○提案団体と同支障をきたしており、本市では、約11,000件の届出を処理している。 紙媒体による調査は、すべて手作業となり、回収した届出書類の審査においては、文字の判別にも苦慮しており、対象者への問い合わせ等にもかなりの手間を要している。 ○紙ベースでの届出の場合、届出内容の集計や、記載誤り等の対象者への内容確認に労力がかかっており、従事者側にも対応の時間が生じている。オンライン化により、集計の効率化、記載誤りの減少が期待できるため、届出者の負担軽減、業務の効率化を図ることができる。 ○都道府県では、従事者から提出された届出を、衛生行政報告例に定められている様式の内容ごとに集計し、集計結果を既定様式に記載してを厚生労働省へ提出している。このほか、届出内容を正確に報告するための作業（対象者への電話連絡等）に労力がかかっており、特に対象者が就労している場合、電話等の確認作業は時間的な制約を受けることになり、業務効率が悪く支障がある。 オンライン入力が可能で、集計が自動でできるシステム構築により、都道府県職員の労力の軽減が期待できる。 職員が紙の情報をデータ入力時に起こるミスを防ぐことが出来る。 オンラインで提出できるため、利用者の届出の誤送を防ぐことが出来る。 ○本市においても、調査票の送付や提出された調査票を1枚ずつ確認するなどの作業があるため、オンライン化によって負担が軽減されると考える。 ○紙ベースでの膨大な数の届出内容確認と集計作業には、都道府県職員の大きな労力を伴うとともに、集計作業の業務委託等でもその予算化等も必要となっている。自動チェック機能のあるオンライン届出、集計システムの導入は、都道府県の事務及び財政負担軽減のためにも必要と考える。また、オンライン入力の導入について従事者から要望も挙がっている。 ○約2週間の届け出期間中に、約10万通の届出があり、届出票の受理、集約、データ化等の作業が膨大である。紙の調査票をマンパワーで配布、回収するような非効率なやり方を見直し、オンライン調査を導入することで、受理や審査業務の大幅な省力化が見込めるとともに、個人情報の保護にも資すると考える。また、結果の集計・解析の迅速化にもつながり、最新の調査結果をより早く施策の企画・立案へ反映させることも可能となると考える。 ○提案県と同じ。なお、オンライン化の際には、保健師・助産師・看護師・准看護師のほか、その他の医療従事者（医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・歯科技工士）の届出についても同様にシステム化を図れば、全ての医療従事者並びに各担当の都道府県職員員の労力の軽減が図られることが期待できる。 ○当該においても提案県と同様、提出された届出のチェック及び確認等の事務量が膨大となっている状況にある。なお、本県は国の届出項目に加え、県独自の項目も調査していることから、システム構築に当たっては項目の追加が可能なものにてできるよう要望したい。

厚生労働省（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
172	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	障害者有料道路割引制度の事務及び市民の利便性の改善について	障害者の有料道路割引制度に ついて、申請の受け付けを郵送もしくはインターネットにより有料道路事業者が直接対応できるようにすること。 市民からも「手続きは直接有料道路事業者とできないか」との声が少ない。 神戸市では年間約12,000件の申請があり、電話での問い合わせも頻繁にある。	障害者の有料道路割引制度の手続きについて、各福祉事務所で制度の案内を行い、申請に基づき証明書を発行し、申請者が高速道路会社に郵送することとなっている。 更新(2年毎)の際も証明書の発行が必要であるため、年々、問い合わせや窓口への来所者が増えており、職員の対応時間や事務量が非常に多くなっている。 市民からも「手続きは直接有料道路事業者とできないか」との声が少ない。 神戸市では年間約12,000件の申請があり、電話での問い合わせも頻繁にある。	国土交通省道路局長通知(平成15年10月30日 国道第52号) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知(平成15年11月6日 障発第1106002号)	厚生労働省、国土交通省	神戸市		札幌市、白河市、日立市、石岡市、高崎市、橋川市、江戸川區、八王子市、横浜市、川崎市、大田市、浜松市、豊橋市、西尾市、稲沢市、京都市、高槻市、茨木市、南あわじ市、栗東市、出雲市、防府市、徳島市、高松市、佐世保市、大村市、熊本市、宮崎市	〇本市の有料道路割引申請は「日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。」 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更新指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながるが、市町村の事務量が削減できる。 〇障害者の通院の際、やむを得ず登録されていない車両を使用、障害者に必要な通院に高速の割引が受けられず、自立や社会経済活動の妨げとなっている。 〇障害者手帳所持者数は毎年増加しており、有料道路割引制度の申請も増加することが見込まれることから、事務量削減のためにもこの提案に賛成する。 〇有料道路における障害者割引制度については、ETC利用者には「更新案内通知」が発送されるが、料金所走行の場合は特に知らせがないため更新を忘れてしまう場合も多いこと、また、ETC利用者では証明書に不備があれば有料道路事業者からの問合せが市町村にあり、市町村が本人確認を行うことなど、業務が煩雑になっている状況であることから、提案市と同様、更新手続きの撤廃や道路事業者への直接申請など、制度見直しの必要性を感じている。 〇本市においても同様の状況である。年間申請件数は把握していないが、問い合わせ等も含めると事務量は非常に多くなっているため、郵送やインターネットでの申請ができるようになれば、事務の削減だけでなく、申請者への負担削減にもつながると考えられる。 〇本市においては、年間約2,000件の申請がある。概ね2年に一度、市役所に来て手続きが必要であり、また、手続きも複雑であり、必要書類の不足も少なくなく、申請者及び福祉事務所職員の負担が大きい。手続きの改善を求める。 〇障害者の有料道路の割引制度手続きは、申請者数が多く、窓口対応の件数増加の原因の一つにもなっている。また、利用者にとって、2年ごとの更新の手間がかかることに加え、ETC利用者に対しては更新案内があるが、有人窓口での手帳提示による利用者に対しては更新案内の通知がないため、有効期限が切れて割引されなかったとのクレーム等を市職員が受ける場合がある。よって、有効期限の延長や道路管理事業者への郵送による交付の検討を望む。また、更新対象者に対しては、既登録内容を基に氏名や住所等を印刷したものを発送し、手続きの簡素化を検討してもらいたい。 〇提案団体同様、申請手続きが申請者の負担となっている。また、その対応に要する事務量が他の業務を圧迫している。 〇本市でも申請件数が非常に多く、1件の手続きに要する時間も約10分ほどで、長い待ち時間による窓口の混雑につながっている。有料道路事業者への直接申請を可能とし、福祉窓口で手続きした方が都合の良い者には今まで通り割引申請を受け付けることで、障害者の負担軽減と事務量の削減の両方をバランスよく図ることができると考えられる。 〇証明書の発行のため、問い合わせや窓口への来所者非常に多い。1件あたりの窓口対応時間も10分程度かかり、職員の対応時間や事務量が非常に多くなっている。当市の平成30年度受付件数は515件であり、手続きについてや制度自体の苦情を言われることもあり、対応に苦慮している。 〇有料道路障害者割引の手続きについては、申請件数や問い合わせも多く対応に時間を要するため、利用者及び市窓口の負担が大きい。有料道路事業者への直接の申請が可能となれば、障害者の負担軽減と窓口の事務負担の削減につながる。と考える。 〇障害者の有料道路割引制度の手続きについて、各福祉事務所で制度の案内を行い、申請に基づき証明書を発行し、申請者が高速道路会社に郵送することとなっている。 〇当該割引制度の申請は福祉事務所に必ず出向く必要がある。就労等をしている人にとって大きな負担になっている。 〇障害者の有料道路割引制度の手続きについて、各福祉事務所で制度の案内を行い、申請に基づき証明書を発行し、申請者が高速道路会社に郵送することとなっている。 更新(2年毎)の際も証明書の発行が必要であるため、年々、問い合わせや窓口への来所者が増えており、職員の対応時間や事務量が非常に多くなっている。市民からも「手続きは直接有料道路事業者とできないか」との声が少なくない。 〇本市においても、有料道路割引の電話による問い合わせや窓口対応により、対応や、確認等に要する事務量が多くなっている。また、家族の構成が多様化している中で、対象者によっては住民票等をそろえる必要があったり、加齢や日中の仕事等の理由で、窓口に来府することが難しい方がおられる。有料道路割引の申請が、郵送もしくはインターネットで直接有料道路事業者に行えるようになれば、利用者の利便性が高まるとともに、福祉事務所等における事務量を削減することができる。 〇新規申請や更新・変更の際に福祉事務所での手続きが必要な申請者の負担は大きく、有料道路事業者への直接申請を希望する声がある。また、対象者が多いことから、窓口混雑の一因ともなっている。加えて「本来有料道路事業者が自ら行うべき事務を、市職員が代行していること」違和感を感じるという市民感覚から、福祉事務所が手続きを行うことは是非に関する問い合わせ、苦情も毎年複数件発生している。 手続きの省略や申請方法の変更は、申請者及び市町村双方の大きな負担軽減につながる。と考える。 【ETCを利用する場合】不正利用防止の観点から車両を特定する必要性は認められるが、要件の緩和は障がい者の利便性を向上させ社会参加の機会等の増大につながる。郵送やインターネット申請の方法により、有料道路事業者が直接申請を受け付けるべきである。 〇申請の都度、手帳への記載やETC利用対象者証明書の交付を受けるため、窓口へ出向く必要があり、利用者にとって負担となっている。 割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されているが、本市は世帯単位の保有台数が全県でも上位で、複数台所有している世帯が多く、地域の実情にそぐわない。 また、市側としても、年々、問い合わせや窓口への来所者が増えており、職員の対応時間や事務量が非常に多くなっている。 〇本市においても、有料道路における障害者割引制度について、身体障害者手帳等の提示のみで割引を受けられるJRなど多くの公共交通機関と異なり、割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されていることや、申請日以降2回目の誕生日まで市町村福祉事務所等で更新手続きが必要であることなど、障害者支援の多様化や障害の重度化など、現代の障害者を取り巻く状況にそぐわず、利用者の利便性を損ない大きな負担となっており、本割引制度の趣旨である障害者の自立と社会経済活動への参加の支援の妨げとなっている点について、利用者からの苦情や改善要望が多く寄せられているところ。 〇提案市と同様の意見。補足として、対象自動車についても改めてご検討いただきたい。自家用の貨物の場合、要件が緩和が設定されている。軽トラックのみを自宅の車として使用している場合もあり、その場合対象とみならず、窓口で苦情の申し出を受けたことも少なくない。障がい者の社会参加という点で対象車についても検討願いたい。 〇利用申請や更新手続きについて、利用者から高速道路事業者へ直接行えるようにすることで、利用者福祉事務所へ出向く必要がなくなり、利用者の負担軽減になる。 〇提案に賛同する。本市でも有料道路料金の割引処理については年間約3,000件ある。 〇本市においても問い合わせや窓口への来所者が増えている。また給付の窓口混雑に伴う苦情も発生しており、窓口対応に要する事務量が増加している状況である。また、区役所での手続きを省くことが出来るため、利用者にとっても負担軽減というメリットがある。 〇市町村窓口での手続きが不要となり、市民の申請手続きの負担が軽減される。インターネットでの申請を促すことで郵便の負担も生じない。また、職員の事務負担の大幅な軽減が見込まれる。 (参考)平成30年度申請件数:8,078件 〇福祉事務所等に出向くことが困難であるという相談は多数寄せられており、高速道路事業者等と直接のやりとりを望む声は多い。受給者の利便性を高めるためにも、郵送で利用手続が行えることが望ましい。 〇有料道路事業者への直接の申請が可能となれば、障害者の負担軽減とワンストップサービスに繋がる。また、各福祉事務所の事務量の削減につながる。車両ごとの指定を撤廃することで、カーシェアやリース等で車両の所有者が本人や家族でない場合や、複数の介護者がそれぞれの車両で重度障害者を移動させる場合なども割引の適用を受けることができる。更新手続きのために市町村福祉事務所等に出向く必要がなくなり、申請者への負担が軽減される。
177	A	権限移譲	医療・福祉	医療計画の策定等に係る権限及び地域医療構想の実現のために必要な措置に関する権限を、二次医療圏が市域で完結している指定都市に移譲できるよう制度を改めること。	横浜市は、市域で二次医療圏が完結しているが、2025年以降も引き続き医療需要の増加が見込まれるなど、県内の他の圏域と医療需要の動向が異なっている。また、県からの権限移譲により病院の開設許可等を行い、市域の医療動向を把握しているほか、救急医療提供体制の整備など、効果的な医療提供体制の確保に向けた施策を展開している。 1. 医療計画は都道府県が定めるとされており、本市が基準病床数の算定や厚生労働省との協議等を直接行うことができない。 2. 地域医療構想の実現のために必要な措置(地域医療構想調整会議の運営や、適切な病床機能への転換及び不足する病床機能の充足が進まない場合の対応)は、都道府県及び都道府県知事が行うとされ、本市の実情を踏まえた会議運営や地域の医療機関への対応が行えない。 このため、介護保険事業計画との整合性を図り、地域特性に応じて、2025年に向けた医療提供体制に取り組めるよう、 1. 医療計画の策定等に係る権限を都道府県から指定都市に移譲できるよう制度を改めること。 2. 地域医療構想の実現のために必要な措置に関する都道府県及び都道府県知事の権限を指定都市に移譲できるよう制度を改めること。	1. 医療計画について、市域の医療動向を把握している本市が策定することで、基準病床数の算定などを、より地域の実情に合わせたものにすることが期待できる。また、市単位で策定される介護保険事業計画との整合性を図ることができる。 2. 地域医療構想の実現のために必要な措置について、地域の実情を把握する本市が権限を持つことで、地域医療構想調整会議のより有効な活用や地域の医療機関への柔軟で迅速な対応が期待できる。	1. 医療法第30条の4 2. 医療法第30条の14、15、16	厚生労働省	横浜市	支障事例等の詳細は別紙のとおり	名古屋市中	〇都道府県のように、人口規模が大きく、複数の指定都市を有する場合において、各市の実情を十分に把握して県計画に反映させるには、その過程において様々な困難が伴う。また、地域包括ケアシステムの推進や災害時における保健医療体制の構築等、地域の課題が増大する中、県医療計画と、市の介護保険事業計画等との間で整合を図るには、県と市で密接な連携が不可欠となる。以上のような課題がある中、現状は、県の地域医療構想調整会議において、本市の地域性や考え方を踏まえた基準病床数の設定や、医療介護連携に資する委員構成の具体化が図られるなど、本市固有の課題等について県と市の間で議論する環境は整いつつあると認識しており、当該権限のあり方については、今後の調整会議での議論等を踏まえながら検討していく必要がある。 〇高い行政能力を有する指定都市の機能等を医療法上明確化する必要がある。周辺市町村を含む広域圏での医療サービスを展開する役割を持つ指定都市単位で医療計画を策定すべきであるという趣旨に賛同し、独自計画を策定する必要があると考えている。独自計画の策定にあたっては、現在各都道府県に設置されている地域医療介護総合確保基金の権限移譲がその達成に向けて不可欠であり、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律にもあわせて位置付けることが必要である。 〇地域医療構想調整会議は県からの委任により本市で運営している。しかし、地域の医療機関への対応は最終的には県知事の権限となっており、指定都市の実情をふまえた医療機関への対応が進みにくい面もある。

厚生労働省（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
192	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	病児保育施設を医療機関内に併設する条件に併設できるよう、介護保険施設等と同等の併設条件とすること。等化	【現状】 介護保険施設等を医療機関内に設置する場合は、医療法解釈に関する国通知において一定の条件(医療に支障がない、管理者の明確化、利用計画の提出等)の下で、待合・廊下・トイレ等の設備の共用や職員の業務が認められている。 病児保育施設は医療と密接な関連があり、介護保険施設等と機能的な差異がないにもかかわらず、国通知により待合・廊下・トイレ等の設備の共用や職員の業務が認められていない。 【支障事例】 医療機関内に併設されている病児保育施設は、児童の預り前に医師の診察を経るなど併設医療機関の管理下にある。しかし、医療法上、医療機関内の患者利用スペースに保育関係施設を設置することは想定されていないため、医療法を厳密に適用すると待合・廊下・トイレ等の導線分離等のために工事が必要となるなど、医療機関の構造や保健所の裁量に左右され、医療機関が予見性を欠き病児保育施設の設置を躊躇することとなる。 現状では、病児保育施設の必要性に鑑みて、特例的に一定の施設共用を認めるなどの配慮が行われているものの、政令指定都市・中核市・都道府県保健所ごとの裁量に委ねられている。 例えば、県内A市が、市内に立地する病院内に、一部の病室を転用して病児保育施設を開設する計画を策定したが、構造上、階段・廊下等導線の分離ができず、保健所の指導の下、運用上の対応策を模索することとなった。対応の検討に時間を要し、半年程度開設準備が遅れた。また、病院内における病児保育施設の位置付けが明確でないことから、病院が一時的に開設に後ろ向き姿勢を示すなどの弊害も見られた。	介護保険施設等と同等の条件(医療に支障のないこと、管理者の明確化、利用計画の提出等)で医療機関と病児保育施設の併設を認め、医療機関の構造や保健所の指導の強弱に左右されている併設条件を明確化することにより、医療機関の予見可能性が高まり、病児保育事業が円滑に実施される。	・厚生労働省医政局長・老健局長通知(平成30年3月27日付 医政発第0327第31号・老発0327第6号) 「病院又は診療所と介護保険施設等との併設等について」	厚生労働省	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、関西広域連合		旭川市、川崎市、南あわじ市	○病児保育事業の参入には施設整備が不可欠となっており、条件の緩和は一定のニーズのある当事業の推進に繋がるため制度改正の必要性を感じている。 ○病児保育事業については、保育所所管部局等関係部署との調整等が必要と思慮されるが、医療法上、医療機関と病児保育施設との設備等の共用が明確になることにより、医療機関に対して適切な指導を行うことができるものとする。
210	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	化製場等に関する法律に基づく飼養許可の見直し	現在、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動愛法」という。))に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録(同法第10条第1項、第24条の2)をする場合、化製場等に関する法律(以下「化製場法」という。))に基づく飼養の許可(同法第9条第1項)が必要となることがある。 ※化製場法に基づく指定区域(同法第9条第1項)において、動愛法に基づく飼養施設(同法第10条第1項第24条の2)を得た者(同法第10条第2項第6号)内で10頭以上の犬を収容する場合、化製場法に基づく飼養許可規制の目的が、公衆衛生にあるのに対し、動愛法に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録規制の目的は、動物の健康・安全の保持等及び生活環境保全等にあり、その規制目的を異にしており、重複規制となっているわけではない。 もともと、動愛法に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録において満たすべき動愛法施行規則施設基準と、化製場法に基づく飼養許可において満たすべき都道府県条例施設基準は、共に一定の施設の衛生管理を求めるものとなっているため、動愛法上の登録が認められるものは、化製場法上の許可が認められる結果となっている。 このような状況下では、申請者が登録及び許可の2つの申請を行い、行政庁が登録及び許可の2つの審査を行っても、その手間が増えるだけで、非効率な事務運用となっている。	行政側の事務負担の軽減及び事務運用の効率化 申請者側の手続負担の軽減	化製場等に関する法律第9条第1項 動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項、同条第2項	厚生労働省、環境省	神奈川県、埼玉県、横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、大磯町		青森県、福島県、川口市、豊橋市、八尾市、高松市、大牟田市、熊本市、宮崎県	○動物の愛護及び管理に関する法律に化製場等に関する法律の内容を盛り込んだ形の整備を行えば、第一種・第二種動物取扱業の登録を得た者について、化製場等に関する法律に基づく飼養許可を得たものとみなすことは可能であり、申請者、行政の両者の事務負担等も軽減され、効率化を図れることから見直すべきと考える。 ○平成30年度の同様支障事例で許可した件数は6件であった。 ○当市では、動物の愛護及び管理に関する法律に関する事務と化製場等に関する法律に関する事務を所管する部署が異なり、かつ、これらの部署の窓口(事務所の場所)が離れていることから、このような規制緩和がなされることにより、申請者の負担や事務処理の負担が大幅に軽減されることを期待する。 ○化製場等に関する法律と動物愛護管理法とを確認しつつ、それぞれの法に基づく手続の要否を判断せざるを得ない状況にあるため、業務が非常に煩雑となっている。 ○提案市と同様、動愛法に基づく第1種第2種動物取扱業の登録と化製場の飼養許可と二つの審査が必要となるケースがあり、行政側も申請者側も事務手続き負担となっている。動物取扱業登録があれば、一定の衛生管理を満たしており化製場法の動物飼養許可の要件を満たしていると判断できる。
262	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	調理師試験受験資格の緩和	調理師試験の受験資格としては、実務経験2年以上に加え、中学校卒業以上の学歴要件が定められている。この学歴要件があるため、受験者は受験時の添付書類として「卒業証明書」(氏名の変更がある場合は戸籍抄本等が必要)の提出が必要である。 しかしながら、この学歴要件については、①義務教育制度によりほとんどの者が中学校を卒業している中で、中学校卒業以上の要件を課することは形骸化しており、他の資格の多くは中学校卒業要件を課していないこと、②調理師として必要な食の安全及び衛生に関する知識の習得状況は、調理師試験で確認されていることから、不要であると考え。 さらに、当該学歴要件を撤廃することで卒業証明書が不要となり、証明書発行に係る学校事務試験事務及び試験事務の負担軽減につながる。また、卒業証明書の発行手続きに加え、卒業証明書記載の氏名から変更がある場合の戸籍抄本等の発行手続きが不要となり、受験者の利便性の向上につながる。以上のことから、受験資格の学歴要件撤廃を求める。	近年の食の安心安全に対する関心や外食志向の高まりを受け、調理師が国民の食生活において果たす役割は大きい。今回の措置で、受験希望者の負担軽減を図ることにより、ここ数年減少傾向にある受験者、免許交付数の増加を図ることができる。また、将来的に調理師資格保有者を増やすことは、調理師法の目的とする「調理の技術に従事する者の資質を向上させることにより調理技術の合理的な発達を図り、もって国民の食生活の向上に資する」につながる。また、受験者の利便性の向上等及び試験事務に関わる者等の負担軽減につながると考える。	調理師法第3条第2項	厚生労働省	関西広域連合		宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、松山市、宮崎県	○当市では、県事務処理の特例に関する条例に基づき、調理師試験の受験願書の受理と進達業務を行っている。調理師試験の受験資格としては、調理師法第3条第2項における学歴要件があることから、受験願書の添付書類として「卒業証明書」(氏名の変更がある場合は戸籍抄本等が必要)の提出が必要となっている。このことが、事実、受験者をはじめ、書類審査時における負担にもなっている。本提案のとおり学歴要件が撤廃されれば、受験者の利便性の向上と負担軽減が図られ、受験しやすい環境づくりが実現する。 ○試験申請時の添付書類の卒業証明書等について、氏名等変更がある場合は戸籍抄本等の提出が必要となるが、複数回に変更されている場合はその取得に苦労される事例がある。 ○当該学歴要件を撤廃することで卒業証明書が不要となり、受験者の利便性の向上、試験事務及び卒業証明書発行に係る学校事務の負担軽減につながる。 ○当県においては、さらに東日本大震災の津波被害等により、卒業証書を亡失し、卒業証明書の取得を要する受験者が多く、時間的、経済的負担がかかっている。 ○社会背景的にも、義務教育課程である中学校を卒業していないと考えられる者が一定数いるとは考えにくく、中学校卒業以上の要件を課すことは形骸化していると言える。仮に何らかの事情でそのような者がいたとしても、もう一方の受験資格である2年以上の実務経験により、一定の社会性や素養は担保されるものと考えられる。以上のことから、受験資格の学歴要件は不要と考える。 (参考)当県の調理師試験の受験者数は、年間約1,300人から1,500人程度で推移
263	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	製菓衛生師試験受験資格の緩和	製菓衛生師試験の受験資格としては、中学校卒業以上の学歴要件が定められている。この学歴要件があるため、受験者は受験時の添付書類として「卒業証明書」(氏名の変更がある場合は戸籍抄本等が必要)の提出が必要である。 しかしながら、この学歴要件については、①義務教育制度によりほとんどの者が中学校を卒業している中で、中学校卒業以上の要件を課することは形骸化しており、他の資格の多くは中学校卒業要件を課していないこと、②調理師として必要な食の安全及び衛生に関する知識の習得状況は、調理師試験で確認されていることから、不要であると考え。 さらに、当該学歴要件を撤廃することで卒業証明書が不要となり、証明書発行に係る学校事務試験事務及び試験事務の負担軽減につながる。また、卒業証明書の発行手続きに加え、卒業証明書記載の氏名から変更がある場合の戸籍抄本等の発行手続きが不要となり、受験者の利便性の向上につながる。以上のことから、受験資格の学歴要件撤廃を求める。	近年の食の安心安全に対する関心や外食志向の高まりを受け、製菓衛生師が国民の食生活において果たす役割は大きい。今回の措置で、受験希望者の負担軽減を図ることにより、ここ数年減少傾向にある受験者、免許交付数の増加を図ることができる。また、将来的に製菓衛生師資格保有者を増やすことは、製菓衛生師法の目的とする「菓子製造業に従事する者の資質を向上させ、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること」につながる。また、受験者の利便性の向上等及び試験事務に関わる者等の負担軽減につながるると考える。	製菓衛生師法第5条第2項	厚生労働省	関西広域連合		青森県、神奈川県、石川県、松山市、久留米市、宮崎県	○当市では、県事務処理の特例に関する条例に基づき、製菓衛生師試験の受験願書の受理と進達業務を行っている。製菓衛生師試験の受験資格としては、製菓衛生師法第5条第2項に学歴要件があることから、受験願書の添付書類として「卒業証明書」(氏名の変更がある場合は戸籍抄本等が必要)の提出が必要となっている。このことが、事実、受験者をはじめ、書類審査時における負担にもなっている。本提案のとおり学歴要件が撤廃されれば、受験者の利便性の向上と負担軽減が図られ、受験しやすい環境づくりが実現する。 ○当該学歴要件を撤廃することで卒業証明書が不要となり、受験者の利便性の向上、試験事務及び卒業証明書発行に係る学校事務の負担軽減につながる。

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
272	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護法による医療機関の指定更新に係る手続きの簡素化	生活保護法(以下「法」という。)による医療機関(以下「指定医療機関」という。)の指定更新手続きにおいて、健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)の指定更新があったときは、その保険医療機関等は指定医療機関としての指定更新があったものとみなす措置	医療機関の指定は、平成25年の「生活保護法の一部を改正する法律」により、健康保険法による保険医療機関等と同様、6年間の更新制となり、従来の指定申請の手続きに加え、6年毎に指定更新手続きを要することとなった。一方、法第49条の2第2項第1号において、「当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、保健医療機関等でないとき」は、指定をしてはならないと規定し、また、法第52条第1項において、「指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。」と規定している。さらに、生活保護受給者の中には、健康保険に加入している者もあり、健康保険加入者は、健康保険と生活保護法による医療扶助を併用している。このことから、指定医療機関における診療が生活保護特有の規定ではないことは明らかである。現行法上は、一部を除く指定更新の手続きは、指定医療機関からの申請により行われるものであるため、自治体及び指定医療機関の双方に事務負担が生じている状況がある。 【参考(千葉県)】 ・平成30年度の指定等件数:243件(内訳)指定:48件、更新:195件 ・令和元年5月末日時点の市内保険医療機関の指定率:90.1% (内訳)市内保険医療機関数1,718のうち指定医療機関数1,549	自治体及び医療機関双方の事務負担の軽減が図れる	生活保護法第49条、第49の2、第49条の3等	厚生労働省	指定都市市長会		旭川市、宮城県、群馬県、埼玉県、新潟県、石川県、長野県、名古屋市、豊橋市、大阪府、八尾市、南あわじ市、高松市、久留米市、熊本市、宮崎市	○当市では毎月、翌月に指定期間満了となる生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局に該当しない指定医療機関に対し、指定更新の通知を行っている。また、提出された指定更新申請書には不備があることが多く、健康保険の登録内容による確認作業が生じているのが現状である。もし提案とおり制度が改正されれば、これらの事務作業が不要となり当市の事務負担が軽減される。また、指定更新申請書の作成及び提出の必要がなくなるため、指定医療機関の事務負担も軽減される。【参考】当市における平成30年度の指定等件数:131件(内訳)指定:24件、更新:107件 ○当市において、更新忘れを防ぐため更新案内を送っているが、みなし措置が行われれば、この事務負担も減少する。平成30年度指定等件数:163件(内)更新85件 ○健康保険法による保険医療機関等が指定更新手続きの際に指定辞退等の事例は無い。事務上支障は生じず、事務負担軽減が可能である。 ○指定医療機関における診療が生活保護特有の規定ではないことは明らかであるにもかかわらず、現行法上は、一部を除く指定更新の手続きは、指定医療機関からの申請により行われるものであるため、自治体及び指定医療機関の双方に事務負担が生じている状況がある(自治体及び医療機関双方の事務負担の軽減が図れるため)。 ○指定更新事務は、自治体及び医療機関双方の事務負担となっているが、指定更新事務を通じなくても、生活保護の指定医療機関に対する個別指導や検査等により、指定更新事務の遂行は担保できていると考えられる。保健医療機関の指定更新を受けていれば、生活保護の指定医療機関の更新もみなされることで支障はないと考える。 ○指定更新の手続きを一本化することで、事務の効率化を図ることができる。 ○有効期限が6年以内しか、医療機関自体が更新を怠失している場合もあり、こちらから関係書類提出の提出を促すこともある。同時更新となれば事務負担の軽減が図れる。 ○当市においても提案団体と同様の支障が毎年のように生じているため、現行制度を見直しほしい。なお、当該見直しは更新に限らず、当初の指定についても適用できるよう見直ししてほしい。(※参考…申請受理件数180件(更新133件、指定47件)) ○当市でも同様の支障事例が発生している。制度改革により当市及び医療機関双方の事務負担の軽減を図ることができる。 ○事務負担の軽減が図れるため提案趣旨に賛同。【本県データ】平成30年度指定件数267(新規83、更新184)、管内指定医療機関数 令和元年6月 1,915 ○当県における指定件数(平成30年度) 合計:855件 (内訳) 指定:338件 更新:517件 生活保護法指定医療機関となるためには保険医療機関でなければならない。このため、指定更新を行う際は結局保健医療機関の指定更新がなされているかを確認している。仮に医療機関が指定更新の際に生活保護指定医療機関のみについて指定を受けようとなない場合は、辞退届を提出することで足りるため、生活保護法独自に指定更新手続きを行う必要性は少ないものと考えられる。
277	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	障害者有料道路割引制度の事務及び市民の利便性の改善について	障害者の有料道路割引制度について、申請の受け付けを郵送もしくはインターネットにより有料道路事業者が直接対応できるようにすること。	障害者の有料道路割引制度の手続きについて、各福祉事務所で制度の案内を行い、申請に基づき証明書を発行し、申請者が高速道路会社に郵送することとなっている。更新(2年毎)の際も証明書の発行が必要であるため、年々、問い合わせや窓口への来所者が増えており、職員の対応時間や事務量が非常に多くなっている。市民からも「手続きは直接有料道路事業者とできないか」との声が少なくない。神戸市では年間約12,000件の申請があり、電話での問い合わせも頻繁にある。	有料道路事業者への直接の申請が可能となれば、障害者の負担軽減とワンストップサービスに繋がる。また、各福祉事務所の事務量の削減につながる。	国土交通省道路局長通知(平成15年10月30日 国道有第52号) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知(平成15年11月6日 障発第1106002号)	厚生労働省、国土交通省	指定都市市長会		札幌市、苫小牧市、白河市、日立市、石岡市、横川市、千葉市、江戸川区、八王子市、横浜市、平塚市、金沢市、大垣市、豊橋市、西尾市、亀岡市、安木市、出雲市、防府市、徳島市、高松市、佐世保市、大村市、熊本市、宮崎市	○当市の有料道路割引申請は「1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 ○当市においても全く同様であり、職員の対応時間や事務量が非常に多いとともに、特にETC申請は制度内容が複雑で、トラブルも多く見受けられる。また、有料道路事業者への手続きも必要なため、市民が直接有料道路事業に手続きできないのかという声も多い。 ○障害者の通院の際、やむを得ず登録されていない車両を使用、障害者に必要な通院に高速の割引が受けられず、自立や社会経済活動の妨げとなっている。 ○障害者手帳所持者数は毎年増加しており、有料道路割引制度の申請も増加することが見込まれることから、事務量削減のためにもこの提案に賛成する。 ○有料道路における障害者割引制度については、ETC利用者には「更新案内通知」が発送されるが、料金所走行の場合は特にお知らせがないため更新を忘れてしまう場合も多いこと、また、ETC利用者では証明書に不備があれば有料道路事業者からの問合せが市町村にあり、市町村が本人確認を行うことなど、業務が複雑になっている状況であることから、提案市と同様、更新手続きの徹底や道路事業者への直接申請など、制度見直しの必要性を感じている。 ○当市においても同様の状況である。年間申請件数は把握していないが、問い合わせ等も含めると事務量は非常に多くなっているため、郵送やインターネットでの申請ができるようになれば、事務の削減だけでなく、申請者への負担軽減にもつながる。 ○当市においては、年間約2,000件の申請がある。概ね2年に一度、市役所に来て手続きが必要であり、また、手続きも複雑であり、必要書類の不備も少なくなく、申請者及び福祉事務所職員の負担が大きいため手続きの改善を求める。 ○障害者の有料道路の割引申請手続きは、申請者が多く、窓口対応の件数増加の原因の一つにもなっている。また、利用者にとって、2年ごとの更新の手間がかかることに加え、ETC利用者に対しては更新案内があるが、有人窓口での手帳提示による利用者に対しては更新案内の通知がないため、有効期限が切れて割引されなかったとのクレーム等を市職員が受ける場合がある。よって、有効期限の延長や道路管理事業者への郵送による受付の検討を望む。また、更新対象者に対しては、既登録内容を基に氏名や住所等を印刷したものを発送し、手続きの簡素化を検討してもらいたい。 ○当市の状況についても上記の支障事例のとおりであり、遠方から手続きに来行された場合も、車検証等、必要書類の不備等があれば不受理の取扱いをしているため、トラブルの原因となっている。インターネット申請等が可能な環境を整えれば、上記のような不受理に係るトラブルも軽減され、申請者、受理者双方においてメリットとなるものと考えられる。 ○提案団体同様、申請手続きが申請者の負担となっている。また、その対応に要する事務量が他の業務を圧迫している。 ○当市でも申請件数が非常に多く、1件の手続きに要する時間約10分ほどで、長い待ち時間による窓口の混雑につながっている。有料道路事業者への直接申請を可能とし、福祉窓口で手続きした方が都合の良い者には今まで通りに割引申請を受け付けることで、障害者の負担軽減と事務量の削減の両方をバランスよく図ることができると考えられる。 ○障害者の有料道路割引制度の手続きについて、各福祉事務所で制度の案内を行い、申請に基づき証明書を発行し、申請者が高速道路会社に郵送することとなっている。更新(2年毎)の際も証明書の発行が必要であるため、年々、問い合わせや窓口への来所者が増えており、職員の対応時間や事務量が非常に多くなっている。 ○当該割引制度の申請は福祉事務所へ必ず出向く必要があるため、就労等をしている人にとって大きな負担になっている。 ○提案事項のとおり、当市においても定期的に市役所で手続きを行う必要があることは、申請者の負担となっている。実際に、その声もあがっている。郵送やWEBで完結する仕組みにより申請者の負担軽減が必要と考える。 ○他の割引制度はその割引を行う機関に直接申請するものが多く、利用するタイミングで申請できる。利便性を高めるためにも高速道路会社に直接手続きできるよう求める。当市では同様の申請が年間約1,500件あり、問い合わせや申請時の必要書類等の説明、申請受付に係る事務量も増加傾向にあり、負担となっている。 ○障害者の有料道路割引制度の手続きについて、各福祉事務所で制度の案内を行い、申請に基づき証明書を発行し、申請者が高速道路会社に郵送することとなっている。更新(2年毎)の際も証明書の発行が必要であるため、年々、問い合わせや窓口への来所者が増えており、職員の対応時間や事務量が非常に多くなっている。市民からも「手続きは直接有料道路事業者とできないか」との声が少なくない。 ○当市においては、有料道路割引の電話による問い合わせや窓口対応により、対応や、確認等に要する事務量が多くなっている。また、家族の構成が多様化している中で、対象者によっては住民票等をそろえる必要があったり、加齢や日中の仕事等の理由で、窓口に来庁することが難しい方がおられる。有料道路割引の申請が、郵送もしくはインターネットで直接有料道路事業者に行えるようになれば、利用者の利便性が高まることと、福祉事務所等における事務量を削減することができる。 ○申請の郵便、手帳への記載やETC利用対象者証明書の交付を受けるため、窓口へ出向く必要がある。利用者にとって負担となっている。 割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されているが、当市は世帯辺りの保有台数が全国でも上位で、複数台所有している世帯が多く、地域の実情にそぐわない。 また、市側としても、年々、問い合わせや窓口への来所者が増えており、職員の対応時間や事務量が非常に多くなっている。 ○当市においても、有料道路における障害者割引制度について、身体障害者手帳等の提示のみで割引を受けられるJRなど多くの公共交通機関と異なり、割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されていることや、申請日以降2回目の誕生日までに市町村福祉事務所等で更新手続きが必要であることなど、障害者支援の多様化や障害の重度化など、現代の障害者を取り巻く状況にそぐわず、利用者の利便性を損ない大きな負担となっており、本割引制度の趣意である障害者の自立と社会経済活動への参加の支援の妨げとなっている点について、利用者からの苦情や改善要望が多く寄せられているところ。 ○提案市と同様の意見。補足として、対象自動車についても改めて検討いただきたい。自家用の貨物の場合、要件が厳格に設定されている。軽トラック(2人乗り)は対象にならないが、当市の地域では、軽トラックのみを自宅の車として使用している場合もあり、その場合対象とならず、窓口で苦情の申し出を受けたことも少なくない。障がい者の社会参加という観点から対象車についてもご検討願いたい。 ○当市においても当該事務及び当該事務に係る問い合わせや苦情は、非常に大きな負担となっている。 また、手続きが負担であるとの苦情も窓口担当課に多く寄せられている。 今後マイナンバーの利用も含め有料道路事業者での直接対応できる体制を整備いただきたい。 ○利用申請や更新手続きについて、利用者から高速道路事業者に直接行えるようにすることで、利用者が福祉事務所へ出向く必要がなくなり、利用者の負担軽減となる。 ○提案に賛同する。当市でも有料道路料金の割引処理については年間約3,000件ある。 ○当市においても問い合わせや窓口への来所者が増えている。また給付の窓口混雑に伴う苦情も発生しており、窓口対応に要する事務量が増加している状況である。 また、区役所での手続きを省くことが出来るため、利用者にとっても負担軽減というメリットがある。 ○市町村窓口での手続きが不要となり、市民の申請手続きの負担が軽減される。インターネットでの申請を促すことで郵便の負担も生じない。また、職員の事務負担の大幅な軽減が見込まれる。 (参考)平成30年度申請件数 8,078件 ○福祉事務所へ出向くことが困難であるという相談は多数寄せられており、高速道路事業者等と直接のやりとりを望む声は多い。受給者の利便性を高めるためにも、郵送で利用手続きが行えることが望ましい。 ○有料道路事業者への直接の申請が可能となれば、障害者の負担軽減とワンストップサービスに繋がる。また、各福祉事務所の事務量の削減につながる。車両ごとの指定を徹底することで、カーシェアやリース等で車両の所有者が本人や家族でない場合や、複数の介護者がそれぞれの車両で重度障害者を移動させる場合なども割引の適用を受けることができる。更新手続きのために市町村福祉事務所等へ出向く必要がなくなり、申請者への負担が軽減される。

厚生労働省（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		
	区分	分野									団体名	支障事例	
281	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	有料道路における障害者割引制度の改善 有料道路における障害者割引制度において、割引を適用する車両の指定及び申請日以降2回目の誕生日ごとの更新手続を撤廃し、身体障害者手帳等の提示のみで適用する方法に改めるよう求める。 また、ETC割引手続での「ETC利用対象者証明書」を省略し、既定の申請書に身体障害者手帳等のコピーを添付し、高速道路事業者等が設置する窓口へ送付すれば利用手続が行える方法に改めるよう求める。	有料道路における障害者割引制度については、「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成15年11月6日付障発1106002号各都道府県知事・各指定都市市長、各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部庁通知)」等により市町村福祉事務所等における事務の実施について規定され、「有料道路における障害者割引措置実施要領(平成15年7月30日付日本道路公園等策定)」により運用されているが、身体障害者手帳等の提示のみで割引を受けられるJRなど多くの公共交通機関と異なり、割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されていることや、申請日以降2回目の誕生日までに市町村福祉事務所等で更新手続が必要であることなど、障害者支援の多様化や障害の重度化など、現代の障害者を取り巻く状況にそぐわず、利用者の利便性を損ない大きな負担となっており、本割引制度の趣旨である障害者の自立と社会経済活動への参加の支援の妨げとなっている。 また、ETC割引の手続については、現在、申請者が市町村福祉事務所等で「ETC利用対象者証明書」の交付を受け、高速道路事業者等が設置する窓口へ送付する必要があるが、市町村福祉事務所等へ出向くことが負担となっている。	車両ごとの指定を撤廃することで、カーシェアやリース等で車両の所有者が本人や家族でない場合や、複数の介護者がそれぞれの車両で重度障害者を移動させる場合なども割引の適用を受けることができる。 更新手続又は「ETC利用対象者証明書」の交付手続きのために市町村福祉事務所等へ出向く必要がなくなり、申請者への負担が軽減される。	・障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成15年11月6日付障発1106002号各都道府県知事・各指定都市市長、各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部庁通知) ・有料道路における障害者割引措置実施要領(平成15年7月30日付日本道路公園等策定)	厚生労働省、国土交通省	指定都市市長会		札幌市、苫小牧市、白河市、日立市、石岡市、橘川市、千葉市、江戸川区、横浜市、大田市、豊橋市、西尾市、亀岡市、堺市、茨木市、出雲市、防府市、徳島市、高松市、佐世保市、大村市、熊本市、宮崎市	札幌市、苫小牧市、白河市、日立市、石岡市、橘川市、千葉市、江戸川区、横浜市、大田市、豊橋市、西尾市、亀岡市、堺市、茨木市、出雲市、防府市、徳島市、高松市、佐世保市、大村市、熊本市、宮崎市	○当市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 ○障害者の通院の際、やむを得ず登録されていない車両を使用、障害者に必要な通院に高速の割引が受けられず、自立や社会経済活動の妨げとなっている。 ○有料道路における障害者割引制度については、ETC利用者には「更新案内通知」が発送されるが、料金所走行の場合は特にお知らせがないため更新を忘れてしまう場合も多いこと、また、ETC利用者では証明書に不備があれば有料道路事業者からの問合せが市町村にあり、市町村が本人確認を行うことなど、業務が煩雑になっている状況であることから、提案市と同様、更新手続の撤廃や道路事業者への直接申請など、制度見直しの必要性を感じている。 ○当市においても、同様の状況である。JRなど他の公共交通機関と同様に手帳の提示により障害者割引制度が利用できるようになることで、市町村の窓口へ申請に来る必要がなくなるため申請者への負担が軽減され、また事務の削減につながると思われる。 ○当市においては、年間約2,000件の申請がある。概ね2年に一度、市役所に来て手続きが必要であり、また、手続きも複雑であり、必要書類の不足も少なくなく、申請者及び福祉事務所職員の負担が大きいため手続きの改善を求める。 ○障害者の有料道路の割引制引手続きは、申請者数が多く、窓口対応の件数増加の原因の一つにもなっている。また、利用者にとって、2年ごとの更新の手間がかかることに加え、ETC利用者に対しては更新案内があるが、有人窓口での手帳提示による利用者に対しては更新案内の通知がなかったとのクレーム等を市職員が受け付ける場合がある。よって、有効期限の延長や道路管理事業者への郵送による受付の検討を望む。また、更新対象者に対しては、既登録内容を基に氏名や住所等を印刷したものを発送し、手続きの簡素化を検討してもらいたい。 ○指定車両の撤廃については、当市から高速道路事業者に直接要望した経緯もあり、左記のような利点もあることから、柔軟な対応を求める。ETC割引手続については、必要書類等も多く、申請者、受理者双方において大きな負担となっているため、手続きの簡素化が必要と考える。 ○提案団体同様、申請手続きが申請者の負担となっている。また、その対応に要する事務量が他の業務を圧迫している。 ○身体障害者手帳等の提示のみで割引を受けられるJRなど多くの公共交通機関と異なり、割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されていることや、申請日以降2回目の誕生日までに市町村福祉事務所等で更新手続が必要であることなど、障害者支援の多様化や障害の重度化など、現代の障害者を取り巻く状況にそぐわず、利用者の利便性を損ない大きな負担となっており、本割引制度の趣旨である障害者の自立と社会経済活動への参加の支援の妨げとなっている。また、ETC割引の手続については、現在、申請者が市町村福祉事務所等で「ETC利用対象者証明書」の交付を受け、高速道路事業者等が設置する窓口へ送付する必要があるが、市町村福祉事務所等へ出向くことが負担となっている。 ○当該割引制度の申請は福祉事務所へ必ず出向く必要があるため、就労等をしている人にとって大きな負担になっている。 ○提案事項のとおり、当市においても定期的に市役所で手続きを行う必要があることは、申請者の負担となっている。実際に、その声もあがっている。郵送やWEBで完結する仕組みにより申請者の負担軽減が必要と考える。 ○市町村福祉事務所での定期的な更新申請手続きを要する現行の制度では、障害者にとって負担が重く、また、本来有料道路事業者が事務手続きを行うべきものであるにも関わらず、事務的経費としての財源措置も無い中で現在行っている市町村福祉事務所にとっても負担となっている。 ○当市においては、複数の介護者が、有料道路を利用して、交代で通院介助等を行いたいと希望される方がいるが、1人の障がい者につき登録できる車が1台に限定されているため、障がい者の利便性が損なわれていると感じる。また、福祉事務所等への有料道路・ETC割引の申請については、仕事の都合で平日は来庁が難しかったり、障がい者・保護者共に高齢のため窓口に来ることが困難な方もおられる。身体障害者手帳の提示のみで割引が適用になり、ETCの利用手続きの方法が改善されれば、利用者の利便性を高めるとともに、福祉事務所等での事務量の軽減にもつながることができる。 ○申請の都度、手帳への記載やETC利用対象者証明書の交付を受けるため、窓口へ出向く必要があり、利用者にとって負担となっている。 割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されているが、当市は世帯辺りの保有台数が全国でも上位で、複数台所有している世帯が多く、地域の実情にそぐわない。 また、市側としても、年々、問い合わせや窓口への来所者が増え、職員員の対応時間や事務量が非常に多くなっている。 ○当市においても、有料道路における障害者割引制度について、身体障害者手帳等の提示のみで割引を受けられるJRなど多くの公共交通機関と異なり、割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されていることや、申請日以降2回目の誕生日までに市町村福祉事務所等で更新手続が必要であることなど、障害者支援の多様化や障害の重度化など、現代の障害者を取り巻く状況にそぐわず、利用者の利便性を損ない大きな負担となっており、本割引制度の趣旨である障害者の自立と社会経済活動への参加の支援の妨げとなっている点について、利用者からの苦情や改善要望が多く寄せられていること。 ○提案市と同様の意見。補正として、対象自動車についても改めて検討いただきたい。自家用の貨物の場合、要件が揃わく設定されている。軽トラック(2人乗り)は対象にならないが、当市の地域では、軽トラックのみを自宅の車として使用している場合もあり、その場合対象とならず、窓口で苦情の申し出を受けたことも少なくない。障がい者の社会参加という点で対象車についてもご検討願いたい。 ○当市においても、他の交通機関の割引と異なり、身体障害者手帳等を見せるだけでは割引にならない取扱いについて、市民からの苦情がある。 また、身体障害者手帳については、状態の変更があり得ず、有効期限が特に設定されていないことも多いが、高速道路の割引については、約2年に一度更新をしなければならない。このような取扱いについても非常に負担であるという意見が、窓口も多く寄せられている。特に重度の障害者については、窓口に出向くこと自体が困難な場合がある。 なお、当該証明事務は窓口担当課において非常に大きな事務負担となっている。また、上記のような要望や苦情については、当市のみでは改善が不可能なものでありながら、窓口担当者は一旦は受け付けざるを得ないため、負担となっている。 ○有料道路の障害者割引については1人1台の自動車に限定されているが、この限定が撤廃されることにより、家庭で複数の車両を所有している場合やリースの場合などでも割引の適用を受けることができるようになり、障害者の移動の際の利便性向上につながる。 また、利用申請や更新手続きについて、利用者から高速道路事業者に直接行えるようにすることで、利用者が福祉事務所へ出向く必要がなくなり、利用者の負担軽減となる。 ○提案に賛同する。当市でも有料道路料金の割引処理については年間約3,000件ある。 ○当市においても、車両ごとの指定の撤廃は市民からの要望も根強く、利用者にとっては様々な福祉サービスにつながることを期待される。また、障がい当事者団体より要望があり、外出の利便性向上のため、車両ごとの指定の撤廃を求められている状況である。 ○市民の申請手続きの負担軽減及び市町村職員の事務負担軽減につながることから、制度改革の必要性があると考える。 ○福祉事務所等へ出向くことが困難であるという相談は多数寄せられており、高速道路事業者等と直接のやりとりを望む声は多い。受給者の利便性を高めるために、郵送で利用手続が行えることが望ましい。 ○有料道路事業者への直接の申請が可能となれば、障害者の負担軽減とワンストップサービスに繋がる。また、各福祉事務所の事務量の削減につながる。車両ごとの指定を撤廃することで、カーシェアやリース等で車両の所有者が本人や家族でない場合や、複数の介護者がそれぞれの車両で重度障害者を移動させる場合なども割引の適用を受けることができる。更新手続又は「ETC利用対象者証明書」の交付手続きのために市町村福祉事務所等へ出向く必要がなくなり、申請者への負担が軽減される。

農林水産省（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
50	B	地方に対する規制緩和	産業振興	農村産業法における人口要件の緩和	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に定める農村地域につき、人口20万人以上の市であっても人口流出が著しい地方都市については農村地域の対象とするなど、人口要件を緩和すること	人口26万人の福井市は、農村産業法による農村地域の対象から除外されるため、農工団地の整備ができず、結果的に企業進出が進まない。	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(第2条)、同法施行令(第3条)	農林水産省	福井県		秋田県	○人口31万人の県内市は、農村産業法による農村地域の対象から除外されるため、結果的に企業進出が進まない。
66	B	地方に対する規制緩和	その他	海ごみに対する財政支援制度の要件緩和	豪雨等により突発的に大量発生する海ごみの回収・処理に対する財政支援に関して、対象要件を地域の実情に応じて緩和する。 豪雨等の災害時に発生するごみについては、県内の海域関連施設(海岸、港湾、漁港)の漂着ごみは、管理者となる沿岸各市町及び県が回収・処理を行っている。 そのような災害時に大量に発生する海岸漂着ごみの回収・処理に係る市町等に対する国の支援としては、国土交通省・農林水産省・環境省の災害対策補助金があるが、漂着量が1,000m3以上であることなど対象要件が高く設定されていることから、補助制度が活用できない。 本県においては昨年度7月豪雨災害等により、施設別に10～数百m3の漂着物があつたが、要件に届かず、補助制度が活用できなかった。 漂着ごみは発生源が漂着する施設を管理する自治体と異なることもあるが、その自治体の費用負担で処理を行っている。	財政支援に関して、対象要件を緩和することにより、自治体の積極的かつ円滑で迅速な回収・処理につながる。	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業(農林水産省、国土交通省)	農林水産省、国土交通省	香川県、徳島県、愛媛県、高知県	別紙あり	八戸市、福島県、石川県、豊橋市、京都府、宮崎県	○現状では市職員と市費で対応できる範囲の漂着物のみ。要件緩和が成されていれば将来的に対応困難な事案が発生した場合に本市も活用できる可能性が高まる。 ○港湾、漁港の漂着ごみについては、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法の採択基準に達していない場合、単独費での対応となる。 ○現在、同様の支障は生じていないが、災害が発生した場合、迅速な回収・処理が必要となることから、制度改正の必要性があると認識している。 ○本県においても、台風等による漂着物が補助要件に届かず、補助制度が活用できなかった。そのため、県単独予算で処理を行ったが、予算の関係上、年度内に全ての漂着ゴミを処理することができなかった。豪雨等の災害時に大量に発生する県内の海域関連施設(海岸、港湾、漁港)の漂着ごみは、管理者となる沿岸各市町及び県が回収・処理を行っている。このような海岸等の漂着ごみの回収・処理に係る市町等に対する国の支援としては、国土交通省・農林水産省の災害対策補助金があるが、漂着量が1,000m3以上、事業実施主体毎の事業費200万円であることなど対象要件が高く設定されている。本県においては、サーフィン等による海岸の利用が活発であり、海岸漂着物に対する処理要望も多い中、たびたび施設別に10～数百m3の漂着物があつたが、要件に届かず、補助制度が活用できなかったことがある。漂着ごみは発生源が漂着する施設を管理する自治体と異なることもあるが、その自治体の費用負担で処理を行っているため、事業の要件を緩和していただきたい。 ○当県においても豪雨等による港湾、漁港等の漂着ごみを県が回収・処理した事例がある。そのため、今後も豪雨等による港湾、漁港等の漂着ごみを県等が回収・処理することが考えられ、財政支援に関して、対象要件の緩和は必要であると考ええる。なお、令和元年度に海岸漂着物対策推進地域計画を策定したことから、環境省の地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物対策推進事業)の交付を受け、漂着物の処理を実施します。
89	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	都道府県が管理する国有農地に関する通行認可	都道府県が旧農地法第78条の規定により管理する国有農地等のうち、道路状になっている筆について、住民の通行を法的に可能とする制度の創設。 旧農地法に基づき県が管理する国有農地については、一般住民による自由な立ち入りは認められないが、地元住民が公共の用に供されている公衆用道路であると確認して通行している例が散見されている。現在の制度上、一般住民が自由に通行できるようにするためには、使用者に対する転用貸付を行うか、市町村等へ譲与が必要があるが、住民が応じるケースはほとんどなく、譲与についても市町村において、受け入れるための条件を満たしていないといった理由で譲与を断られるケースが多い。また、国有農地等の処分に当たっては、財務省へ引き継いだ後、売り払い等の手続きを行うという制度となっているが、財務省においても、引き受け後の処分先の目処がつかない財産については引継ぎを受けてくれないというのが実情となっており、処分も進まない状況となっている。 よって、一般住民の通行については「不法占用」扱いとなってしまうため、それを防止するために進入禁止柵の設置等を行わなければならないが、地元住民の生活に支障が出てしまうことが予想されるため、非常に対応に苦慮している。	転用貸付・売り払い・譲与以外の手法により、地元住民の無償での通行を法的に認めることができるようになれば、住民の利便性の向上が期待できる。 また、法的に通行を可能にする際に、その条件を付すことで、(管理瑕疵)責任の所在(有無)を明らかにすることができる。	平成21年改正前の農地法(旧農地法)第78条	農林水産省	宮城県		岩手県、大阪府	○過去の同様の行政処分に対する審査請求に係る裁決事例を検索する際に、裁決書本体が検索対象外であるため、参照したい裁決事例までたどり着くのに相当の時間を要している。 ○開拓道路に穴があき、修繕が必要な場合、国からは、あくまで農道としての管理であるため、舗装修繕は不可とされている。実質生活道路として活用されている国有地については、住民サービスの一環として市町村が管理することが望ましいと判断するが、市町村からは、市町村道としての受入条件(補償ほか)を満たしていないため、譲与を断られるケースが多い。一方、財務省へ引継ぎ処分するためには、市町村が引き継ぐ等の活用先が確保されている必要があるため処分が進まない。結果として、都道府県が、処分もできず、十分な維持管理ができないまま、管理している状況がある。都道府県が管理する国有地のうち、実質生活道路として活用されている土地について、市町村道としての規格に満たない場合でも、市町村に引き継ぐことができるような制度改正を求める。また、市町村に対しては、当該国有地を引き継ぎ管理していくことが可能となる財政的支援を求める。市町村に引き継ぐまでの間、アスファルト舗装も含めた修繕も維持管理上可能とし、その財源も国費で担保することを求める。

農林水産省（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		
	区分	分野									団体名	支障事例	
129	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	土地改良法手続きの簡素化	農家に事業費負担を求めない農地防災事業に係る土地改良法手続きについて、耐震に係る事業以外での地方自治体による申請制度の拡充や3条資格者(事業の施行に係る地域内にある土地の農家等)同意手続の省略など、法手続の簡素化に資する見直しを行うこと。	昨今の豪雨災害が頻発する中、湛水防除事業等の農地防災事業の実施は、宅地、道路、一般公共施設等にも防災効果が生じ、公共性が高いとともに、国土強靱化を推進するため、迅速な対応が求められる。しかしながら、耐震に係る事業を除いては従前どおり、3条資格者の同意が必要となっており、排水機場の施設建替え事業については、農家に事業費負担を求めない農地防災事業であるにもかかわらず、広範囲な受益区域の同意徴集が必要となるため、迅速な対応に支障となる状況にある。土地改良区が申請する施設更新事業等の同意徴集手続きの簡素化が可能となる法制度(法第85条の3)もあるが、土地改良区が管理する土地改良施設もしくは国庫市町村が管理する施設の場合は土地改良施設と一体となって機能を発揮する土地改良施設である必要があり、市町村が管理している排水機場を土地改良区が申請することはできない状況にある。排水機場の更新事業が遅れ、ひとたび豪雨災害によって湛水被害が発生した場合、東海豪雨の例によれば、農地の湛水のみならず宅地・工場なども影響を受け、近隣住民等の生命・財産を脅かす恐れもある。これらのことから、農家に事業費負担を求めない湛水防除等の農地防災事業についても、耐震に係る事業と同様に3条資格者の同意を必要としない制度への緩和を迅速に行っていただきたい。	—	土地改良法85条の2 土地改良法85条の3	農林水産省	大府市	—	川崎市、上越市、岐阜県、浜松市、愛知県、豊橋市、鳥取県、五島市、熊本市、宮崎県、宮崎市 ○本市においても、農業用排水機場が27機場あり、ここ数年続けて、湛水防除事業等による更新事業が進められている。その際の事業申請時においては、土地改良法手続きにより、7ヶ月程度の期間がかかり、迅速な対応に支障となっている。 ○昨今の豪雨災害が頻発する中、湛水防除事業等の農地防災事業の実施は、宅地、道路、一般公共施設等にも防災効果が生じ、公共性が高いとともに、国土強靱化を推進するため、迅速な対応が求められる。しかしながら、耐震に係る事業を除いては従前どおり、3条資格者の同意が必要となっており、農家に事業費負担を求めない農地防災事業であっても、広範囲な受益区域の同意徴集が必要となり、迅速な対応に支障となる場合がある。排水施設等の更新事業が遅れ、ひとたび豪雨災害によって湛水被害が発生した場合、農地の湛水のみならず宅地なども影響を受け、近隣住民等の生命・財産を脅かす恐れもある。これらのことから、農家に事業費負担を求めない湛水防除等の農地防災事業についても、耐震に係る事業と同様に3条資格者の同意を必要としない制度への緩和を迅速に行っていただきたい。 ○国において「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定され、ため池等の農業水利施設における緊急な対応が求められる中、農地防災事業における豪雨対策などについても、耐震対策と同様の着手手続きの簡素化が必要であるため。 ○本市では、南海トラフ等の地震に備え、複数のため池を対象に行う、ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資するため池の改修を行うべく、「ため池整備事業(ため池群整備工事)」による土地改良法手続きを進めているところである。この農地防災事業の実施は、宅地、道路、一般公共施設等にも防災効果が生じ、公共性が高いとともに、国土強靱化を推進するため、迅速な対応が求められる。ため池の決壊防止のための耐震を主要工事とした事業計画であるが、農地防災事業は、耐震対策のみの事業を除いては従前どおり、3条資格者の同意が必要となっている。本事業は、農家に事業費負担を求めない農地防災事業であるにもかかわらず、広範囲な受益区域の同意徴集が必要となるため、迅速な対応に支障となる状況にある。ため池決壊防止の事業が遅れ、南海トラフ等の地震が発生した場合、宅地や公共用施設等への影響を受け、近隣住民等の生命・財産を脅かす恐れもある。このことから、農家に事業費負担を求めない農地防災事業についても、耐震に係る事業と同様に3条資格者の同意を必要としない制度への緩和を迅速に行っていただきたい。 ○地元(農家)負担を要しない事業における土地改良法手続きの簡素化の対象事業を広げることは、事務負担の軽減につながるため共同提案に賛同する。 ○近年の豪雨災害が頻発する状況踏まえると地域の防災減災にもかかる事業なので、法手続の同意省略等により早急に事業計画から実施まで行えるような仕組みにしていきたい。 ○施設の更新事業について、市町村が申請主体となる場合においても一定の要件を満たす場合に同意徴集手続が簡素化されること等、提案市の趣旨については賛同します。ただし、同意徴集を省略する場合としては、農家負担が生じない事業に該当する以外にも、施設の更新に該当し新たな負担が生じない(機能増加を伴うとその分新たな負担が生じる可能性がある)、又は地区の追加が発生しない(土地改良区への加入を要し加入金が生じる可能性がある)など一定の場合に限定されるべきと考えます。 ○農村地域防災減災事業については、耐震にかかる事業以外は、原則、土地改良法(以下「法」という。))に基づく手続きにより事業を実施している。農村地域防災減災事業により排水機場等の施設更新を実施するためには、耐震にかかる事業を除いて、法第3条に基づく資格者の3分の2以上の同意が必要となっている。しかし、近年、農地の所有者や耕作者の世代交代等が進み、権利関係が不明確かつ複雑化しており、広範囲な受益地域の同意徴集作業に多くの時間と労力を要し、早期事業着手に支障となっている。土地改良区が管理する施設については、法第85条の3により同意徴集が簡素化できるが、土地改良区以外のものが管理する施設は簡素化できないため、農家に事業費負担を求めない湛水防除事業等の農地防災事業についても、耐震に係る事業と同様に3条資格者の同意を必要としない制度への緩和を迅速に行っていただきたい。 ○本市では、干満差が日本一の有明海及び河川沿いの低平地部を中心に排水機場を40箇所設置しているが、供用から30年以上経過した施設を3割抱えていることから、適切な管理と計画的な更新が必要な状況にある。なお、本市においても支障事例と同様の状況にあり、防災・減災上の迅速な対応は喫緊の課題である。農家に事業負担を求めない湛水防除等の農地防災事業に限っては、耐震に係る事業と同様に3条資格者の同意徴収事務を要しない法手続きの簡素化により、迅速な対応が可能となる制度が必要。 ○ため池の改修において、耐震対策に係る事業については、同意徴収は必要ないが、豪雨対策を実施する場合、従来通り、3条資格者の同意が必要となっており、耐震と豪雨対策を同時に実施する場合や追加で豪雨対策を実施する場合など、迅速な対応に支障となる。	
244	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	複数府県に跨がる重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。	重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。	解除申請については、大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで標準処理期間が定められているものの、実際はこれを大幅に上回る期間を要している。また、指定申請についても、進達から予定通知までに1年6箇月を要している事例もあり、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースが多数見受けられる。加えて、現地を知らない林野庁本庁で審査をされるため、詳細な資料の作成が必要となっており、事務負担が増大しているのみならず申請処理期間の増加を助長している。この点について、農林水産振興を含む政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、円滑かつ効率的な処理が可能である。当該権限を関西広域連合に移譲することにより、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。なお、過去の提案において懸念されている権限の移譲による生じる国土の保全や国民の生命・財産の保護に支障を来す事態については、同意を要する国との協議とする等により解決されると考える。	そもそも、従来から河川管理者と当該権限を有する機関は別であり、すべての民有林に係る保安林の指定等について、地方公共団体への移譲も可能である。平成27年度の提案募集において、「大臣権限の保安林の国での」「解除審査のうち、9割を超える案件で調査内容について補正を要し」とされているが、これは、権限と責任が地方公共団体にないことも原因として考えられ、権限を移譲して地方公共団体に責任を持たせ、経費を積ませることにより、逆に地方公共団体が適切に流域保全を担っていくことが可能となる。	森林法第25条、第26条	農林水産省	関西広域連合	別紙あり	香川県、宮崎県	—
247	A	権限移譲	産業振興	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限の移譲	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限のうち、総合効率化計画の認定、変更認定、報告の徴収等のように府県域を跨ぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。この報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲することにより、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1・4・8項、第5条第1項・2項、第7条第1・2項、第26条	農林水産省、経済産業省、国土交通省	関西広域連合	—	—	—

経済産業省（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		
	区分	分野									団体名	支障事例	
247	A	権限移譲	産業振興	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限の移譲	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限のうち、総合効率化計画の認定、変更認定、報告の徴収等のように府県域を跨ぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲することにより、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1・4・8項、第5条第1項・2項、第7条第1・2項、第26条	農林水産省、経済産業省、国土交通省	関西広域連合		—	—
248	A	権限移譲	産業振興	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に係る事務・権限の移譲	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に係る事務・権限のうち、二次以降の振興計画の認定、変更の認定、認定の取消のように府県域をまたぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県知事の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条第1項、第5条第1・3項	経済産業省	関西広域連合		—	—
249	A	権限移譲	産業振興	中小企業等経営強化法に係る事務・権限の移譲	中小企業等経営強化法に係る事務・権限のうち、経営革新計画の承認、変更の承認、報告の徴収等のように府県域をまたぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県知事の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	中小企業等経営強化法第8条第1・3項、第9条第1・2項、第46条第1・4項、第47条第1項	経済産業省	関西広域連合		—	—
250	A	権限移譲	産業振興	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲(販売事業)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、液化石油ガス販売事業の登録、登録の取消、基準適合命令等のように府県域を跨ぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項 等	経済産業省	関西広域連合		—	—

経済産業省（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
251	A	権限移譲	消防・防災・安全	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、一般消費者化に関する法律に係る保安業務の認定、保安業務の改善命令のように府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲(保安業務等)	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項 等	経済産業省	関西広域連合		—	—
252	A	権限移譲	消防・防災・安全	電気工事業の業務の適正化に関する法律に係る事務・権限の取消、差止命令のように府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条～8条、第9条第3項、第10条～12条、第14条～第16条、第17条第2項、第17条の2・3、第27条、第28条、第29条第1項、第30条、第33条	経済産業省	関西広域連合		—	—
253	A	権限移譲	消防・防災・安全	高圧ガス保安法に係る事務・権限の移譲	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	高圧ガス保安法第20条第1項ただし書、第22条第1項第1号、第58条の22・23の第1・3項、第58条の24・27・29・30、第61条第2項、第62条第2項等	経済産業省	関西広域連合		—	—
254	A	権限移譲	消防・防災・安全	火薬類取締法に係る事務・権限の移譲	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	火薬類取締法第15条第1項ただし書、第35条第1項第1号、第45条の28、第45条の29第1・3項、第45条の30・31・33・34・36、第45条の37第1項、第53条第1項第1・5・7・8号	経済産業省	関西広域連合		—	—

経済産業省（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
291	B 地方に対する 規制緩和	環境・衛生	地域環境の保全を考慮した採石法の改正(第33条の4「岩石採取計画」認可基準の改正)	採石業において、自治体が地域の環境に応じた判断を行い、水資源をはじめとする豊かな地域環境を保全することが出来るよう、採石法の岩石採取計画の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加えるよう、採石法第33条の4を改正すること。 (もしくは、採石法第33条の4に規定する認可基準を削除し、都道府県に認可基準を設定する権限を付与(知事が条例等により認可基準を定め、当該基準に従い処分を行うこと)するよう、採石法を改正すること。)	【具体的な支障事例】 山形県遊佐町では、烏海山山麓の水源地域で採石業が行われ、採石業者と水資源の保全を求める地域住民の対立が続いている。 遊佐町では、平成25年に「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」を制定し、当該条例に基づき、町が烏海山麓での岩石採取を規制対象事業に認定(事業実施を認めない)する処分(平成28年)を行ったことに対し、採石業者が処分取消しを求め裁判となっている。 県は、上記業者の岩石採取計画の認可申請に対し、申請要件の不備(町の条例に基づき規制対象事業に該当しない旨の通知がないこと)を理由に、認可拒否処分(平成28年)を行ったが、業者は処分取消しを求め公害等調整委員会に裁定を申請し、同委員会から県に対し、採石法の認可基準に基づく実体的な審査をするよう指示が出された(平成30年)。 このように、条例を制定しても、岩石採取計画の認可申請に対し、自治体は採石法の認可基準によってのみ判断せざるを得ないが、現行の認可基準には水資源をはじめとする環境に配慮する規定はない。 以上を踏まえ、自治体が地域環境の保全を理由とした判断を可能とするためには、根本となる採石法の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加えるよう採石法を改正する必要がある。	【制度改正による効果】 採石法を改正し、認可基準に「水資源・景観・環境の保護等」に配慮した項目」を加える(もしくは、条例等により都道府県が認可基準を設定する)ことにより、自治体が地域の環境に応じて岩石採取計画の認可の可否を判断することが可能となり、水資源をはじめとする豊かな地域環境の保全や自然を資源とする地域振興に寄与することができる。	採石法第33条の4	経済産業省	山形県、山形市、新庄市、村山市、天童市、河北町、西川町、最上町、大蔵村、高畠町、三川町、庄内町、遊佐町	○公害等調整委員会からの指示を受け、県は採石法の認可基準に基づく審査を行い、不認可処分(平成30年)の決定を行った。これに対し、業者が不認可処分の取消しを求め、公害等調整委員会に裁定を申請し、現在係争中となっている。 ○公害等調整委員会は、自治体における岩石採取計画の認可判断基準は、採石法の認可基準に規定する事項に限られ、過去の裁定では、自然環境や景観が損なわれることを理由に不認可とすることは認められないとの判断を示している。	福岡県、熊本市	○今回の提案内容の実現により、市町村意見が反映しやすくなり、認可条件の追加も可能になるため、より一層適正な採石事業の執行に資すると考える。 ○採石法(第33条)による認可申請があった場合、当市では、当該法で環境保全等に関する規制事項等はないものの、採石事業に伴い発生する濁水等が河川等へ流出するおそれがあることから、申請の都度、現地確認を行い、必要に応じ、水質汚濁等に関する一般的な指導をしているところ。当該指導にあたっては、直接の根拠法令がないことから、提案団体の提案のとおり法改正がされた場合、法に基づく行政指導や処分等が可能となる。

国土交通省（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
36	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害復旧事業における事務の簡素化	災害復旧事業における国庫負担金の申請の際に提出する資料について、事務費(工事雑費)の記載を省略し、国庫負担対象経費のみを記載するよう取扱いの見直し	・災害復旧事業における国庫負担申請において、申請から災害査定(未入札)まで、工事雑費を含めた額で、国土交通省へ申請することとなっている ・現在、事務費に対する国庫負担は廃止されているが、手続き上は国庫負担がなされていた際の取扱いのままとなっている ・工事雑費を含めて申請すると端数調整が必要となる場合があり、申請額の誤りにも繋がるため取扱いを改める ・平成30年に農林水産省所管の農地等災害復旧事業においては、事務費の取扱いを改正されたところであり、国土交通省所管の公共土木施設等の災害復旧事業においても、同様に事務費の取扱いの見直しをお願いするもの	・国庫負担金申請事務の迅速化・行政事務の効率化を図る	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第4条、第6条の3	国土交通省	島根県、中国地方知事会		栃木県、新潟県、浜松市、愛知県、京都府、大阪府、秋田市、松山市、新居浜市、大分県	○平成30年に農林水産省所管の農地等災害復旧事業においては、事務費の取り扱いが改正されたところであり、国土交通省所管の公共土木施設等の災害復旧事業においても、同様に事務費の取り扱いの見直しをお願いする。 ○工事雑費を含む金額と含まない金額を、目録見書作成時や事業精算時など各場面に応じた使い分けをする必要があり、これらの取違いによるミスや集計における混乱が生じやすい状況となっている。このため、実体の無い事務費を集計から除外することは、行政事務の効率化につながることを考えられる。 ○工事雑費を含めて申請しても、補助金請求時は本工事費のみの金額となるため、工事雑費の記載は不要であると考ええる。 ○当県においても工事雑費は国庫負担申請をする必要がなく、端数調整時の誤りにもつながるため、また、事務手続きの簡素化のためにも工事雑費の省略が望ましいと考えます。 ○現在、国庫負担対象外である工事雑費を含め、国庫負担申請を行っているが、申請時には国庫負担対象額を含む額と含まない額の両方を算出するなど、事務が煩雑となっている。国庫負担対象外であるならば、申請から外すべきであり、事務の見直しをお願いする。 ○工事雑費の算出にあたっては、直営施工・請負施工で算出率が異なり、算出が煩雑となること、また、目録見書などの申請書類への記載方法も煩雑であるため、申請額の記載誤りが発生する可能性がある。工事雑費は平成22年度より国庫負担対象額から除くこととなっていることから、査定時での算出の必要性、取扱いを改めていただくと事務の簡素化及びミスの低減が図れる。 ○当都道府県でも端数処理における誤りがあり検算訂正した支障事例あり、工事雑費に係る国庫負担は廃止されていることから、査定決定額に含める必要性が無くなっているものと思われる。 ○事務費に対する国庫負担が廃止されている現状で、工事雑費を含めて申請することは、誤りにつながる。工事雑費の記載が省略されれば、事務の効率化が図られる。 ○災害復旧事業における国庫負担申請では、申請から災害査定までは工事雑費を含めた額で国土交通省へ申請を行うが、交付決定・請求、成功認定は工事雑費を除いた額で手続を行っている。申請・査定額と交付決定・請求額が異なることから、事務処理が煩雑になっており、申請額の誤りの原因にもなっている。県内市町村においても同様の傾向が見られる。 ○査定申請額と国庫負担申請額が異なるため、査定時に額面の読み違い等が発生している。現在、工事雑費は国庫負担の対象となっていないが、市の財政状況を鑑みると、災害復旧に必要となる事務費についても国庫負担の対象として頂きたいと考えており、今後、検討をして欲しい。
60	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	有料道路における障害者割引制度の改善	有料道路における障害者割引制度については、「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成15年11月6日付障発1106002号各都道府県知事・各指定都市市長、各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部庁通知)」等により市町村福祉事務所等における事務の実施について規定され、「有料道路における障害者割引措置実施要領(平成15年7月30日付日本道路公団等策定)」により適用されているが、身体障害者手帳等の提示のみで割引を受けられるJRなど多くの公共交通機関と異なり、割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されていることや、申請日以降2回目の誕生日までに市町村福祉事務所等で更新手続が必要であることなど、障害者支援の多様化や障害の重度化など、現代の障害者を取り巻く状況にそぐわず、利用者の利便性を損ない大きな負担となっており、本割引制度の趣旨である障害者の自立と社会経済活動への参加の支援の妨げとなっている。 また、ETC割引の手続では「ETC利用対象者証明書」を省略し、既定の申請書に身体障害者手帳等のコピーを添付し、高速道路事業者等が設置する窓口へ送付すれば利用手続が行える方法に改めるよう求める。	有料道路における障害者割引制度については、「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成15年11月6日付障発1106002号各都道府県知事・各指定都市市長、各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部庁通知)」等により市町村福祉事務所等における事務の実施について規定され、「有料道路における障害者割引措置実施要領(平成15年7月30日付日本道路公団等策定)」により適用されているが、身体障害者手帳等の提示のみで割引を受けられるJRなど多くの公共交通機関と異なり、割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されていることや、申請日以降2回目の誕生日までに市町村福祉事務所等で更新手続が必要であることなど、障害者支援の多様化や障害の重度化など、現代の障害者を取り巻く状況にそぐわず、利用者の利便性を損ない大きな負担となっており、本割引制度の趣旨である障害者の自立と社会経済活動への参加の支援の妨げとなっている。 また、ETC割引の手続については、現在、申請者が市町村福祉事務所等で「ETC利用対象者証明書」の交付を受け、高速道路事業者等が設置する窓口へ送付する必要があるが、市町村福祉事務所等へ出向くことが負担となっている。	車両ごとの指定を撤廃することで、カーシェアやリース等で車両の所有者が本人や家族でない場合や、複数の介護者がそれぞれの車両で重度障害者を移動させる場合なども割引の適用を受けることができる。 更新手続又は「ETC利用対象者証明書」の交付手続きのために市町村福祉事務所等へ出向く必要がなくなり、申請者への負担が軽減される。	・障害者に対する有料道路路通行料金の割引措置について(平成15年11月6日付障発1106002号各都道府県知事・各指定都市市長、各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部庁通知) ・有料道路における障害者割引措置実施要領(平成15年7月30日付日本道路公団等策定)	厚生労働省、国土交通省	広島市		札幌市、旭川市、苫小牧市、米沢市、白河市、日立市、石岡市、高萩市、横川市、千葉市、江戸川区、横浜市、川崎市、平塚市、上越市、大垣市、浜松市、豊橋市、西尾市、知多市、京都市、堺市、高槻市、茨木市、南あわじ市、出雲市、防府市、徳島市、高松市、富山県、佐世保市、大村市、熊本市、宮崎市	○本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 ○障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながるが、また、市町村の事務量も削減できる。 ○有料道路における障害者割引制度については、ETC利用者には「更新案内通知」が発送されるが、料金所走行の場合は特にお知らせがないため更新を忘れてしまう場合も多いこと、また、ETC利用者では証明書に不備があれば有料道路事業者からの問合せが市町村にあり、市町村が本人確認を行うことなど、業務が煩雑になっている状況であることから、提案市と同様、更新手続等の撤廃や道路事業者への直接申請など、制度見直しの必要性を感じている。 ○本市においても、同様の状況である。JRなど他の公共交通機関と同様に手帳の提示により障害者割引制度が利用できるようになることで、市町村の窓口に申請に来る必要がなくなるため申請者への負担が軽減され、また事務の削減にもつながると考えられる。 ○本市においては、年間約2,000件の申請がある。概ね2年に一度、市役所に来て手続きが必要であり、また、手続きも複雑であり、必要書類の不足も少なくなく、申請者及び福祉事務所職員の負担が大きいため手続きの改善を求める。 ○障害者の有料道路の割引制度手続きは、申請者数が多く、窓口対応の件数増加の原因の一つにもなっている。また、利用者にとつて、2年ごとの更新の手間がかかることに加え、ETC利用者に対しては更新案内があるが、有人窓口での手帳提示による利用者に対しては更新案内の通知がないため、有効期限が切れて割引されなかったとのクレーム等を市職員が受ける場合がある。よって、有効期限の延長や道路管理事業者への郵送による受付の検討を望む。また、更新対象者に対しては、既登録内容を基に氏名や住所等を印刷したものを発送し、手続きの簡素化を検討してもらいたい。 ○提案団体同様、申請手続きが申請者の負担となっている。また、その対応に要する事務量が他の業務を圧迫している。 ○有料道路障害者割引の手続きについては、申請件数や問い合わせも多く対応に時間を要するため、利用者及び市窓口の負担が大きい。有料道路事業者への直接の申請が可能となれば、障害者の負担軽減と窓口の事務負担の削減につながる。と考える。 ○身体障害者手帳等の提示のみで割引を受けられるJRなど多くの公共交通機関と異なり、割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されていることや、申請日以降2回目の誕生日までに市町村福祉事務所等で更新手続が必要であることなど、障害者支援の多様化や障害の重度化など、現代の障害者を取り巻く状況にそぐわず、利用者の利便性を損ない大きな負担となっており、本割引制度の趣旨である障害者の自立と社会経済活動への参加の支援の妨げとなっている。また、ETC割引の手続については、現在、申請者が市町村福祉事務所等で「ETC利用対象者証明書」の交付を受け、高速道路事業者等が設置する窓口へ送付する必要があるが、市町村福祉事務所等へ出向くことが負担となっている。 ○当該割引制度の申請は福祉事務所に必ず出向く必要があるが、就労等をしている人にとって大きな負担になっている。 ○有料道路における障害者割引制度で、ETC割引の手続については、現在、申請者が市町村福祉事務所等で「ETC利用対象者証明書」の交付を受け、高速道路事業者等が設置する窓口へ送付する必要があるが、市町村福祉事務所等へ出向くことが負担となっている。また、窓口での証明手続き終了後、申請者自らが有料道路ETC割引登録係で、封書に切手を貼って郵送をする必要があるなど、出向く負担に加え事務が煩雑である。 ○提案事項のとおり、本市においても定期的に市役所で手続きを行う必要があることは、申請者の負担となっている。実際に、その声もあがっている。郵送やWEBで完結する仕組みにより申請者の負担軽減が必要と考え。 ○他の割引制度はその割引を行う機関に直接申請するものが多く、利用するタイミングで申請できる。利便性を高めるためにも高速道路会社に直接手続きできるよう求める。当市では同様の申請が年間約1,500件あり、問い合わせや申請時の必要書類等の説明、申請受付に係る事務量も増加傾向にあり、負担となっている。 ○市町村福祉事務所での定期的な更新申請手続きを要する現行の制度では、障害者にとって負担が重く、また、本来有料道路事業者が事務手続きを行うべきものであるにも関わらず、事務的経費としての財源措置も無い中で現在行っている市町村福祉事務所にとっても負担となっている。 ○本市においては、複数の介護者が、有料道路を利用して、交代で通院介助等を行いたいと希望される方がいるが、1人の障がい者につき登録できる車が1台に限定されているため、障がい者の利便性が損なわれていると感じる。また、福祉事務所等への有料道路・ETC割引の申請については、仕事の都合で平日は来庁が難しかったり、障がい者・保護者共に高齢のため窓口に来ることが困難な方もおられる。身体障害者手帳の提示のみで割引が適用になり、ETCの利用手続きの方法が改善されれば、利用者の利便性を高めるとともに、福祉事務所等での事務量の軽減につながる。と考える。 ○新規申請や更新・変更の度に福祉事務所での手続きが必要な申請者の負担は大きく、有料道路事業者への直接申請を希望する声がある。また、対象者が多いことから、窓口混雑の一因ともなっている。加えて「本来有料道路事業者が自ら行うべき事務を、市職員が代行していること」に違和感を覚える」という市民感覚から、福祉事務所が手続きを行うことは是非に関する問い合わせ、苦情も毎年複数件発生している。 【ETCを利用しない場合】車両を1台に限定する必要はなく、事前の福祉事務所による証明なしに、手帳の提示のみを持って、料金所の支払機やスタッフによって確認するべきである。 【ETCを利用する場合】不正利用防止の観点から車両を特定する必要性は認められるが、要件の緩和は障がい者の利便性を向上させ社会参加の機会等の増大につながる。郵送やインターネット申請の方法により、有料道路事業者が直接申請を受け付けるべきである。 ○申請の都度、手帳への記載や「ETC利用対象者証明書」の交付を受けるため、窓口へ出向く必要があり、利用者にとって負担となっている。割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されているが、本市は世帯回りの保有台数が全国でも上位で、複数台所有している世帯が多く、地域の実情にそぐわない。また、市側としても、年々、問い合わせや窓口への来所者が増えおり、職員の対応時間や事務量が非常に多くなっている。 ○本市においても、有料道路における障害者割引制度について、身体障害者手帳等の提示のみで割引を受けられるJRなど多くの公共交通機関と異なり、割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されていることや、申請日以降2回目の誕生日までに市町村福祉事務所等で更新手続が必要であることなど、障害者支援の多様化や障害の重度化など、現代の障害者を取り巻く状況にそぐわず、利用者の利便性を損ない大きな負担となっており、本割引制度の趣旨である障害者の自立と社会経済活動への参加の支援の妨げとなっている点について、利用者からの苦情や改善要望が多く寄せられているところ。 ○提案市と同様の意見。補足として、対象自動車についても改めてご検討いただきたい。自家用の貨物の場合、要件が細かく設定されている。軽トラック(2人乗り)は対象にならないが、当市の地域では、軽トラックのみを自宅の車として使用している場合とならず、窓口で苦情の申し出を受けたことも少なくない。障がい者の社会参加という点で対象車についてもご検討願いたい。 ○本市も同様に、有料道路の割引は障害者手帳の提示のみで適用するようすべしと思う。また、ETCの割引についても、手帳のコピー等を添付したうえで、現行どおり郵送するようになれば、市に来所する必要はなくなる。障がい福祉制度においてはあらゆる事での市への来所が必要で、障がい者の負担になっている。可能な限り、来所せずに済む対応を検討すべきと考える。 ○本市においても、他の交通機関の割引と異なり、身体障害者手帳等を見せるだけでは割引にならない取扱いについて、市民からの苦情がある。また、身体障害者手帳については、状態の変更が得られず、有効期限が特に設定されていないことも多いが、高速道路の割引については、約2年に一度更新をしなければならない。このような取扱いについても非常に負担であるという意見が、窓口によく寄せられている。特に重度の障害者については、窓口に出向くこと自体が困難な場合がある。なお、当該証明事務は窓口担当課において非常に大きな事務負担となっている。また、上記のような要望や苦情については、本市のみでは改善が不可能なものでありながら、窓口担当者は一旦は受け付けざるを得ないため、負担となっている。 ○有料道路の障害者割引については1人1台の自動車に限定されているが、この限定が撤廃されることにより、家庭で複数の車両を所有している場合やリースの場合などでも割引の適用を受けることができるようになり、障害者の移動の際の利便性向上につながる。また、利用申請や更新手続きについて、利用者から高速道路事業者に直接行えるようにすることで、利用者が福祉事務所へ出向く必要がなくなり、利用者の負担軽減となる。 ○提案に賛同する。本市でも有料道路料金の割引処理については年間約3,000件ある。 ○当市においても、車両ごとの指定の撤廃は市民からの要望も根強く、利用者にとっては様々な福祉サービスにつながることを期待される。 また、障がい当事者団体より要望があり、外出の利便性向上のため、車両ごとの指定の撤廃を求められている状況である。 ○市民の申請手続きの負担軽減及び市町村職員の事務負担軽減につながることから、制度改正の必要性があると考える。 ○福祉事務所等へ出向くことが困難であるという相談は多数寄せられており、高速道路事業者等と直接のやりとりを望む声は多い。受給者の利便性を高めるために、郵送で利用手続が行えることが望ましい。 ○有料道路事業者への直接の申請が可能となれば、障害者の負担軽減とワンストップサービスにつながる。また、各福祉事務所の事務量の削減につながる。車両ごとの指定を撤廃することで、カーシェアやリース等で車両の所有者が本人や家族でない場合や、複数の介護者がそれぞれの車両で重度障害者を移動させる場合なども割引の適用を受けることができる。更新手続又は「ETC利用対象者証明書」の交付手続きのために市町村福祉事務所等へ出向く必要がなくなり、申請者への負担が軽減される。 ○当市においても、同様の支障事例があり、提案に賛同する。加えて、有料道路における障害者割引制度の手続では、対象自動車の所有者要件(個人名義に限る)に合わせるため、名義変更(ディーラーから個人名に変更)手続きが必要となるときがあり、利用者の負担になるとともに、利用者の理解が得られず、窓口でトラブルになることもある。車両を指定するのではなく、障害者が利用(手帳を提示)することで割引を受けられるように合わせて改正を求める。

国土交通省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
66	B	地方に対する規制緩和	その他	海ごみに対する財政支援制度の要件緩和	豪雨等により突発的に大量発生する海ごみの回収・処理に対する財政支援に関して、対象要件を地域の実情に応じて緩和する。	豪雨等の災害時に発生するごみについては、県内の海域関連施設(海岸、港湾、漁港)の漂着ごみは、管理者となる沿岸各市町及び県が回収・処理を行っている。 そのような災害時に大量に発生する海岸漂着ごみの回収・処理に係る市町等に対する国の支援としては、国土交通省・農林水産省・環境省の災害対策補助金があるが、漂着量が1,000m3以上であることなど対象要件が高く設定されていることから、補助制度が活用できない。 本県においては昨年度7月豪雨災害等により、施設別に10～数百m3の漂着物があつたが、要件に届かず、補助制度が活用できなかった。 漂着ごみは発生源が漂着する施設を管理する自治体と異なることもあるが、その自治体の費用負担で処理を行っている。	財政支援に関して、対象要件を緩和することにより、自治体の積極的かつ円滑で迅速な回収・処理につながる。	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業 (農林水産省、国土交通省)	農林水産省、国土交通省	香川県、徳島県、愛媛県、高知県	別紙あり	八戸市、福島県、石川県、豊橋市、京都府、宮崎県	○現状では市職員と市費で対応できる範囲の漂着物のみ。要件緩和が成されていれば将来的に対応困難な事案が発生した場合に本市も活用できる可能性が高まる。 ○港湾、漁港の漂着ごみについては、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法の採択基準に達していない場合、単独費での対応となる。 ○現在、同様の支障は生じていないが、災害が発生した場合、迅速な回収・処理が必要となることから、制度改正の必要性があると認識している。 ○本県においても、台風等による漂着物が補助要件に届かず、補助制度が活用できなかった。そのため、県単独予算で処理を行ったが、予算の関係上、年度内に全ての漂着ゴミを処理することができなかった。豪雨等の災害時に大量に発生する県内の海域関連施設(海岸、港湾、漁港)の漂着ごみは、管理者となる沿岸各市町及び県が回収・処理を行っている。このような海岸等の漂着ごみの回収・処理に係る市町等に対する国の支援としては、国土交通省・農林水産省の災害対策補助金があるが、漂着量が1,000m3以上、事業実施主体毎の事業費200万円であることなど対象要件が高く設定されている。本県においては、サーフィン等による海岸の利用が活発であり、海岸漂着物に対する処理要望も多い中、たびたび施設別に10～数百m3の漂着物があつたが、要件に届かず、補助制度が活用できなかったことがある。漂着ごみは発生源が漂着する施設を管理する自治体と異なることもあるが、その自治体の費用負担で処理を行っているため、事業の要件を緩和していただきたい。 ○当県においても豪雨等による港湾、漁港等の漂着ごみを県等が回収・処理することが考えられ、財政支援に関して、対象要件の緩和が必要であると考える。なお、令和元年度に海岸漂着物対策推進地域計画を策定したことから、環境省の地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物対策推進事業)の交付を受け、漂着物の処理を実施します。
75	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	都市計画法第15条第1項第2号の規定する区域区分の設定を行う権限を都道府県から市町村へ移譲すること。 【制度改正の必要性】 ①主体的なまちづくりと市民への説明責任 区域区分の設定に関するまちづくりについて、意見を持った市民がいるとしても、区域区分の決定は京都府が行うため、市としてはそうした意見に限定的な回答しかできない場合もある。 ②時間短縮による事務の簡素化と効率化 京都府に決定権限があるため、公聴会を経て市民意見を取り入れた原案を府の都市計画審議会に付議する前に、府の関係所管との事前協議や調整に多くの時間が必要とされる。 ③地形的特性 舞鶴市の様に、一市一都計であり、隣接市町村と市街化区域が接していない場合、広域的な見地から区域区分の決定は必要ないと考ええる。 【現在の舞鶴市における区域区分見直しの取組】 平成29年6月に、区域区分の見直し基準を策定した上で、市街化区域から市街化調整区域への編入を検討すべき候補地を公表し、同年7月から編入の要望を受け付け、地域と協議を進めている。	【制度改正による効果】 権限が移譲されれば、既に移譲を受けた用途地域などと合わせて土地利用に関する都市計画制度が一本化され、社会情勢の変化や市民・企業等のニーズに素早く対応した合理的かつ市独自の発想に基づく土地利用を行うことができる。	都市計画法第15条第1項第2号	国土交通省	舞鶴市	○コンパクトシティ実現に向けて市街化区域の規模を見直す取り組みを実施(新聞記事) ○市街化区域及び市街化調整区域の区分に係る制度改正について(京都府通知)	川崎市、横須賀市	○当町の所在県では、概ね5年ごとに線引き見直しが行われているが、新市街地整備については、人口フレーム、産業フレームを基に保留区域の設定が行われている。本町では、人口フレーム、産業フレームともに減少傾向にあり、新市街地の形成に歯止めがかけられてしまっている。そのため、町独自のまちづくりを進めることができます、人口集中している地域でないと、限定的なまちづくりしか進めることができない。 ○次に決定権限があるため、当市が市街化区域へ速やかに編入を希望している区域であっても、県が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は市街化区域へ編入できず、適合する場合においても、県の区域区分の見直しのスケジュールに合わせるため、事業の推進に時間がかかり、スピード感を持った市民サービスの遂行が難しい。また、区域区分の変更と併せて用途地域の変更も行うが、用途地域の決定権限は市であるため、市及び県の都市計画審議会に付議する必要があり、都市計画手続きが煩雑となるとともに、県の関係部局との事前協議や調整に多くの時間が必要とされる。	
121	B	地方に対する規制緩和	運輸・交通	住宅宿泊事業(民泊)届出時の法定提出書類に「消防法令適合通知書」を追加	住宅宿泊事業法では、住宅宿泊事業(民泊)を行うに当たり、事業者は住宅宿泊事業法施行規則第4条第4項に定める書類を提出する必要がある。しかし、当該条項で定める書類には、事業を始める建物が消防法令に適合している場合に消防署等から交付される「消防法令適合通知書」が含まれておらず、ガイドライン(住宅宿泊事業法施行要領)において、届出時に併せて提出を求めることとしているに過ぎない。 【支障事例】 ガイドラインには法的拘束力はないため、消防法令適合通知書の添付がなくとも届出を受理せざるを得ない。本県では現時点での事例はないが、他自治体では発生している事例である。 消防法令に適合しているか否かは、宿泊料を取って他人を泊める施設を運営するに当たり非常に重大な要件(特に、家主が不在の住宅に宿泊させる施設の届出の場合)であり、提出を受けなければ、地方自治体として最低限の安全性を確保することが困難である。現行法上では問題がなくても、一般的な観点からは、安全性を担保できない民泊施設の運営を容認していると捉えられかねない。安全性確保は全国どこでも必要であり、このような重要書類は、ガイドラインや各自治体の条例に任せるのではなく、法令に基づいた添付書類として明確に提出を求めるべきである。	消防法令への適合を確認することで、一定の安全性を担保することができ、利用者及び地域住民にとっての安全・安心に繋がる。	住宅宿泊事業法、住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)	厚生労働省、国土交通省	埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、川口市、神奈川県		北海道、札幌市、青森県、仙台市、千代田区、横浜市、川崎市、豊橋市、西尾市、三重県、京都市、大飯市、高知県、福岡県、宮崎県、沖縄県	○当団体において、平成30年度における民泊の届出のうち、消防法令適合通知書の提出がなかったものが49件あった。宿泊者の安全を確保する上で、消防法令の遵守は欠かすことのできない要素であり、道では各地の消防本部と連携して立入検査を実施し、是正を指導したが、営業を開始した事業者に対して、設備の改善を指導するのは営業行為の規制にあたる恐れもあり、施設の是正までおよそ半年程度かかるなど、対応に支障があった。 ○還付を行うにあたり必要な口座情報を把握していない場合は、対象者へ通知と合わせて口座振込依頼書を送り返信を求めているが、対象者の記載誤りによる振込エラーが多発する等、事務が煩雑になっている。 また、返信ない場合は還付ができず返付未済金となってしまうことも大きな課題の一つとなっている。 ○本市における支障事例はない。しかし、今後、住宅宿泊事業が一般化した際、住宅宿泊事業(民泊)届出時の法定提出書類に「消防法令適合通知書」を追加することは、住宅宿泊施設の安全確保に必要である。 ○住宅宿泊事業法の届出に必要な提出書類に消防法令適合通知書を追加することで、消防法令への適合を確認でき、一定の安全性を担保することができるため、当該通知書の追加が必要であると考え。 ○消防法令適合通知書により事業者は施設の最新の法的順守状況が確認でき、事業開始の際の不備の改善が可能となる。消防法令に適合しない施設の受付を受理すると、宿泊者の財産や生命への危害リスクを生じるだけでなく、費用をかけ開始した事業を断念するリスクを事業者側に負わせることにもなる。 ○消防法令に適合しない住宅で民泊事業を実施した場合、火災等により利用者の生命に危険が及ぶことも考えられる。 ○「消防法令適合通知書」がない届出の場合、消防と連携を取り対応をしているものの、届出書類として「消防法令適合通知書」をガイドラインで求めるのであれば、法令に基づくものと整理することが望ましい。 ○本市では、制度開始当初より、法的拘束力がないことを理由に、消防法令適合通知書を添付せずに届出を受理するよう求める要請が相次ぎ、消防法令への適合状況が確認できないまま受理せざるを得ない状況が続いている。このため、届出の受理後に後追いで届出者への是正指導を行っているところであるが、令和元年5月末時点で、本市の届出住宅における消防法令の適合率は6割程度に過ぎない。消防法令不適合の届出住宅において火災が発生する事例(火元は住宅宿泊事業の届出住宅ではない部屋)も生じており、この際は怪我人等もなかったが、早急に対策しなければ、いつか重大な事態が発生しかねない。 ○当市も「消防法令適合通知書」が必要と考えているが、法令に記載されていないことから、「京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例」において、独自に書類の提出を求めている。住宅宿泊事業の適正な運営のために、提出が必要な書類と考える。 ○住宅宿泊事業法施行要領に基づき、「住宅宿泊事業の適正な運営を確保する目的」で、届出受付時に消防法令適合通知書の添付を求めているが、当該通知書を添付せずに届出を行う事業者が増加しているため、消防法令の適合状況が届出時点で確認できない。加えて、住宅宿泊事業法施行規則第4条第1項により、事業者は、事業を開始しようとする前日までに届出をすればよいと定められており、届出を受けてから事業を開始するまでの間に、消防法令の適合状況を確認することは困難であり、安全性を担保できない民泊施設の運営を容認していると捉えられかねない。 ○左記支障事例のとおり「消防法令適合通知書」が法令で規定する添付書類に含まれておらず、ガイドライン(住宅宿泊事業法施行要領)において、届出時に併せて提出を求めることとしているに過ぎないため、添付が無くても届出を受理せざるを得ない。当団体においても、適合通知の添付が無くても受理しているため、受理された事業者は、速やかに営業を開始する。そのため、実際に消防法令に適合していないケースも見受けられ、営業開始後に指導を行うため、その間営業が続けられ、当該施設に宿泊客が宿泊することとなる。火事が起こった際に宿泊客の生命に係る重大なことであるにも関わらず、消防法令に適合していない状態でも営業可能な期間が存することは、利用者及び地域住民にとっての安全・安心を脅かすものである。 ○届出住宅の安全性確保のために望ましい措置であるが、当区は法施行時、都道府県及び消防署と協議を行い、「事業者が所轄消防署と事前相談を行い届出書に相談記録を添付する」とこととしているため、参画には再協議が必要である。	

国土交通省（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		
	区分	分野									団体名	支障事例	
128	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	空家等に対する 応急安全措置 の新設	台風・大雨等の気候的条件によらず、管理不全な空家等により、人の生命や財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫している場合、助言・指導、勧告、命令等の措置をとることなく、必要最小限の緊急安全措置が実施できる旨の規定を、空家等対策の推進に関する特別措置法上に設けていただきたい。	【支障事例】 空家の老朽化で外壁が前面道路に飛散しそうな状態において、台風等の強風により、通行人や地域住民等に被害をもたらす恐れがある場合、迅速な対応が求められるが、法に基づき空家の所有者に対して指導・助言等の措置を順にとっていくには一定の期間が必要である。 本市においても、一昨年、台風が来る直前に、外壁が前面道路に飛散しそうな空家があるという通報を複数件受け、かなり苦労して所有者を探し出し、対応していただいたことがある。 その際には、たまたま所有者が見つかり、かつ所有者に対応していただくことができたが、所有者が見つからなかったり、所有者に対応を拒否されたりした場合には、危険な状態が存続してしまうこととなる。 平成28年提案募集において、「台風・大雨等の緊急事態において空家等に一時的な応急措置を施すことができることを定めている条例については、空家法に抵触しない限度で有効であることから、緊急を要する場合の措置を条例で定めることは可能である」旨の見解をお示しいただいたことは承知しているが、その解釈に基づけば、条例で規定することにより応急措置の実施が可能となるのは台風・大雨等の場合のみであり、自治体の判断で機動的に応急措置を実施することが可能となる措置内容とはなっていない。 そのため、被害をもたらす恐れがある空家に関する通報を受けたとしても、対応まで時間がかかりすぎる又は対応できないことが懸念される。	【制度改正による効果】 制度改正により緊急安全措置が実施できるようになれば、迅速な対応が可能となり、地域住民の安全性が確保できるようになる。	空家等対策の推進に関する特別措置法	国土交通省	大府市		いわき市、須賀川市、ひたちなか市、埼玉県、三鷹市、川崎市、豊橋市、京都市、池田市、八尾市、出雲市、大村市、五島市	○台風・大雨に限らず、地震や車等の振動で瓦等が付近の市道に落下する事案がある。通学路であることもあり、自治体が緊急に安全措置を実施できる制度改正を求める。 ○本市においても、条例に基づく措置として、屋根材の撤去や物置の転倒防止等を市職員のほか電気通信事業者と協力し、実施した例があり、緊急安全措置は、地域住民の安全性への確保の観点から規定する余地はある。また、措置内容によっては費用を要するものもあるため、所有者等への費用負担についても法令に明確化した方がよい。 ○本市においても、昨年、台風によって空き家の屋根材が飛散するなどの通報が複数件あり、緊急安全措置を講じることが必要な事例が生じているため、特措法の改正は必要と考える。ただし、措置を実施できる要件を明確にすることも合わせて検討が必要である。 ○本市では空家法に基づく空家対策を行っていることから、応急安全措置が法に明記されると対策がスムーズとなるため、その効果は大きいと考える。 ○本市においても、台風7号通過後、屋根、壁が道路側に崩落の可能性があり、通行人や地域住民等に被害をもたらす危険な状態であったが、所有者(相続人)へ連絡をしても対応してもらえなかった。この事例は条例を適用し緊急安全代行措置で対処した。今後このような例は予測されるが、空家の所有者(相続人)が県外在住で連絡先を特定するまで2週間から4週間、場合によっては1月以上要することから、早急な対応が出来ないことが懸念される。緊急安全措置が規定されれば、迅速に対応することが可能となり、地域住民の安全性が確保される。 ○老朽化した空き家の外壁等が道路へ落下するおそれがある場合において、所有者調査に時間がかかったり、所有者が是正するまでに時間がかかるなど、課題はある。 ○当市では、市民から空家外壁のモルタル、及び屋根瓦等が道路や隣接地に飛散・落下など、周辺に悪影響を与えるおそれがあるため、行政への対応依頼が多数ある。しかし、空き家も個人の財産であるため、行政が直接モルタル等の除去をするなどの対応ができず苦慮している。当市ではこのような場合、所有者の特定を行い、法に基づき助言・指導等の措置を順に行っているが、一定の時間を要するため、所有者への助言・指導前にモルタル等が落下した事例もあり、人命や建物への被害が想定されることから、自治体の判断で機動的に応急措置(即時対応)を実施できる法整備が望まれる。ただし、法整備に際しては、応急安全措置が実施できる場合の明確な基準が必要と考える。 ○本市においても、昨年の災害時に道路横のブロック塀が倒壊する事例が発生している。この事例では、所有者調査を行い、所有者に対して指導を行った直後にブロック塀の倒壊が発生した。今後このような事例の増加が懸念される。
130	B	地方に対する規制緩和	その他	都市計画審議会の委員に議員を任命する定めの撤廃	都市計画法に基づき市が設置する都市計画審議会について、政令による委員の基準(議員を任命)の定めを撤廃する。これにより、市町村の議会の議員は、委員に就任しないこととする。	議員が都市計画審議会の委員となることで、附属機関である都市計画審議会への監視・調査機能が阻害される恐れがある。 都市計画は、都市の将来の姿を決定するものであり、中でも、都市計画法第18条の2の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)」については、平成23年の地方自治法改正において義務付け・枠付けが撤廃され、策定が任意化された「基本構想」に匹敵する、市町村にとって重要な計画であると考ええる。 そのため、近年、地方自治法第96条第2項の規定により、「市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)」等を議会の議決すべき事件として追加する市町村が増加しつつある。 都市計画が住民の権利・利益に多大な影響を及ぼすものであるからこそ、最終的には、住民全体を代表する議決機関である議会の議決に付すべきではないかと考える。 都市計画審議会の各審議事項については、執行機関と議決機関の役割分担を踏まえつつ、地方の事情とその必要性に応じて、地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件に追加する、又は追加しない等の判断がなされればよいものと考ええる。	議員が都市計画審議会の委員となることで、附属機関である都市計画審議会への監視・調査機能が阻害される恐れがあるが、定めを撤廃することで、住民の権利・利益に多大な影響を及ぼす都市計画について、議会の監視・調査機能を十分に発揮することができるようになる。	都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令(昭和44年政令第11号)第3条	国土交通省	大府市		鳥取県	○都道府県においても、政令に基づき、都道府県議会の議員を委員として選任することとなっている。都道府県議会の議員は、議会の中で質問や提案等することで意見を述べる事が可能であり、審議会の委員には学識委員の選任を増やすことで、より多くの県民の声をすくい上げることが可能となる。また県内市町村によっては、複数の議員が都市計画審議会の委員になっていることから、定足数の関係により、審議会の開催時期が議会中には設定できない等の悩みを聞いており、案件に応じて柔軟な開催を可能とするために地方自治体の議員は、委員に就任しないことも考えられる。
142	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	区域区分の決定・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定権限の移譲	都市計画法第15条第1項において「次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画 二 区域区分に関する都市計画」と規定されているが、区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、市への権限移譲を求める。	本市が市街化区域への編入を希望している区域であっても、大阪府が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。 大阪府では、通常5年毎に区域区分(市街化区域と市街化調整区域の区分)の見直しを行っており、その際、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に整合する区域区分変更の基本方針を定めている。しかし、市が独自のまちづくりを進めようとする中、区域区分の見直しの時期や基本方針により、市が進めようとするまちづくりは、限定されたものとなっている。 区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の権限を市に移譲することで、市独自のまちづくりが展開でき、開発事業等の計画に合わせた迅速な対応が可能になると考えている。	都市計画法第15条第1項	国土交通省	松原市		川崎市	○本市においても区域区分設定の権限は県が有する。そのため、市のまちづくりの構想を反映した区域区分の見直し(市街化区域の拡大など)についても、県への要望・協議を行っているが、実現は容易ではない。 ○当町の所在県では、概ね5年ごとに繰引き見直しが行われているが、新市街地整備については、人口フレーム、産業フレームを基に保留区域の設定が行われている。本町では、人口フレーム、産業フレームともに減少傾向にあり、新市街地の形成に歯止めがかけられてしまっている。そのため、町独自のまちづくりを進めることができず、人口集中している地域でない、限定的なまちづくりしか進めることができない。地方自治体の自主的な行政運営を行うために権限移譲はもとより、都市計画の在り方そのものの変更が求められると考える。 ○単独の市町村のみで構成される都市計画区域においては、その市町村のまちづくりの方針や地域の在り方に対する考え方が尊重されるべきであることから、市町村に権限を移譲したほうが望ましい。	
171	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	地盤国有公園における利用計画変更手続きの改善	国有土地無償貸付を受けている土地にある公園について、都市公園法の下、公園の適切な管理を行うため、公園の管理権限を委譲してもらうこと。 もしくは、事前の利用計画の変更申請を廃止し、年度末に行なっている利用状況報告に取り込む形式とすること。	事前の利用計画の変更申請を省略することができれば公園の活性化につながる。イベント等の許可であればSNS等で告知をいち早く発信できるためイベントの周知をより多くの人にできる。設置物の許可は早く許可を出すことで公園施設の充実に繋がる。	財務省理財局長通知(平成13年3月30日 財理第1308号)	財務省、国土交通省	神戸市		宮城県、京都市、高知県	○これまで支障事例は生じていないが、今後、当県においてもPark-PFI等の官民連携にも取り組んでいく予定であり、公園の利用計画の変更手続きが改善されることで、公園の活性化や事務の簡素化にもつながるものと考ええる。 ○占用許可時には財務局からの事前承認が必要となるが、無償貸付を受けている土地の形状が複雑であり、占用許可時などに占用物件が無償貸付土地上に存在するののか等の判断が煩雑である。	

国土交通省（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
172	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	障害者有料道路割引制度の事務及び市民の利便性の改善について	障害者の有料道路割引制度について、申請の受け付けを郵送もしくはインターネットにより有料道路事業者が直接対応できるようにすること。 市民からも「手続きは直接有料道路事業者とできないか」との声が少なくない。 神戸市では年間約12,000件の申請があり、電話での問い合わせも頻繁にある。	有料道路事業者への直接の申請が可能となれば、障害者の負担軽減とワンストップサービスに繋がる。また、各福祉事務所の事務量の削減につながる。	国土交通省道路局長通知(平成15年10月30日国道有第52号) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知(平成15年11月6日障発第1106002号)	厚生労働省、国土交通省	神戸市		札幌市、白河市、日立市、石岡市、高萩市、福川市、江戸川区、八王子市、横浜市、川崎市、大垣市、浜松市、豊橋市、西尾市、稲沢市、京都市、高槻市、茨木市、南あわじ市、安芸市、出雲市、防府市、徳島市、高松市、佐世保市、大村市、熊本市、宮崎市 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更生指導台帳を管理している市町村が証明することになっており、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇本市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及び	

国土交通省（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
241	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、策定権限の移譲を求める。	関西広域連合では、地方自治法に基づく「広域計画」を策定、推進している。国土形成計画法に基づく「関西広域地方計画」が10年毎の改訂である一方、「広域計画」は3年毎に改訂を行うなど時代の変化により的確に対応できる。「関西広域地方計画」の策定権限を関西広域連合に移譲することにより、同計画をさらに実効性のあるものとすることができる。広域連合では毎月、構成団体の長が一堂に会して協議を行っており、計画策定に係る的確・実質的な協議・意思決定とともに、実効性を担保できるものとなる。また、関西広域連合は関西圏の都道府県・政令指定都市で構成されるときに、経済団体や市町村の代表などで構成される協議会や面商との定期的な意見交換の場を有しており、これに国の地方支分部局を加えれば、「広域地方計画」策定手続きで必要な構成員とほぼ同じ構成となる。さらに、広域連合議会では、関係府県市の議員が兼職しており、議会を通じた住民の意見反映も可能となる。以上から、広域連合は関西における計画を推し進める主体としてより適切である。	関西広域連合で策定している「広域計画」の中で、関西の将来像を設定し、その実現を目指して在関西経済団体や市町村とも連携しながら、構成団体一丸となって取り組んでいる。今後、関西の経済や産業にインパクトを与える取組も控えており、この機を捉えて、さらに実効性ある取組を戦略的に進めていきたいと考えている。「広域計画」と範囲を同じくする「関西広域地方計画」についても、関西の発展をめざして策定されたものであり、両計画の整合性や構成団体をはじめとする関西の各主体の事業の位置づけや連携、実効性等も高まる。	国土形成計画法第9条	国土交通省	関西広域連合	別紙あり	—	—
242	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画や近郊整備区域等の各区域指定について、関西広域連合への決定権限の移譲を求めるとともに、近郊整備区域建設設計画等の作成に係る国同意の廃止等	現在の「近畿圏整備計画」については、結果的に関西広域連合から自主的に意見を述べたものの、十分に考慮されなかったことから、根本的には国が主導する全国計画の地方版であると言わざるを得ない。この点について、関西広域連合は政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、関西全体の発展に繋がる計画を主体的に策定できる能力を有している。また、近畿圏整備計画は福井県、三重県も対象区域に含まれているが、両県は関西広域連合の連携団体であり、十分な調整が可能ほか、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、管内市町村の声を幅広く拾い上げることも可能である。	近畿圏における地方創生を実現していくため、関西地域の実情に応じ、関西地域の特性をいかして、関西広域連合が自主的・主体的に企画・立案し、近畿圏整備計画の決定等を行うことにより、あらゆる分野を総合的に見て判断することができ、秩序ある発展を図っていくことが可能となる。なお、国との関係においては、移譲した権限について、事前協議に改めることとすることで、均衡が図られるものと考ええる。また、広域連合は、一部の事務のみならず企画調整機能も有しており、国から直接権限を移譲されることも可能であるため、当該事務の受け皿になり得る。さらに、関西広域連合に近畿圏整備計画への意見聴取の機会を付与することは、同計画に対し広域行政からの視点による関西の実情、地域性、独自性を反映した計画の変更を提案することが可能となり、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組む地方創生に寄与し、東京一極集中の是正が図られる。	近畿圏整備法第9条、第10条、第11条、第12条、第14条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条、第7条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第3条	国土交通省	関西広域連合	別紙あり	—	—
243	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲	都市計画区域の指定については、現在、二以上の府県にわたる場合は国の権限となっており、本来一体である地域が区域指定によって分断されることが望ましくなく、政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、府県域を超える区域指定についても、地方の目線に立ってそれぞれの地域の実情を踏まえながら十分に調整を図り、将来にわたる調和ある発展や効率的なまちづくりに貢献することが可能となる。将来的に更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲することにより、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	広域連合は、地方自治法第284条に基づき、「広域にわたる総合的な計画を作成し」、「広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を…処理する」総合的な権限を持ち、同法第291条の2第4項に基づき、「国の行政機関の長の権限に属する権限の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請する」権限を持つ、安定的な団体である。そのため、一部の事務のみならず企画調整機能も有し、各行政分野も踏まえた関西の将来像を示した広域計画を現に策定しており、各行政分野との調整を一元的に行うことは可能である。したがって、一体的で調和のとれたまちづくりを効率的に進めやすくなる。また、国の関与が必要ということであれば、国土交通大臣への協議・同意を行うこととすることにより、その懸念は払拭されると思われる。	都市計画法第5条第4項	国土交通省	関西広域連合	別紙あり	—	—
247	A	権限移譲	産業振興	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限の移譲	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲することにより、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1・4・8項、第5条第1項・2項、第7条第1・2項、第26条	農林水産省、経済産業省、国土交通省	関西広域連合	—	—	

国土交通省（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
255	A	権限移譲	土木・建築	建設業法に係る事務・権限の移譲	建設業法に係る事務・権限のうち、建設業の許可、営業停止、許可の取消のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	建設業法第3条第1項、第3条の2第1項、第5条、第7条、第11条第1～5項、第12条、第13条、第15条 等	国土交通省	関西広域連合		
256	A	権限移譲	土木・建築	宅地建物取引業法に係る事務・権限の移譲	宅地建物取引業法に係る事務・権限のうち、宅地建物取引業の免許、免許の取消、許可の取消のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	宅地建物取引業法第1条第1・3項、第3条の2第1項、第4条第1項、第6条、第8条第1・2項、第9条、第10条、第11条第1項、第25条第4・6・7項 等	国土交通省	関西広域連合		
257	A	権限移譲	土木・建築	不動産の鑑定評価に関する法律に係る事務・権限の移譲	不動産の鑑定評価に関する法律に係る事務・権限のうち、不動産鑑定業者の登録、懲戒処分、勧告のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	不動産の鑑定強化に関する法律第23条第1項、第24条、第25条、第26条第3項、第27条第2項、第28条、第29条第1項、第30条、第31条第1・2項、第32条第2項、第41条 等	国土交通省	関西広域連合		
258	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	土地収用法に係る事務・権限の移譲	土地収用法に係る事務・権限のうち、事業の認定、申請書の提出の受理、申請書の欠陥の補正及び却下のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	土地収用法第18条第1項、第19条第1・2項、第20条、第21条第1・2項、第22条、第23条第1・2項、第24条第1・3項、第25条第2項、第25条の2第1項、第26条第1～3項、第26条の2第1項、第27条第1～4・6・7項 等	国土交通省	関西広域連合		

国土交通省（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
259	A	権限移譲	土木・建築	建築基準法に係る事務・権限の移譲	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	建築基準法第6条の2第1項、第7条の2第1項、第77条の18第3項、第77条の20、第77条の21第1～3項、第77条の22第1・2・4項、第77条の23第1項　等	国土交通省	関西広域連合		—	—
260	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に係る事務・権限の移譲	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第7条、第11条第1項、第12条第1・3項、第14条第1項、第15条、第17条、第18条第1項、第19～21条、第22条第1項　等	国土交通省	関西広域連合		—	—
264	A	権限移譲	その他	港湾広域防災協議会の事務局機能の移管	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところであり、港湾については、広域インフラ検討会の中に港湾部会を設置し、大阪湾・港湾の連携や関西主要港湾の「防災機能」等の連携の方向性を取りまとめ、第3期広域計画においても「機能強化の観点から連携施策の方向性の検討していく。」としているところである。将来的に更なる人口減少が見込まれる地方においては、持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。関西には広域行政を担う関西広域連合がすでにいることから、当該権限を関西広域連合に移譲することにより、地域補完の最適化につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。なお、協議会の事務局機能を関西広域連合に移管することにより、各行政分野の調整を一元的に行うことが可能となり、行政の効率化を図ることもできると考える。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。協議会の事務局機能を広域連合に移管することにより、各行政分野の調整を一元的に行うことが可能となり行政の効率化を図ることができる。京都府及び鳥取県を構成団体としており、関西広域連合が事務局機能を担うことにより当該地域をも対象としたより広域的な観点から港湾機能の継続の検討が可能となる。	港湾法第50条の4	国土交通省	関西広域連合	別紙あり	—	—

国土交通省（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
277	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	障害者有料道路割引制度の事務及び市民の利便性の改善について	障害者の有料道路割引制度について、申請の受け付けを郵送もしくはインターネットにより有料道路事業者が直接対応できるようにすること。	障害者の有料道路割引制度の手続きについて、各福祉事務所で制度の案内を行い、申請に基づき証明書を発行し、申請者が高速道路会社に郵送することとなっている。 更新(2年毎)の際も証明書の発行が必要であるため、年々、問い合わせや窓口への来所者が増えており、職員の対応時間や事務量が非常に多くなっている。 市民からも「手続きは直接有料道路事業者とできないか」との声が少なくない。 神戸市では年間約12,000件の申請があり、電話での問い合わせも頻繁にある。	有料道路事業者への直接の申請が可能となれば、障害者の負担軽減とワンストップサービスに繋がる。また、各福祉事務所の事務量の削減につながる。	国土交通省道路局長通知(平成15年10月30日 国道有第52号) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知(平成15年11月6日 障発第1106002号)	厚生労働省、国土交通省	指定都市市長会	札幌市、苫小牧市、白河市、日立市、石岡市、橋川市、千葉市、江戸川区、八王子市、横浜市、平塚市、金沢市、大垣市、豊橋市、西尾市、亀岡市、茨木市、出雲市、防府市、徳島市、高松市、佐世保市、大村市、熊本市、宮崎市	○当市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 ○本市においても全く同様であり、職員の対応時間や事務量が非常に多いとともに、特にETC申請は制度内容が複雑で、トラブルも多く見受けられる。また、有料道路事業者への手続きも必要のため、市民が直接有料道路事業に手続きできないのかという声も多い。 ○障害者の通院の際、やむを得ず登録されていない車両を使用。障害者に必要な通院に高速の割引が受けられず、自立や社会経済活動の妨げとなっている。 ○障害者手帳所持者数は毎年増加しており、有料道路割引制度の申請も増加することから、事務量削減のためにもこの提案に賛成する。 ○有料道路における障害者割引制度については、ETC利用者には「更新案内通知」が発送されるが、料金所走行の場合は特にお知らせがないため更新を忘れてしまう場合も多いこと、また、ETC利用者では証明書に不備があれば有料道路事業者からの問合せが市町村にあり、市町村が本人確認を行うことなど、業務が煩雑になっている状況であることから、提案市と同様、更新手続きの徹底や道路事業者への直接申請など、制度見直しの必要性を感じている。 ○本市においても同様の状況である。年間申請件数は把握していないが、問い合わせ等も含めると事務量は非常に多くなっているため、郵送やインターネットでの申請ができるようになれば、事務の削減だけでなく、申請者への負担削減にもつながると考えられる。 ○本市においては、年間約2,000件の申請がある。概ね2年に一度、市役所に来て手続きが必要であり、また、手続きも複雑であり、必要書類の不足も少なくなく、申請者及び福祉事務所職員の負担が大きいため手続きの改善を求める。 ○障害者の有料道路の割引制度手続きは、申請者数が多く、窓口対応の件数増加の原因の一つにもなっている。また、利用者にとって、2年ごとの更新の手間がかかることに加え、ETC利用者に対しては更新案内があるが、有人窓口での手帳提示による利用者に対しては更新案内の通知がないため、有効期限が切れて割引されなかったとのクレーム等を市職員が受ける場合がある。よって、有効期限の延長や道路管理事業者への郵送による受付の検討を望む。また、更新対象者に対しては、既登録内容を基に氏名や住所等を印刷したものを発送し、手続きの簡素化を検討してもらいたい。 ○当市の状況についても左記の支障事例のとおりであり、遠方から手続きに来庁された場合も、車検証等、必要書類の不備等があれば不受理の取扱いとしているため、トラブルの原因となっている。インターネット申請等が可能な環境を整えば、上記のような不受理に係るトラブルも軽減され、申請者、受理者双方においてメリットとなるものと考えられる。 ○提案団体同様、申請手続きが申請者の負担となっている。また、その対応に要する事務量が他の業務を圧迫している。 ○本市でも申請件数が非常に多く、1件の手続きに要する時間も約10分ほどで、長い待ち時間による窓口の混雑につながっている。有料道路事業者への直接申請を可能とし、福祉窓口で手続きした方が都合の良い者には今まで通りに割引申請を受け付けることで、障害者の負担軽減と事務量の削減の両方をバランスよく図ることができると考えられる。 ○障害者の有料道路割引制度の手続きについて、各福祉事務所で制度の案内を行い、申請に基づき証明書を発行し、申請者が高速道路会社に郵送することとなっている。更新(2年毎)の際も証明書の発行が必要であるため、年々、問い合わせや窓口への来所者が増えており、職員の対応時間や事務量が非常に多くなっている。 ○当該割引制度の申請は福祉事務所に必ず出向く必要がある為、就労等をしている人にとって大きな負担になっている。 ○提案事項のとおり、本市においても定期的に市役所で手続きを行う必要があることは、申請者の負担となっている。実際に、その声もあがっている。郵送やWEBで完結する仕組みにより申請者の負担軽減が必要と考える。 ○他の割引制度はその割引を行う機関に直接申請するものが多く、利用するタイミングで申請できる。利便性を高めるためにも高速道路会社に直接手続きできるよう求める。本市では同様の申請が年間約1,500件あり、問い合わせや申請時の必要書類等の説明、申請受付に係る事務量も増加傾向にあり、負担となっている。 ○障害者の有料道路割引制度の手続きについて、各福祉事務所で制度の案内を行い、申請に基づき証明書を発行し、申請者が高速道路会社に郵送することとなっている。更新(2年毎)の際も証明書の発行が必要であるため、年々、問い合わせや窓口への来所者が増えており、職員の対応時間や事務量が非常に多くなっている。 市民からも「手続きは直接有料道路事業者とできないか」との声が少なくない。 ○本市においては、有料道路割引の電話による問い合わせや窓口対応により、対応や、確認等に要する事務量が多くなっている。また、家族の構成が多様化している中で、対象者によっては住民票等をそろえる必要があったり、加齢や日中の仕事等の理由で、窓口に来庁することが難しい方がおられる。有料道路割引の申請が、郵送もしくはインターネットで直接有料道路事業者に行えるようになれば、利用者の利便性が高まるとともに、福祉事務所等における事務量を削減することができる。 ○申請の都度、手帳への記載や「ETC利用対象者証明書」の交付を受けるため、窓口へ出向く必要があり、利用者にとって負担となっている。 割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されているが、本市は世帯辺りの保有台数が全国でも上位で、複数台所有している世帯が多く、地域の実情にそぐわない。 また、市側としても、年々、問い合わせや窓口への来所者が増えており、職員の対応時間や事務量が非常に多くなっている。 ○本市においても、有料道路における障害者割引制度について、身体障害者手帳等の提示のみで割引を受けられるJRなど多くの公共交通機関と異なり、割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されていることや、申請日以降2回目の誕生日までに市町村福祉事務所等で更新手続が必要であることなど、障害者支援の多様化や障害の重度化など、現代の障害者を取り巻く状況にそぐわず、利用者の利便性を損ない大きな負担となっており、本割引制度の趣旨である障害者の自立と社会経済活動への参加の支援の妨げとなっている点について、利用者からの苦情や改善要望が多く寄せられているところ。 ○提案市と同様の意見。補足として、対象自動車についても改めてご検討いただきたい。自家用の貨物の場合、要件が細かく設定されている。軽トラック(2人乗り)は対象にならないが、当市の地域では、軽トラックのみを自宅の車として使用している場合もあり、その場合対象とならず、窓口で苦情の申し出を受けたことも少なくない。障がい者の社会参加という点で対象車についてもご検討願いたい。 ○本市においても当該事務及び当該事務に係る問い合わせや苦情は、非常に大きな負担となっている。 また、手続きが負担であるとの苦情も窓口担当課に多く寄せられている。 今後はマイナンバーの利用も含め有料道路事業者での直接対応できる体制を整備いただきたい。 ○利用申請や更新手続きについて、利用者から高速道路事業者に直接行えるようにすることで、利用者福祉事務所へ出向く必要がなくなり、利用者の負担軽減となる。 ○提案に賛同する。本市でも有料道路料金の割引処理については年間約3,000件ある。 ○本市においても問い合わせや窓口への来所者が増えている。また給付の窓口混雑に伴う苦情も発生しており、窓口対応に要する事務量が増加している状況である。 また、区役所での手続きを省くことが出来るため、利用者にとっても負担軽減というメリットがある。 ○市町村窓口での手続きが不要となり、市民の申請手続きの負担が軽減される。インターネットでの申請を促すことで郵便代の負担も生じない。また、職員の事務負担の大幅な軽減が見込まれる。 (参考)平成30年度申請件数:8,078件 ○福祉事務所等に出向くことが困難であるという相談は多数寄せられており、高速道路事業者等と直接のやりとりを望む声は多い。受給者の利便性を高めるためにも、郵送で利用手続が行えることが望ましい。 ○有料道路事業者への直接の申請が可能となれば、障害者の負担軽減とワンストップサービスに繋がる。また、各福祉事務所の事務量の削減につながる。車両ごとの指定を撤廃することで、カーシェアやリース等で車両の所有者が本人や家族でない場合や、複数の介護者がそれぞれの車両で重度障害者を移動させる場合なども割引の適用を受けることができる。更新手続きのために市町村福祉事務所等に出向く必要がなくなり、申請者への負担が軽減される。

国土交通省（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
281	B	地方に対する 規制緩和	医療・福祉	有料道路における障害者割引制度の改善	有料道路における障害者割引制度については、「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成15年11月6日付障発1106002号各都道府県知事・各指定都市市長、各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部庁通知)」等により市町村福祉事務所等における事務の実施について規定され、「有料道路における障害者割引措置実施要領(平成15年7月30日付日本道路公団等策定)」により運用されているが、身体障害者手帳等の提示のみで割引を受けられるJRなど多くの公共交通機関と異なり、割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されていることや、申請日以降2回目の誕生日まで市町村福祉事務所等で更新手続が必要であることなど、障害者支援の多様化や障害の重度化など、現代の障害者を取り巻く状況にそぐわず、利用者の利便性を損ない大きな負担となっており、本割引制度の趣旨である障害者の自立と社会経済活動への参加の支援の妨げとなっている。 また、ETC割引の手続については、現在、申請者が市町村福祉事務所等で「ETC利用対象者証明書」の交付を受け、高速道路事業者等が設置する窓口へ送付する必要があるが、市町村福祉事務所等へ出向くことが負担となっている。	車両ごとの指定を撤廃することで、カーシェアやリース等で車両の所有者が本人や家族でない場合や、複数の介護者がそれぞれの車両で重度障害者を移動させる場合なども割引の適用を受けることができる。 更新手続又は「ETC利用対象者証明書」の交付手続きのために市町村福祉事務所等に出向く必要がなくなり、申請者への負担が軽減される。	・障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成15年11月6日付障発1106002号各都道府県知事・各指定都市市長、各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部庁通知) ・有料道路における障害者割引措置実施要領(平成15年7月30日付日本道路公団等策定)	厚生労働省、国土交通省	指定都市市長会		札幌市、苫小牧市、白河市、日立市、石岡市、橋川市、千葉市、江戸川区、横浜市、大垣市、豊橋市、西尾市、亀岡市、堺市、茨木市、出雲市、防府市、徳島市、高松市、佐世保市、大村市、熊本市、宮崎市	○当市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 ○障害者の通院の際、やむを得ず登録されていない車両を使用、障害者に必要な通院に高速の割引が受けられず、自立や社会経済活動の妨げとなっている。 ○有料道路における障害者割引制度については、ETC利用者には「更新案内通知」が発送されるが、料金所走行の場合は特にお知らせがないため更新を忘れてしまう場合も多いこと、また、ETC利用者では証明書に不備があれば有料道路事業者からの問合せが市町村にあり、市町村が本人確認を行うことなど、業務が煩雑になっている状況であることから、提案市と同様、更新手続きの撤廃や道路事業者への直接申請など、制度見直しの必要性を感じている。 ○当市においても、同様の状況である。JRなど他の公共交通機関と同様に手帳の提示により障害者割引制度が利用できるようになることで、市町村の窓口申請に来る必要がなくなるため申請者への負担が軽減される。また事務の削減にもつながると考えられる。 ○当市においては、年間約2,000件の申請がある。概ね2年に一度、市役所に来て手続きが必要であり、また、手続きも複雑であり、必要書類の不足も少なくなく、申請者及び福祉事務所職員の負担が大きいため手続きの改善を求める。 ○障害者の有料道路の割引制度手続きは、申請者数が多い、窓口対応の件数増加の原因の一つにもなっている。また、利用者にとって、2年ごとの更新の手間がかかることに加え、ETC利用者に対しては更新案内があるが、有人窓口での手帳提示による利用者に対しては更新案内の通知がないため、有効期限が切れて割引されなかったとのクレーム等を市職員が受ける場合がある。よって、有効期限の延長や道路管理事業者への郵送による受付の検討を望む。また、更新対象者に対しては、既登録内容を基に氏名や住所等を印刷したものを発送し、手続きの簡素化を検討してもらいたい。 ○指定車両の撤廃については、当市から高速道路事業者へ直接要望した経緯もあり、左記のような利点もあることから、柔軟な対応を求める。ETC割引手続については、必要書類等も多く、申請者、受理者双方において大きな負担となっているため、手続きの簡素化が必要と考える。 ○提案団体同様、申請手続きが申請者の負担となっている。また、その対応に要する事務量が他の業務を圧迫している。 ○身体障害者手帳等の提示のみで割引を受けられるJRなど多くの公共交通機関と異なり、割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されていることや、申請日以降2回目の誕生日まで市町村福祉事務所等で更新手続が必要であることなど、障害者支援の多様化や障害の重度化など、現代の障害者を取り巻く状況にそぐわず、利用者の利便性を損ない大きな負担となっており、本割引制度の趣旨である障害者の自立と社会経済活動への参加の支援の妨げとなっている。また、ETC割引の手続については、現在、申請者が市町村福祉事務所等で「ETC利用対象者証明書」の交付を受け、高速道路事業者等が設置する窓口へ送付する必要があるが、市町村福祉事務所等へ出向くことが負担となっている。 ○当該割引制度の申請は福祉事務所に必ず出向く必要があるが、就労等をしている人にとって大きな負担になっている。 ○提案事項のとおり、当市においても定期的に市役所で手続きを行う必要があることは、申請者の負担となっている。実際に、その声もあがっている。郵送やWEBで完結する仕組みにより申請者の負担軽減が必要と考え。 ○市町村福祉事務所での定期的な更新申請手続きを要する現行の制度では、障害者にとって負担が重く、また、本来有料道路事業者が事務手続きを行うべきものであるにも関わらず、事務的経費としての財源措置も無い中で現在行っている市町村福祉事務所にとっても負担となっている。 ○当市においては、複数の介護者が、有料道路を利用して、文代で通院介助等を行いたいと希望される方がいるが、1人の障がい者につき登録できる車が1台に限定されているため、障がい者の利便性が損なわれていると感じる。また、福祉事務所等への有料道路・ETC割引の申請については、仕事の都合で平日は来所が難しかったり、障がい者・保護者共に高齢のため窓口に来ることが困難な方もおられる。身体障害者手帳の呈示のみで割引が適用になり、ETCの利用手続きの方法が改善されれば、利用者の利便性を高めるとともに、福祉事務所等での事務量の軽減にもつながることができる。 ○申請の都度、手帳への記載や「ETC利用対象者証明書」の交付を受けるため、窓口へ出向く必要があり、利用者にとって負担となっている。 割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されているが、当市は世帯辺りの保有台数が全国でも上位で、複数台所有している世帯が多く、地域の実情にそぐわない。 また、市県としても、年々、問い合わせや窓口への来所者が増えており、職員の対応時間や事務量が非常に多くなっている。 ○当市においても、有料道路における障害者割引制度について、身体障害者手帳等の提示のみで割引を受けられるJRなど多くの公共交通機関と異なり、割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されていることや、申請日以降2回目の誕生日まで市町村福祉事務所等で更新手続が必要であることなど、障害者支援の多様化や障害の重度化など、現代の障害者を取り巻く状況にそぐわず、利用者の利便性を損ない大きな負担となっており、本割引制度の趣旨である障害者の自立と社会経済活動への参加の支援の妨げとなっている点について、利用者からの苦情や改善要望が多く寄せられているところ。 ○提案市と同様の意見。補足として、対象自動車についても改めてご検討いただきたい。自家用の貨物の場合、要件が細かく設定されている。軽トラック(2人乗り)は対象にならないが、当市の地域では、軽トラックのみを自宅の車として使用している場合もあり、その場合対象とならず、窓口で苦情の申し出を受けたことも少なくない。障がい者の社会参加という点で対象車についてもご検討願いたい。 ○当市においても、他の交通機関の割引と異なり、身体障害者手帳等を見せるだけでは割引にならない取扱いについて、市民からの苦情がある。 また、身体障害者手帳については、状態の変更があり得ず、有効期限が特に設定されていないことも多いが、高速道路の割引については、約2年に一度更新をしなければならない。このような取扱いについても非常に負担であるという意見が、窓口によく寄せられている。特に重度の障害者については、窓口に出向くと自身が困難な場合がある。 なお、当該証明事務は窓口担当課において非常に大きな事務負担となっている。また、上記のような要望や苦情については、当市のみでは改善が不可能なものでありながら、窓口担当者は一旦は受け付けざるを得ないため、負担となっている。 ○有料道路の障害者割引については1人1台の自動車に限定されているが、この限定が撤廃されることにより、家庭で複数の車両を所有している場合やリースの場合などでも割引の適用を受けることができるようになり、障害者の移動の際の利便性向上につながる。 また、利用申請や更新手続きについて、利用者から高速道路事業者へ直接行えるようにすることで、利用者が福祉事務所へ出向く必要がなくなり、利用者の負担軽減となる。 ○提案に賛同する。当市でも有料道路料金の割引処理については年間約3,000件ある。 ○当市においても、車両ごとの指定の撤廃は市民からの要望も根強く、利用者にとっては様々な福祉サービスにつながる事が期待される。また、障がい当事者団体より要望があり、外出の利便性向上のため、車両ごとの指定の撤廃を求められている状況である。 ○市民の申請手続きの負担軽減及び市町村職員の事務負担軽減につながることから、制度改正の必要性があると考える。 ○福祉事務所等へ出向くことが困難であるという相談は多数寄せられており、高速道路事業者等と直接のやりとりを望む声は多い。受給者の利便性を高めるためにも、郵送で利用手続が行えることが望ましい。 ○有料道路事業者への直接の申請が可能となれば、障害者の負担軽減とワンストップサービスに繋がる。また、各福祉事務所の事務量の削減につながる。車両ごとの指定を撤廃することで、カーシェアやリース等で車両の所有者が本人や家族でない場合や、複数の介護者がそれぞれの車両で重度障害者を移動させる場合なども割引の適用を受けることができる。更新手続又は「ETC利用対象者証明書」の交付手続きのために市町村福祉事務所等に出向く必要がなくなり、申請者への負担が軽減される。

環境省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		
	区分	分野									団体名	支障事例	
65	B	地方に対する規制緩和	その他	海ごみに対する財政支援制度の要件緩和	豪雨等により突発的に大量発生する海ごみの回収・処理に対する財政支援に関して、対象要件を地域の実情に応じて緩和する。	豪雨等の災害時に発生するごみについては、県内の海域関連施設(海岸、港湾、漁港)の漂着ごみは、管理者となる沿岸各市町及び県が回収・処理を行っている。 そのような災害時に大量に発生する海岸漂着ごみの回収・処理に係る市町等に対する国の支援としては、国土交通省・農林水産省・環境省の災害対策補助金があるが、漂着量が1,000m3以上であることなど対象要件が高く設定されていることから、補助制度が活用できない。 本県においては昨年度7月豪雨災害等により、施設別に10～数百m3の漂着物があったが、要件に届かず、補助制度が活用できなかった。 漂着ごみは発生源が漂着する施設を管理する自治体と異なることもあるが、その自治体の費用負担で処理を行っている。	財政支援に関して、対象要件を緩和することにより、自治体の積極的かつ円滑で迅速な回収・処理につながる。	災害等廃棄物処理事業費補助金(環境省)	環境省	香川県、徳島県、愛媛県、高知県	別紙あり	北海道、八戸市、大船渡市、福島県、石川県、豊橋市、京都府、宮崎県	○当団体内においても、平成28年度の台風等による被害により大量の漂着物が発生したが、提案にあるとおり、災害対策補助金には、対象要件が高く設定されており、海岸保全施設及びこれら施設から1km以内の区域に漂着したもののみが補助対象となっているため、補助対象とならない区域が存在することにより地方負担が発生し、漂着ごみの処理に苦慮した事例がみられる。沈木等のごみの多重漂着により、日常生活や経済活動に甚大かつ深刻な影響を生じていることから、これらの処理を迅速に進めることが必要であり、台風等により海岸に漂着したごみの処理について、災害関連の補助対象区域の拡大など、制度の拡充を図ることを要する。 ○当市においても豪雨等の災害時に発生する漂着ごみについては、市内の海域関連施設(海岸、港湾、漁港)の管理者(市及び県)が回収・処理を適宜行っている。災害時に大量に発生する海岸漂着ごみの回収・処理に係る市町等に対する国の支援としては、国土交通省・農林水産省・環境省の各種補助金があるものの、漂着量が1,000m3以上であることなど対象要件が高く設定されていることから、補助制度が活用できない。 ○海岸漂着物については、国と県の補助金により重点区域の回収処理を行っている。昨年度は9月の台風による海ごみの大量発生により、765,720円の増額の変更契約を行い処分を行った。しかし、想定外の大きな支出によりそれ以降の回収作業が出来なかった。環境省の災害対策補助金要件の1,000㎡には及ばず活用出来なかったが、要件が緩和されれば沿岸施設の台風被害は災害対策補助金で対応できたのではないかと考えられる。 ○当県においても豪雨等による港湾、漁港等の漂着ごみを県が回収・処理した事例がある。そのため、今後も豪雨等による港湾、漁港等の漂着ごみを県等が回収・処理することが考えられ、財政支援に関して、対象要件の緩和は必要であると考ええる。
210	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	化製場等に関する法律に基づく飼養許可の見直し	現在、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動愛法」という。))に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録(同法第10条第1項、第24条の2)をする場合、化製場等に関する法律(以下「化製場法」という。))に基づく飼養の許可(同法第9条第1項)が必要となることがある。 ※化製場法に基づく指定区域(同法第9条1項)において、動愛法に基づく飼養施設(同法第10条第2項第6号)内で10頭以上の犬を収容する場合 確かに、化製場法に基づく飼養許可規制の目的が、公衆衛生にあるのに対し、動愛法に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録規制の目的は、動物の健康・安全の保持等及び生活環境保全等にあり、その規制目的を異にしており、重複規制となっているわけではない。 もっとも、動愛法に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録において満たすべき動愛法施行規則施設基準と、化製場法に基づく飼養許可において満たすべき都道府県条例施設基準は、共に一定の施設の衛生管理を求めるものとなっているため、動愛法上の登録が認められるものは、化製場法上の許可が認められる結果となっている。 このような状況下では、申請者が登録及び許可の2つの申請を行い、行政庁が登録及び許可の2つの審査を行っても、その手間が増えるだけで、非効率な事務運用となっている。	行政側の事務負担の軽減及び事務運用の効率化 申請者側の手続負担の軽減	化製場等に関する法律第9条第1項 動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項、同条第2項	厚生労働省、環境省	神奈川県、埼玉県、横浜市、相模原市、横浜質市、藤沢市、大阪府		青森県、福島県、川口市、豊橋市、八尾市、高松市、大牟田市、熊本市、宮崎県	○動物の愛護及び管理に関する法律に化製場等に関する法律の内容を盛り込んだ形の整備を行えば、第一種・第二種動物取扱業の登録を得た者について、化製場等に関する法律に基づく飼養許可を得たものとみなすことは可能であり、申請者、行政の両者の事務負担等も軽減され、効率化を図れることから見直すべきと考える。 ○平成30年度の同様支障事例で許可した件数は6件であった。 ○当市では、動物の愛護及び管理に関する法律に関する事務と化製場等に関する法律に関する事務を所管する部署が異なり、かつ、これらの部署の窓口(事務所の場所)が離れていることから、このような規制緩和がなされることにより、申請者の負担や事務処理の負担が大幅に軽減されることを期待する。 ○化製場等に関する法律と動物愛護管理法とを確認しつつ、それぞれの法に基づく手続の要否を判断せざるを得ない状況にあるため、業務が非常に煩雑となっている。 ○提案市と同様、動愛法に基づく第1種第2種動物取扱業の登録と化製場の飼養許可と二つの審査が必要となるケースがあり、行政側も申請者側も事務手続き負担となっている。動物取扱業登録があれば、一定の衛生管理を満たしており化製場法の動物飼養許可の要件を満たしていると判断できる。	
245	A	権限移譲	環境・衛生	国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限(連合域内の山陰海岸国立公園)について、関西広域連合への移譲を求める。	法定受託し府県を経由している地方環境事務所長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件にも関わらず、処理期間が1～2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。 この点について、広域環境保全などの政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、円滑かつ効率的な処理が可能である。 将来的に更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。	国立公園の各区域内における行為の許可権限、利用調整地区の区域内へ立ち入りを制限されている期間内に立ち入ろうとする場合の認定権限、普通地域の届出受理権限等については、開発と保護のチェック&バランスを確保した運用をすべきであり、総合行政を担う地方公共団体が処理することにより、効率的に処理できるばかりか、保護と利用の適切な推進に資する。 特に、商業施設の開設規制を緩めようとしており、観光行政を担う地方公共団体が処理することにより、迅速、かつ、保護と利用のバランスを考慮した効率的・効果的な対応が可能となる。 なお、許認可事務の執行については、環境省における許可に関する審査基準や全国的・国際的な見地による環境省の技術的助言に基づき、適切に運用することは当然可能であり、国が一義的に責任を負って行われる国立公園の管理を促すものではない。	自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第3・6・7項、第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条	環境省	関西広域連合	別紙あり	—	—
246	A	権限移譲	環境・衛生	国立公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国立公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。	現行の制度は、国が公園区域を指定し、公園計画を決定したうえで、当該計画に基づき府県が管理することとなっている。国立公園の保全と活用をめぐる価値観の多様化やニーズは急速に変化しており、充実した管理運営のため地域の環境保全の責任を担っている地方自治体のイニシアティブが発揮しにくい。 また、過去にも軽微な計画変更に約2年近く要するなどしたことがあり、機動的な対応ができていない。 この点について、広域環境保全を含む政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば円滑かつ効率的な処理が可能であるほか、公園計画の決定者と公園の管理者を統一することで、より主体的で責任ある管理が可能となる。また、関西広域連合に権限を移譲した場合であっても、自然公園法等の基準のもと公園計画決定することに変更りはなく、一定の国の関与を残す必要があるのであれば、同意を要しない協議などで対応できると考える。 将来的に更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲することにより、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。	国立公園に関する公園計画の決定権限について、地域の特性や事情を熟知した府県への移譲を基本としつつ、複数府県に跨がる国立公園については、関西広域連合に権限を移譲することにより、構成府県の迅速かつ効率的な調整のもと、国立公園の適切な保護と利用促進、きめ細やかで、より高い水準の維持が可能となる。	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	環境省	関西広域連合	別紙あり	—	—

環境省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
261	A	権限移譲	環境・衛生	土壌汚染対策法に係る事務・権限の移譲	土壌汚染対策法に係る事務・権限のうち、指定調査機関の指定・監督のように府県域を跨ぐために地方環境事務所の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	土壌汚染対策法第3条第1項、第35条、第36条第3項、第37条第1項、第39条、第40条、第43条、第43条、第54条第1・5項、第56条第1項	環境省	関西広域連合	—	—